

令和 7 年度

堺市立学校園運営における指針

堺市教育委員会

平成八（一九九六）年七月 堺市の学校給食から
腸管出血性大腸菌O一五七による感染症が発生し
多くの児童を苦しめ 三人の尊い命を失いました
私たちは忘れません
多くの子どもたちの苦しむ姿を
夢をたたれ 将来を奪われた三人の幼い命を
痛恨の思いを胸に
私たちは誓います
二度とこのような不幸を繰り返さない
私たちはめざします
安全で楽しい学校給食を
そして健やかな心と体をはぐくむ
明るく元気な「わがまち・堺」の実現を



0157 堺市学童集団下痢症の碑「永遠に」～心に刻み伝えるために～

※ 「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」及び「O157 堺市学童集団下痢症
追悼と誓いのつどい」については 79 ページ参照

はじめに

将来に目を向けますと、2050年には生産年齢人口は現在の約3分の2に減少し、社会経済の活力や水準の維持が困難と推測されています。そうした時代をこどもたちがいかに生き抜くことができるか、そのための資質や能力をいかに身に付けられるかが、教育行政において重要な視点であると考えています。今後、世界情勢の変化や気候変動も含め、想定外の事態が起こりうる社会において、未来を担うこどもたちには、どんな状況にあっても主体的に考え、広い視野を持って自ら判断し、他者と協力しながら己の人生を切り拓いていく、たくましい力を身に付けてほしいと思います。

堺市では、「ひとづくり・まなび・ゆめ」の教育理念のもと、多様な価値観を認め合い、自分も他者も大切にする心、新たな世界にふみ出す勇氣、生涯にわたって学び続ける意欲を身につけることなどをめざして、教育の充実に取り組んでいます。

令和7年度の学校園の運営における指針は、第3期「未来をつくる堺教育プラン」及び「子どもたちの未来のために～Change & Challenge～」に基づき、お示しするものです。

その上で、特に令和7年度に校園長の皆様に意識して頂きたいことを3点お伝えします。

1つめ、本年4月からいよいよ「学校群を中心としたマネジメント」が、堺市内全ての中学校区で始まります。これまで実践を積み重ねてきた8学校群のモデル実施を経て、学校向けのとびきり活用しながら、全市展開を図ります。学校群という仕組みを使って、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実、探究的な学びの充実を図り、こどもたちの学びの選択肢を増やし、より柔軟で円滑な学校運営や教育活動を行い、学校教育の質を高めることをめざします。

2つめ、本年は阪神・淡路大震災から30年となります。堺市でもいつ大きな災害が起こるか分かりません。「備えあれば憂いなし」に少しでも近づける努力が必要です。各学校園においては災害発生時の校園内体制の点検確認や防災教育等、こどもたちの命や安全を守るための備えを抜かりなくお願いいたします。

3つめ、本年は戦後80年を迎えます。今もなお、世界では分断や対立が深まっている世相において、改めて戦争の悲惨さや平和の尊さをこどもたちと共に考える機会となるのではないのでしょうか。こどもたちが様々な書物や語り部の方々から学び、自分ごととして捉え、主体的に考えることを大切にして、各学校園で平和教育などに取り組まれますよう、よろしくお願いいたします。

結びにあたり、各校園長のリーダーシップのもと、学校・家庭・地域が連携・協働しながら自主性・自律性に富んだ学校運営を推進することにより、こどもたちの豊かな学びや健やかな育ちを実現し、こどもたち一人ひとりが未来を切り拓くことのできる資質・能力を育まれることを期待しています。

目 次

第1章	第3期「未来をつくる堺教育プラン」について	1
	〈資料〉子どもたちの未来のために～Change & Challenge～	3
	〈資料〉学校群を中心としたマネジメント	5
	〈資料〉堺の教育への信頼を回復するために～「未来をつくる堺の誇り（PRIDE）」～	7
	〈資料〉全員喫食制中学校給食～安全安心な給食実施に向けて～	9
第2章	第3期プラン（5年次）における取組指針	
1	「総合的な学力」の育成	11
	〈資料〉本市で育成をめざす資質・能力「総合的な学力」について	15
	〈資料〉「学びのコンパス」に基づく授業づくりについて	15
2	グローバルに活躍できる力の育成	17
3	超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成	19
4	豊かな心の育成	21
5	健やかな体の育成	23
	〈資料〉部活動の充実に向けて	26
6	特別支援教育の推進	27
7	つながる教育の推進	29
	〈資料〉幼児期の終わりまでに育ってほしい姿	32
8	学びの機会の確保	33
9	学校マネジメント力の向上	35
10	信頼される教員の育成	37
	〈資料〉個人情報徹底管理 9のポイント	41
11	えがおあふれる学びの場づくり	42
	〈資料〉堺市いじめ防止基本方針（概要）	48
	〈資料〉いじめ対応チェックシート	49
	〈資料〉堺市立学校園性暴力防止ガイドライン（概要版）	50
12	子どもの安全確保	51
	〈資料〉堺市版 学校園施設・設備における安全点検（フロー図）	55
	〈資料〉特に気を付けてほしい重要チェックポイント	55
	〈資料〉学校における調理実習の留意点	56
13	ひろがる教育の推進	59
第3章	教育課程の編成と実施にあたって	
1	幼稚園	61
2	小学校、中学校	62
3	高等学校	71
4	支援学校	72
第4章	人権教育の推進について	
1	人権教育の推進	73
2	差別事象が生じた際の対応の流れ	75
3	平和教育の推進	76
参考資料		
	学習指導要領改訂と教科書採択のスケジュール等	77
	家での7つのやくそく	78
	堺市立学校スマホ・ネット ルール5 “まもるんやさかい”	78
	「0157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について	79
	取組事項一覧	81

※本文中の  **取組事項一覧** をクリックすると巻末の取組事項一覧へ移動します。

第1章 第3期「未来をつくる堺教育プラン」について

堺市の教育理念「ひとづくり・まなび・ゆめ」

■ 豊かな心の人づくり

自分のよさや可能性を知り、多様な価値観を認め、相手の立場を思いやり大切にできる豊かな心、大きな視野で社会やものごとをとらえることのできる心のゆとり、秩序を重んじ、社会性を身につけるための規範意識の育成を進めます。

■ 確かな学びの形成

社会の中で生きていくために必要となる、自ら問題を発見し、試行錯誤しながら解決し、新たな価値を創造していくことができる力や、自ら学び、他者と協働しながら、学んだことを社会で生かすことのできる幅広い学力の確かな形成に努めます。

■ ゆめをはぐくむ教育の推進

未来をつくる子どもたちが、自分のよさや個性、可能性を発揮し、ゆめの実現に向けて多様な選択ができる誰一人取り残すことのない教育を推進します。

また、先人から受け継いだ自由・自治の精神、歴史・文化を継承し、優れた文化を創造できる教育を推進します。

1 めざす子ども像「それぞれの世界へはばたく“堺っ子”」

- 自分のよさを知り、人を認め、人とつながり協働する
- 自らを律し、自ら学び続け、自らを表現する
- ゆめの実現に向けて挑戦する
- 堺を愛し、堺を誇りとする
- 多様な価値観を認め、多様な文化を理解する

2 めざす学校像「子どもの未来をつくる学校」

- 主体的・協働的な学びを通して「総合的な学力」を育む学校
- 多様性を認め、一人ひとりの個性を尊重する学校
- 子どもの発達段階に応じて一貫した教育を行う学校
- 「チーム力」を発揮し、家庭・地域・関係機関とともに子どもを育てる学校
- いじめの未然防止・早期発見・早期対応に真摯に取り組み、早期解決を図る学校

3 めざす教員像「情熱・指導力・人間力を備えた教員」

- 子どもを愛し、ゆめと情熱をもち続ける人
- 子どもに寄り添い、学び続け、確かな指導力をもつ人
- 豊かな人権感覚をもち、信頼される人間力をもつ人
- 高い危機管理意識をもち、子どもの生命や心身の安全・安心を確保できる人
- 「いじめは絶対に許さない」と毅然とした態度を示し、子どものSOSに気づく感度の高い人

SDGs の視点



本プランでは、SDGs の 17 の目標のうち、目標 4「質の高い教育をみんなに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 10「人や国の不平等をなくそう」、目標 16「平和と公正をすべての人に」及び目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」の 5 つのゴールを共通目標とし、基本的方向性及び基本施策ごとに、SDGs の目標を掲げています。

5 つの基本的方向性と 16 の基本施策

「ひとづくり・まなび・ゆめ」の実現に向けた 5 つの基本的方向性と、それらに基づく 16 の基本施策を示しています。

基本的方向性

基本施策

1. 未来を切り拓く力の育成



- ①「総合的な学力」の育成
- ②グローバルに活躍できる力の育成
- ③超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成
- ④豊かな心の育成
- ⑤健やかな体の育成
- ⑥特別支援教育の推進
- ⑦つながる教育の推進
- ⑧学びの機会の確保

2. 学校力・教師力の向上



- ⑨学校マネジメント力の向上
- ⑩信頼される教員の育成

3. 安全・安心な学びの場づくり



- ⑪えがおあふれる学びの場づくり
- ⑫子どもの安全確保

4. 学校・家庭・地域が連携・協働する教育の推進



- ⑬ひろがる教育の推進
- ⑭生涯にわたる学習環境の充実

5. よりよい教育環境の充実



- ⑮教育環境の整備
- ⑯学校施設の整備

子どもたちの未来のために～Change & Challenge～

堺市では、近年の教育に関わる国の動向等に迅速に対応するため、特に重要と考える分野の”めざす姿”と”重点的に取り組む項目”をとりまとめ、「子どもたちの未来のために～Change & Challenge～」として公表しました。これらの内容を踏まえつつ、次期プラン策定に向けた検討を進めます。

本市では、第3期未来をつくる堺教育プラン（令和3～7年度）に基づき、様々な取組を行っています。その中で、近年の教育に関わる国の動向等にも迅速に対応するため、特に重要と考える分野（総合的な学力の育成、不登校の子どもへのサポート、特別支援教育の充実、GIGAスクールの推進、教職員の働き方）について、「子どもたちの未来のために～Change & Challenge～」(以降、「～Change & Challenge～」)として、各分野のめざす姿と重点的に取り組む項目を取りまとめ、令和6年5月に公表しました。

今後も、こどもたちが多様性を認め、夢や目標、挑戦心や粘り強さをもって、それぞれの可能性を発揮しながら未来を切り拓く力を育むため、様々な取組を進めます。

子どもたちの未来のために ～Change & Challenge～



子どもたちが多様性を認め、夢や目標、挑戦心や粘り強さをもって、それぞれの可能性を伸ばし**未来を切り拓く力**を育むことをめざして

Change & Challenge

教育委員会と学校園が思いを一つにして意識・行動・学びを**Change**

未来を担う堺の子どもたちのための行動や取組に、果敢に**Challenge**

学ぶことを楽しみ、
自ら学ぶ子どもの育成

総合的な
学力の育成

不登校の子ども
へのサポート

不登校の子どもの
学びとつながりの実現

「ともに認め合い、支える」
特別支援教育の実現

特別支援教育
の充実

教職員の
働き方

働きやすく「働きがい」
のある学校の実現

学校群を中心とした
マネジメント

GIGAスクールの
推進

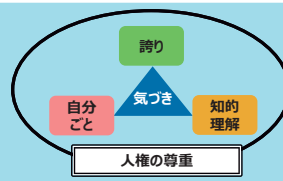
学校群を中心としたマネジメント

中学校区を構成する小・中学校を「学校群」という1つの単位としてとらえ、「学校群を中心としたマネジメント」により、一体的な小中一貫教育に取り組めます。

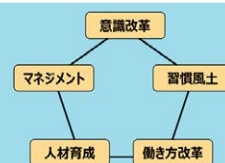
教育効果の最大化を実現する GIGAスクールの推進

不祥事を未然に防止する実効性のある“意識の徹底”と“仕組み”の構築

堺の教育に対する信頼回復に向け、令和6年3月に策定した「未来をつくる堺のプライド（誇り）」を活用した、それぞれの教員の“意識改革”と、不祥事案を未然に防ぐための“自らの気づき”に向けた取組を継続的に進めます。



< 5つのキーコンセプト >



< 5つの観点 >

【めざす姿・重点的に取り組む項目】

めざす姿・重点的に取り組む項目			
総合的な学力の育成 学ぶことを楽しみ、自ら学ぶ子どもの育成		めざす姿：学ぶことを楽しみ、自ら学ぶ子ども	
1 授業モデル「探究×ICT」を活用した授業改善 2 探究的な学びの推進 3 読解力を育む授業実践		4 IRT調査による個々の子どもの状況分析及び支援 5 集団の状況に着目した分析及び授業改善 6 教科等横断的な視点でのカリキュラム改善	
不登校の子どもへのサポート 不登校の子どもの学びとつながりの実現		めざす姿：不登校により学びにアクセスできない子どもたちをゼロにする	
1 学校が楽しく、安心できる場所となるための取組の推進 2 ICTを活用した「学び」や「気づき」のための効果的な活用実践 3 それぞれの子どもが安心できる居場所の確保		4 市長事務部局や市役所以外の関係部署（機関）との連携強化	
特別支援教育の充実 「ともに認め合い、支える」特別支援教育の実現		めざす姿：共生社会の一員として、「ともに認め合い、支える」ことができる子ども	
1 それぞれの子どもの状況に応じた「学びの場」の見直し 2 就学前から卒業後までの切れめのない支援や関係部署との連携強化 3 教員の専門性の向上やICTを活用した効果的な実践			
教職員の働き方 働きやすく「働きがい」のある学校の実現		めざす姿：1 教職員が心身ともに健康な状態で、安心して働くことができる 2 教員が子どもの成長を実感することができる 3 保護者・地域と信頼関係を築くことができる	
1 長時間勤務者に対する改善計画の作成と実施 2 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置 3 授業時数の柔軟な運用と適切な管理 4 長期休業期間の見直し 5 採点、授業準備・教材研究におけるICT活用の推進		6 校内清掃のあり方 7 学校行事、校外学習、宿泊学習の精選 8 市長・教育長からの地域・保護者向けメッセージの発信 9 持続可能な学校部活動への移行	
GIGAスクールの推進 教育効果の最大化を実現するGIGAスクールの推進		めざす姿：教育効果の最大化	
1 ICTを活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実、探究的な学びの充実 2 ICTを活用した多様な子どもへの対応		3 ICTを活用した教職員が働きやすく「働きがい」のある学校の実現	

※学校群を中心としたマネジメントについては、「学校群を中心としたマネジメントについての取組指針」を策定。

◆次期プラン策定に向けて

令和7年度に、第3期プランの計画期間が満了します。令和8年度を始期とする次期プランでは、～Change & Challenge～の視点を踏まえつつ、未来を切り拓くこどもたちのより豊かな学びや教職員のウェルビーイングの向上に向けて、本市が進むべき方向性を示します。

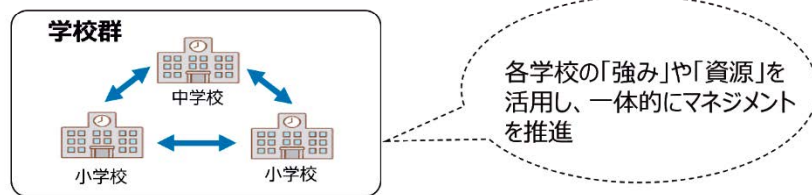
本市の教育に携わるすべての人が、教育ビジョンを共有することができるよう、策定にあたっては、新たに設置する教職員と事務局の合同ワーキンググループにおける協議やこどもからの意見聴取などを通じて、学校現場と協働的に内容の検討を行います。

学校群を中心としたマネジメント

◆学校群とは何か

令和7年度から、全市で学校群を中心としたマネジメントを展開します。

学校群とは、中学校区の小学校と中学校を1つのチームとして捉え、義務教育期間9年間を見通した、つながる教育を推進するものです。



「小学校6年間」と「中学校3年間」ではなく、「義務教育期間9年間」のこどもたちの学びを小学校と中学校の教職員がいっしょに考えて、「つながる教育」を行います。

◆学校群を中心としたマネジメントを進めるための背景

学校やこどもに関わる課題に対応し、未来社会を生き抜くこどもたちに必要な資質・能力を育むためには、様々な事象に対して状況に応じた適切な対応ができるよう、学校そのものを変革し、中期的総合的に学校運営の基礎力を高めていく必要があります。

～学校やこどもに関わる「身近な不安や悩み」～
(主な内容)

社会の変化	学校規模等の違い	中学校進学への不安
・学校はこれまでと同じでいいのか ・こどもが学ぶ内容はどうか	・できることや対応の違い ・教員の経験を積む機会の違い	・中学校ってどんなところなんだろうか ・違う小学校の子と友だちになれるのか

～こどもたちが社会で自分らしく生きてくために～
『OECDラーニング・コンパス（学びの羅針盤）2030』において、これからの先行きが不透明な社会を生き抜くこどもたちに必要な資質・能力として示された3つの力

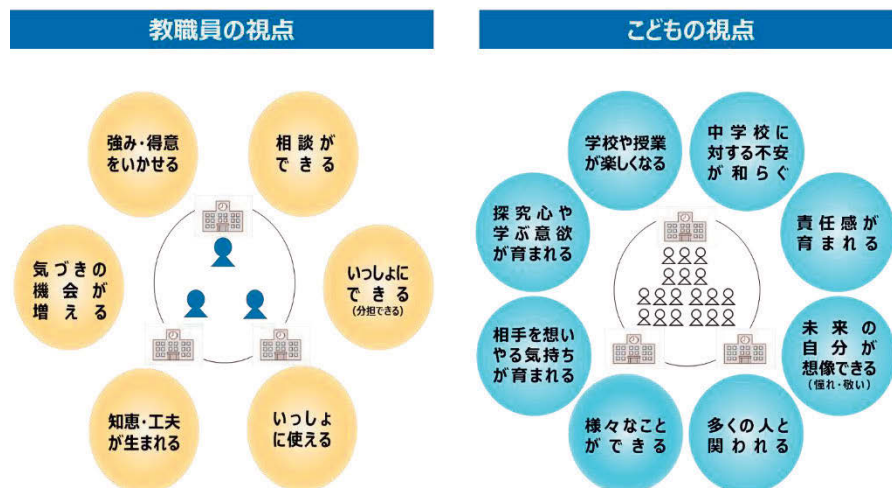
新たな価値を創造する力	対立やジレンマに対処する力	責任ある行動をとる力
→自ら考え、判断し、行動する力（こどもたち自身が探究的な学びを主体的にする）		

これからの学校
学校教育のあり方も時代に応じて変化させることが必要
→不登校や学力向上等、それぞれの課題に対して「短期的に個々に対応すること」と、個々の対応だけではなく様々な事象に対して状況に応じた適切な対応ができるよう学校運営の基礎力を高めるために「**中期的かつ総合的に学校の変革を推進すること**」を実施
< 学校群を中心としたマネジメント（新たな学校のあり方） >

◆学校群の実現によって期待する姿

学校群の実現により期待する教職員とこどもの姿をまとめました。

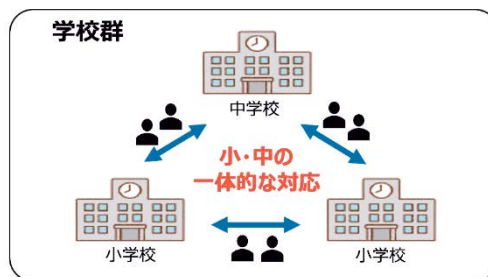
自分にとっての学校群とは何か、学校群の良さとは何かを、それぞれが実感することが大切であると考えます。



学校群の仕組みで実現できることを自分自身で“**実感**”してほしい

◆学校群の実現によって期待する効果

学校群マネジメントが進み、同一中学校区内の学校を知ることや、行き来するなかで、小学校と中学校、小学校と小学校の連携がより深まります。教員同士の「気づき」がめばえ、多様なアイデアや工夫を知る機会を得ることができます。



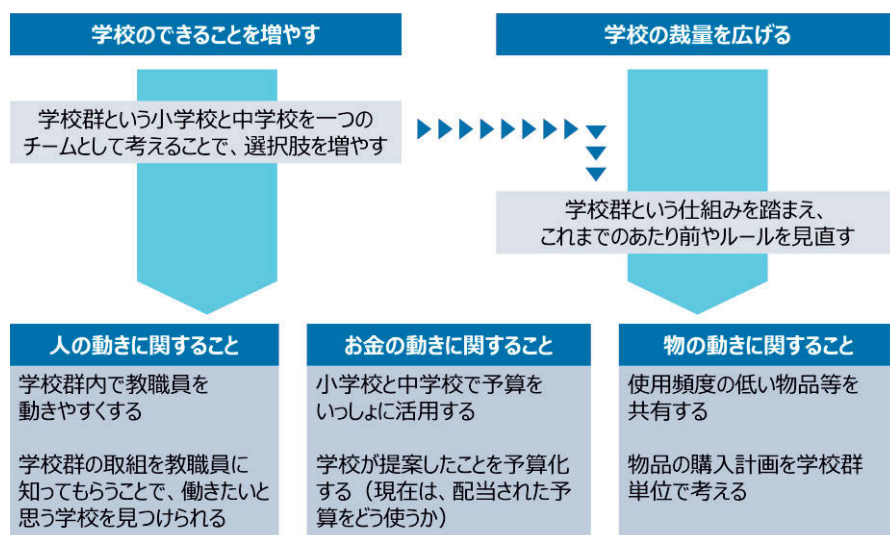
それぞれの学校に勤務する教職員が、中学校区内の小学校や中学校を往来
小学校と中学校、小学校と小学校のつながりを深める

- 小学校と中学校9年間を見通した「つながる教育」が実践できる
- 小学校と小学校の連携が進み、教材の合同作成や共有、授業改善ができる
- 自校以外のことを知ることで教員同士の「気づき」がめばえ、自身の授業や校務改善等、多様なアイデアや工夫を知る機会が得られる
- 学校群単位で強みや資源をいかした授業や行事を考えることで、自律した学習者の育成に向け、より多様な教育活動が展開できる
- 経験が浅い教職員や少数職種の教職員の安心感が醸成される

◆自主性・自律性に富んだ、自立した学校をめざして

学校群の仕組みを使って、今ある資源を効果的に活用し、自立した学校をめざします。

教育委員会においても、学校のできることを増やす、学校の裁量を広げる、の2つの視点において、これまでの当たり前やルールを見直します。



◆令和7年度の取組（学校群マネジメント推進のてびきの活用）

令和7年度はそれぞれの学校群において、「学校群推進組織体制の構築」

「学校群教育目標の設定（学校群グランドデザインの作成）」「取組の検討」を行います。

学校群マネジメントの推進にあたっては、「てびき」等を参考にしてください。

令和7年度

- ① 学校群推進組織体制の構築
- ② 学校群教育目標の設定・学校群グランドデザインの作成
- ③ 取組の検討

【参考資料】 ※グループウェア書庫「学校改革推進室」内に掲載

- ・学校群を中心としたマネジメント取組指針（仮）
- ・学校群マネジメント推進のてびき（仮）

大多数の教職員が真摯な努力を日々重ねているにも関わらず、残念ながら令和4年度、令和5年度と連続してさまざまな不祥事案が頻発しました。全ての教職員が不祥事を“自分ごと”としてとらえ、不祥事を起こすことなく、教職員としての“自覚”と“誇り”に基づき、全ての学校園で以前にも増して教育の充実を実現させていく以外には、堺の教育への信頼の回復はありません。

校園長の代表と教育委員会事務局が立ち上げた「安全・安心・輝く笑顔を守り育てる学校園」会議が作成した「未来をつくる堺の誇り(PRIDE)」を活用して不祥事の根絶に向けて取り組んでいきましょう。

◎ “信頼回復への5つの柱”

(1) 意識改革

不祥事の本質を深く掘り下げようともせず、本来自らが担うべき責任を回避してはなりません。教職員への期待の大きさと、不祥事の生起で影響を被る人々の存在を忘れず、自らを律しましょう。

(2) マネジメント

学校園が、組織を構成している教職員の個性や能力を最大限に生かして“より良い学校園”づくり、風通しの良い“チーム学校”となりうる教育環境のマネジメントが学校管理職には必要なのです。

(3) 習慣風土

「学校園独自のルール・やり方」を疑い、学校園もあくまでも社会の一部であることを自覚し、学校園を構成する教職員による相互批判や自浄作用を積極的に促しましょう。

(4) 人材育成

教職員が“職務”の意義を十分に理解し、人事異動のタイミング等もはかりながら教職員のモチベーションを低下させない人材育成のマネジメントに取り組まなければなりません。

(5) 教職員の働き方改革

教職員が子どもたちと向き合う十分な時間を保障し、量（時間の長さ）の改革のみに終わらず、質への転換にも挑戦することが必要です。

◎ “すべての教職員に求められる5つのキーコンセプト”

(1) 人権の尊重

学校園に関係するあらゆる人がそれぞれの個性や能力を十分に発揮できているかを教職員は磨き上げた自らの人権感覚と人権意識で常に見守り、人権が侵害されている人を出さないという、「人権の尊重」を中心に据えた教育こそが不祥事を未然防止するのです。

(2) 誇り

教職員としての「誇り」を常に忘れず、子どもたちの姿を脳裏に浮かべたとき、「自らの言動が先生として胸をはることはできるのか」と常に自問自答しましょう。

(3) 自分ごと

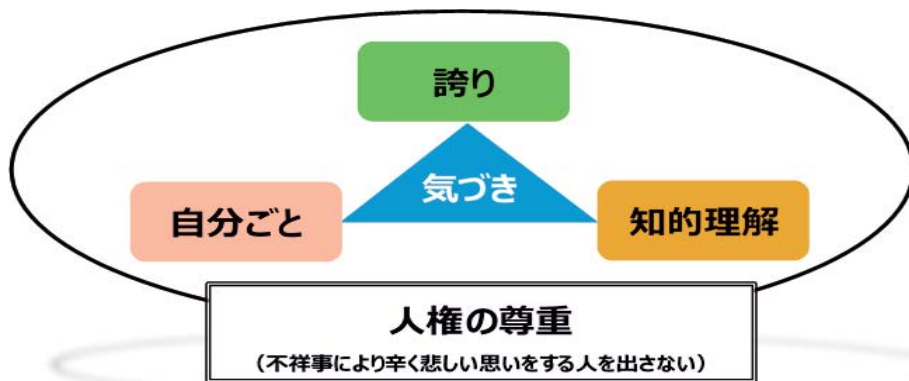
何事もわが身に降りかかると初めて、緊急性のある重大事として認識するようになるのです。不祥事はすべて例外なく、自分にも起こり得る“自分ごと”だと考えなければなりません。

(4) 知的理解

法律等を正しく理解し、何が不祥事へと繋がるかを知ることはとても大切です。また、不祥事は過去の不祥事のコピーであり、当事者の痛みや哀しみを風化させないためにも語り継ぎましょう。

(5) 気づき

「ヒヤリハット」と呼ばれるものを見逃さず、必要な「手だて」を打つことが大切です。普段の状況とは何かしら様子が違うなどの小さな異変に気づくことで、その後に起こる不祥事や事故を未然に防ぐ行動をとることができるのです。



◆「安全・安心・輝く笑顔を守り育てる学校園」会議

校園長会、有識者（大学教員・PTA 代表者）と教育委員会事務局が協働して、不祥事案の未然防止を実現し、堺の教育への信頼を回復するための会議を開催しています。不祥事防止プログラム「未来をつくる堺の誇り-不祥事根絶のために-」を実効性のあるものとするために、話し合いを重ね、学校園での不祥事の未然防止策につながる提案をしました。

- 取組**
- ・ Teams「笑顔の取組」の立上げ
 - ・ 第 1 回不祥事防止アンケートの実施 結果内容の報告
 - ・ 第 2 回不祥事防止アンケートの実施 結果内容の報告
 - ・ 進路関係書類の不適切な取扱いの防止に向けて ポスター作成
 - ・ 指導校務兼用端末の校務系デスクトップに掲載する標語の募集及び掲載

◆Teams「笑顔の取組」

教育委員会事務局からの情報発信だけでなく、それぞれの学校園での不祥事防止策等の取組や工夫を各学校園からも情報発信、共有できるようにするために Teams「笑顔の取組」を立ち上げました。他校の取組を知り、自校の不祥事防止策に活かすとともに、全教職員が不祥事を自分ごととして捉え、不祥事防止への意識を高めることで、不祥事根絶に向けた取組を行ってください。

Teams「笑顔の取組」に掲載された学校園での実践事例

●職員会議における工夫例

（例）毎月の職員会議において 15～20 分程度で、ミニ研修を実施しています。教職員が順番に講師となり、生徒指導・体罰防止・不適切な指導など、自らが受けた研修や新たに得た学び、気づきを教職員に発信し、グループワーク等を通じて共有しています。

●個人情報における工夫例

（例）個人情報の紛失防止策として個人情報書類等は、相手に確実に渡せるよう机の上に置かず手渡ししています。

このほかにも「常に教職員は個人情報を扱っている」という意識を高めるため書類を紙のままではなくファイルや封筒に入れて取り扱うなど、様々な対策・工夫を行っている事例があります。不祥事防止のために学校園の実践事例が掲載されていますので、詳しくは、Teams「笑顔の取組」をご覧ください。

全員喫食制中学校給食 ～安全安心な給食実施に向けて～

◆安全安心な中学校給食の提供

平成 8 年 7 月に本市で発生した 0157 堺市学童集団下痢症の事件は国全体で教訓化され、学校給食施設だけでなく民間の大量調理施設も含め、衛生管理基準は強化・高度化され、現在に至っています。

特に学校給食については、平成 9 年に文部省（現文部科学省）から示された「学校給食衛生管理の基準」に基づく形で学校給食の調理施設の改善が進められてきました。

平成 20 年には「学校給食法」が大幅改正され、翌 21 年には改正学校給食法第 9 条に定められた「学校給食衛生管理基準」の施行や、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」が改正されました。

平成 21 年以降、各地で新規に建設された学校給食調理場では、「学校給食衛生管理基準」・「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省 平成 29 年 6 月最終改正）」に基づく整備・運営がなされています。

これまで、堺市立中学校の昼食は、家庭弁当持参を基本としながら、平成 24 年度からは補完支援としてランチサポート事業を全校実施し、平成 28 年 11 月からは家庭弁当の意義や役割と学校給食に求められているニーズや役割が共存可能な選択制給食を実施してきました。

そして、本市がこれから進めようとしている全員喫食制の中学校給食については、0157 堺市学童集団下痢症を教訓に、「学校給食衛生管理基準」等に基づき、高度な衛生管理を徹底することはもちろん、「堺市だからこそ安全安心」といえるような中学校給食を実施・運営していかなければならないことを強く決意しています。

◆安全な学校給食を実施するために

・管理職による検食の実施

- ・生徒が給食を喫食する前に、必ず検食を実施する。検食は、最終的に給食が喫食に適するかどうかを判断するという重要な役割がある。

【検食時の注意点】

各中学校において、学校長（学校長が不在の場合は、学校長が指名する者）が、給食が学校に配送され、生徒が喫食開始するまでの間に実施する。食べ物に異物の混入がないか、加熱処理が適切に行われているか、異味異臭がないか等を確認する。

・給食当番の健康チェック

- ・食中毒、感染症防止の観点から、給食当番は健康・衛生点検を行う。

【給食当番等の健康・衛生点検の項目】

- ☐ 下痢をしている者はいない。
- ☐ 発熱、腹痛、嘔吐をしている者はいない。
- ☐ 衛生的な服装をしている。
- ☐ 手指は確実に洗浄した。

◆学校給食におけるリスクマネジメント

1. 食中毒

(1) 未然防止のポイント

- ・健康観察を適切に行い、児童生徒の体調不良を早期発見
- ・給食当番の健康・衛生点検の項目に基づく確認を実施
- ・給食時間の児童生徒全員の手洗いの励行（食事前、用便後）

(2) 発生時対応の留意点

- ・胃腸炎による欠席者や体調不良者が多数見られた場合、食中毒を疑い、対応マニュアル^{※1}に沿って、学校医への相談、教育員会への報告等、迅速な対応を行う。

※1 学校保健必携 21 4. 食中毒または伝染性感染症様症状等により欠席者増加の場合

2. 異物混入

(1) 未然防止のポイント

- ・教室内のほこりが食品に混入することを防ぐため、配膳前及び配膳中は、生徒は静かに着席して待つように指導する。
- ・教室内の不要物は処分し、画鋲や釘等の金属製品は適切に収納する。
- ・生徒に対し正しい身支度を指導する。
- ・必ず学級担任等が配食に立ち会う。

(2) 発生時対応の留意点

- ・危険異物（金属片、ガラス片等）の混入があった場合は、給食を一時停止し、すみやかに管理職に報告する。
- ・混入経路の特定に努め、学校で混入した場合は、再発防止策を検討する。

3. 食物アレルギー

(1) 未然防止のポイント

- ・全教職員が食物アレルギーを有する生徒の実態や個別の取組プラン、緊急時の対応について共通理解を図る。
- ・給食の受け取りについては、決められたルール（下記参照）に従い、誤食を予防する。
- ・学級担任等が不在となる場合には、事前に他の教職員に十分な引き継ぎを行う。
- ・校内アレルギー対応委員会を開催し、全教職員の共通理解のもと組織で対応する。

(2) 発生時対応の留意点

- ・校内緊急時対応マニュアルに基づき、救急措置をとる。

【誤配・誤食の防止】

- ◇ 給食での食物アレルギー対応が必要な生徒本人、学級生徒、教職員全体が一体となったチェック体制とする。
- ◇ 生徒本人が自己管理できるように指導する。
- ◇ 対応は生徒本人・学級生徒へ正しく理解させ、確認作業をルール化する。
- ◇ 確認作業が形骸化しないように注意し、学校全体で取り組む。
- ◇ 献立内容の確認は毎日*行う（※除去食（代替食）や提供なしの料理がある日もない日も確認する）。

※担任の不在時や緊急対応中のチェック体制を決めておく。

第2章 第3期プラン（5年次）における取組指針

基本施策1 「総合的な学力」の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
学力調査の堺市の平均値（全国を100とした場合） （全国学力・学習状況調査）	小6 100.5 中3 95.8	小6 103 中3 100
「自分で計画を立てて勉強している」と答えた 児童生徒の状況スコア※ （堺市教育委員会調べ）	小6 59.5 中2 54.0	小6 70 中2 70
「ふだんから『なぜだろう。』『調べてみたいな。』と 思うことがある」と答えた児童生徒の状況スコア※ （堺市教育委員会調べ）	小6 70.6 中2 66.5	小6 80 中2 80

■主な取組

◇授業改善の推進

① すべてのこどもは生まれながらにして有能な学びてである「こども観」【全】

教員は、「こどもは有能な学びてである」というこども観のもと、こども自身が学びを進める力を身につけられるように、学びのコンパスの考え方に基づく授業づくりを進める。こどもには、自ら学びを進める力があり、教員はこどもの伴走者として、必要な支援と適切な指導をしながら支えていくというこども観をもつ。

② 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実をめざした教員の「指導観」【小中高】

教員はこどもが自ら学びを進める姿を想像し、なぜ学ぶのか、何を学ぶのか、どのように学ぶのかをこども自身が考えられるように、こどもが自分に合った学習材や学習方法、学習時間などを選択し、自分ごととして学びを進める経験を大切にする指導観をもつ。

そのために、こども自身が自分に合った学びができていると感じる「個別最適な学び」と、こどもが必要感を感じて多様な他者と協働することで、異なる考え方が組み合わせられ、よりよい学びを生み出す「協働的な学び」の一体的な充実に努める。

③ 教科の本質や系統性を意識した「教材観」【小中高】

教員は、本時や単元の学習後、こどもは何ができるようになっていけばよいのかを明確にした授業の実現を図る。

そのために、教員は、教科の本質や系統性を理解し、こどもの実態をもとに、どのような学びの場（学習環境）を設定するのかを考え、個々のこどもを支援する。また学習の動機づけや方向づけを行いつつ、学習に必要な多

※ 質問項目についての平均回答状況を下式によって数値化しています。

$(\text{当てはまる(\%)} \times 3 + \text{「どちらかといえば、当てはまる(\%)} \times 2 + \text{「どちらかといえば、当てはまらない(\%)})) / 3$

なお、上記のスコア（状況スコア）は最高100、最低0の範囲となり、大きいほど、児童生徒の意識状況が良好であることを意味します。

様な情報を子どもと共有する。さらに子どもが自己調整しながら自ら学びを進められるように、自分に合った学習材や学習方法、学習時間を選択・判断する力が育成されるように、単元計画を構想する教材観をもつ。

例えば、教材研究を行う際は、教科書と学習指導要領を読み比べ、本単元のめざす指導事項は何か、この指導事項を学ぶのにこの教材を扱うのはなぜか、なぜこの時数なのか、なぜこの学習形態なのかを吟味し、解釈することが肝要である。

④ 子どもが自ら学びを進める授業づくり【小中高】

教員は、子どもの総合的な学力の育成に向けて、上記に示した①「子ども観」②「指導観」③「教材観」を関連させた指導を日々行う。

子どもが探究的に学ぶプロセスを自覚できる授業とは、子どもが学んでいる過程を見通したり振り返ったりすることで、なぜ学ぶのか、何を学ぶのか、どのように学ぶのかを教員と子どもが共有し、子ども自身が学びを自分ごとに行っている授業づくりのことである。

そのために、子どもが自ら学びを進める「学びのコンパス」の考え方や、STEAM※の視点をはじめとして教科等横断的な視点で探究的な学びを行った各校の実践事例を共有するプラットフォームである「堺 STEAM ブック」を参考にして、すべての子どもが探究的に学ぶ授業づくりに取り組む。

※STEAM: Science、Technology、Engineering、Arts、Mathematics の頭文字をとった用語。

⑤ 各種調査等を活用した検証改善サイクルの確立【小中】

管理職は、本市の総合的な学力について全教職員で共有する体制を構築するとともに、学校教育目標（学校群教育目標）の達成に向けて、「総合的な学力」の育成の実現状況の視点で検証改善分析シート等を活用し、学力調査結果等を組織的に分析し、取組の改善を図るほか、保護者や地域の方と学校教育目標の実現状況について共有するなどして、次年度の取組を計画することで、学校の「総合的な学力」の育成における検証改善サイクルを確立する。

また、教員は、各種学力調査結果等から個々の子どもの学習状況の把握や分析を行い、成果や課題などについて整理・分析し、子どもや保護者と共有し、個々の子どもの資質・能力に応じたアドバイスを行うほか、教員はこれまでの自身の授業についての振り返りを行い、今後の授業改善につなげる。

◇教育課程の充実

① 適切な教育課程の編成実施とカリキュラム・マネジメントの充実【小中】

学校教育目標の達成に必要な資質・能力を全教職員で共通理解したうえで、適切な教育課程を編成し、実施に必要な人的又は物的な体制を確保する。学習指導要領の内容や、義務教育9年間を見通しためざす子ども像（「小中一貫グランドデザイン」または「学校群グランドデザイン」）等を踏まえた教科等の年間指導（評価）計画を教科等横断的な視点で作成する。また、定期的に進捗状況を把握することで、指導すべき内容を指導するために必要な年間標準授業時数を実質的に確保する。

適宜、教科等の年間指導（評価）計画を評価・検証し、次年度に向けた改善を行うなど、教育課程の評価・改善に継続的に取り組み、カリキュラム・マネジメントの充実に努める。

なお、計画段階において、児童生徒の学習内容の定着状況等を鑑みて、適度にゆとりをもたせて授業時数を確保することは考えられるが、年間標準授業時数を大幅に上回って計画することのないように留意する。

② 妥当性・信頼性の高い学習評価を実施するための組織的な取組の推進【小中】

学習指導要領等を踏まえた教育活動の一層の充実をはかるとともに、評価規準や評価方法について事前に教員同士で検討したり、評価に関する実践事例を蓄積し共有したりするなどし、評価に係る教員の力量の向上を図る

ための組織的・計画的な取組を進める。

児童生徒や保護者に対し、評価に関する仕組み等についての事前説明や、評価結果についての丁寧な説明など、評価に関する情報を提供し、児童生徒や保護者の理解を図る。また、定期考査等の問題作成や配点・採点基準の決定について、組織的・計画的に検討し、生徒・保護者からあらゆる疑念も持たれないよう、適切な実施を徹底する。

③ 小学校における教科担任制の推進【小】

小学校において、各校の状況に応じ、専科教員による指導や学級担任間の授業交換による教科担任制を実施する。教員の適性を生かしたより質の高い授業を実施することで、児童の学習内容の理解度・定着度の向上を図るとともに、系統的な指導を行うことにより、中学校への円滑な接続を図る。

教科担任制推進加配配置校は、4・5・6年の外国語、理科、算数、体育を中心として実施、高学年専科指導加配配置校は5・6年の国語、社会、算数、理科を主たる教科として実施する。

◇家庭学習習慣の形成

① 自律的に学ぶ力を育む家庭学習の充実【小中】

教員は、教科等におけるこどもの学びを授業のみに留めることなく、授業での学習のまとめ・学習の振り返りの交流等をもとに、こどもが新たな疑問や課題を設定できるよう、教員は授業展開や授業形態を工夫し、こどもが抱いた新たな疑問や課題を家庭学習につなげる。

また、授業の導入段階において、こどもが授業と関連付けて学習内容や学習方法を選択し家庭で取り組んだ学習を取り上げるなど、家庭学習と授業のつながりを意識できるように工夫する。

なぜ家庭学習をするのかをこどもとともに考え、こども自身が目的意識をもって取り組むことができるようにすることが肝要である。その際、学校は教育課程との関連を家庭等に周知し、家庭学習の理解協力を仰ぐ。

こどもが規則正しい生活習慣や学習習慣を身に付け、自分の行動を自分で律する力を付けるため、学校は、「家での7つのやくそく」を推進し、教員は家庭学習の充実に向け、教員は児童生徒用パソコンの持ち帰りや自学自習ノートの活用、自学自習ノートの校内掲示など、こどもの実態に応じて工夫して取り組む。

◇学力低位層への支援

① 基礎学力定着に向けた系統性を意識した指導【小中】

教員は、全国学力・学習状況調査等の結果分析をもとに課題のある問題の指導の系統性を示した「分析のしおり」や、IRTを活用した堺市学力・学習状況調査の分析資料等を参考にし、学力低位層のこどもたちが、どこでどのようにつまづいているのか、どのようにその内容がつながっていくのか、どのような個別の支援を行うのかを意識して日々の授業を行う。

② 効果的な少人数指導の充実【小中】

小・中学校において、ティーム・ティーチング、学級や学年を分割した均等分割、習熟度別指導等の少人数指導を、児童生徒の学習状況に応じて効果的に実施することで、個に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

習熟度別指導等加配配置校においては、小学校3～6年での国語・算数・理科、中学校全学年での国語・数学・理科・英語を対象とし、小学校算数では配置学年において、年間指導計画時数の30%以上を習熟度別指導で実施すること、中学校数学・英語では主たる配置学年において、年間標準授業時数の30%以上を習熟度別指導で実施する。

◇「子ども堺学」の推進

① 「子ども堺学」の取組の推進【小中】 **取組事項一覧**

各校区の歴史・文化・自然などの特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「子ども堺学」のカリキュラムの実施に向けて、学校群（中学校区）で一貫した取組を推進する。

総合的な学習の時間では、「子ども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。また、学校図書館に「子ども堺学コーナー」を設置し、「子ども堺学」の調べ学習に活用できる蔵書の充実を図る。

② 世界文化遺産学習の推進及び副読本の効果的な活用【小中】

「堺市世界遺産学習ノート」や「わたしたちのまち堺」（小学校社会科副読本）、「わたしたちの堺」（中学校社会科副読本）等や地域の人材を効果的に活用することで、郷土を愛するとともに、多様な文化を尊重し、それらの文化を将来へ継承するためにどうすべきかを考え、実行する人材を育成する。

◇学校図書館教育の推進

① 学校図書館の整備推進と計画的活用【小中】 **取組事項一覧**

司書教諭等の学校図書館担当教員と、学校司書が協働し、団体貸出制度や選書支援等を活用した市立図書館との連携も図りながら、国が定める「学校図書館図書標準」に基づいた図書整備等を計画的に進める。

新聞については、小学校で1紙分、中学校で3紙分、高等学校で4紙分を予算措置しており、児童生徒が読むことができるよう、新聞を学校図書館に配備し、有効に活用する。

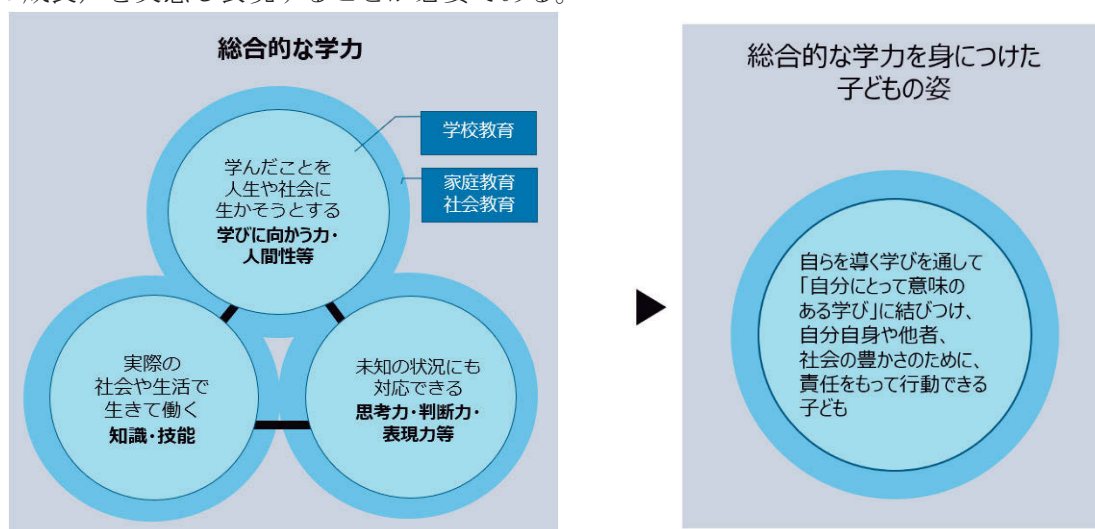
並行読書・調べ学習等を各教科の年間指導（評価）計画に組み込み、探究的な学習の一助とするなど、学校図書館を読書センター・学習センター・情報センターとして有効活用する。

◆本市で育成をめざす資質・能力「総合的な学力」について

学習指導要領で示された子どもたちに必要な3つの資質・能力をふまえ、これまで本市で育成をめざしてきた「総合的な学力」との関係を整理し、「個人や社会の豊かさの実現に向けて、学習指導要領で示された3つの資質・能力を子ども自身が多様な他者とつながりながら学校教育の各教科等で育み、家庭教育や社会教育の場において、様々な主体と協働・連携しながら実社会と結び付けて発揮するもの」を「総合的な学力」と定義した。

また、総合的な学力を身に付けたこどもの姿を「自らを導く学びを通して『自分にとって意味のある学び』に結び付け、自分自身や他者、社会の豊かさのために、責任をもって行動できる子ども」とした。

こどもが総合的な学力を身に付けるために、授業では、こども自身が主体的に課題を見つけ、何を学ぶのか（学びの内容）や、どのように学ぶのか（学びの方法）を選択し、こども自身が、何ができるようになったのか（自分の成長）を実感し表現することが必要である。



コラム 総合的な学力を身に付けたこどもの姿「自律した学習者」について

こどもが自分にとって意味のある学びに結びつけている姿について、こどもが自ら学びを進められる授業づくりに取り組んでいる教員から、こどもの変容について話を聞く機会があった。

その教員は、「二学期後半から、こどもの学びが加速してきた」と話してくれた。「社会科や国語科などの授業を中心に、どのように学びを進めていくかについて一学期からこどもたちと共有することを心がけてきた。その中で、一学期は、こどもたちと協働的に進めていき、個々が学びを進められるように学び方を見通すことができることを意識し、二学期の途中から、こどもたちが自分で学びを進めることのよさを感じ、実際に進めていく姿が増えてきた。」と話してくれた。段階的に学び方を学ぶことで、こども自身が学ぶ目的は何か、どのように学ぶと良いのかを自覚している姿は、自ら学びをすすめる「自律した学習者」につながる姿である。

◆「学びのコンパス」に基づく授業づくりについて

総合的な学力を育むために、「ICTの活用」「個別最適な学び・協働的な学びの一体的な充実」「探究的な学び」の視点を取り入れた「子どもが自ら学びを進める」授業改善のための資料「学びのコンパス」を作成した。

令和6年度は「学びのコンパス」に基づく授業実践を広く周知し、学校への浸透を図り、学習指導要領に示された資質・能力の育成を図った。

「学びのコンパス」を活用し探究的な学びを進めることで、こどもが学びを「自分ごと」として捉え、自ら学びを進める「自律した学習者」の育成をめざす。このような学習を進めることで本市の課題のひとつでもあるこどもの「学びに向かう力」の育成を進める。

令和7年度は、令和6年度同様、各種研修等でさらなる浸透を図るとともに、研修主任を中心に、校内研修の視점에位置付けるなど、「学びのコンパス」に基づく授業改善を推進する。

併せて、学校群合同研修や校内研修に指導主事やこどもの学び研究員（学びのインフルエンサー）が訪問し、「学びのコンパス」に基づく授業改善に関して指導助言を行うことで、学校全体の授業改善を伴走支援する。

個別最適な学び・協働的な学び

子どもが、自分自身の学びの内容や学び方、成長について語ることができる学び

ベストミックス

新たな授業形態

学習の集団や時間、順番、教材・教具、課題、結論等が、同じではなく、個々の子どもが自分に最適なものを選択できる授業形態

進化した一斉授業

新たな授業形態を行うことにより、一斉授業の強み、弱みを教員と子どもが実感した上で、一斉授業の強みを生かして行う授業形態

※一斉授業の強み：全員で共有したい情報を伝達したり、様々な意見をもとに対話したりすることができること
弱み：自分が学びやすい方法を選んだり、自分のペースで学びを進めたりすることが難しいこと

授業の改善の視点例

- | | |
|-------------|-----------------------|
| ・「同一の集団」 | → 「学習の内容や価値に応じた集団や個人」 |
| ・「同一の時間」 | → 「個々に適した時間」 |
| ・「同一の教材・教具」 | → 「個々に適した学習材・学習具」 |
| ・「同一の学習課題」 | → 「複数の学習課題」 |
| ・「同一の結論」 | → 「異なった結論」 |

※ICT の活用を前提として、学習の集団や学習の時間、学ぶ順番、使用する教材・教具、学習課題、結論などが同一のものではなく、個々の子どもが自分に適したものを選択できる新たな授業形態に取り組むことで、一斉授業の強み弱みを教員と子どもが理解し、様々な授業形態を個々の得意に応じて選択できるといった授業の質の改善を図る。

コラム こどもが自ら学びをすすめる授業について

「学びのコンパス」に基づいた授業改善を進めるために、優れた授業実践を発信できる教員を令和6年度から小、中学校に1名ずつこどもの学び研究員として配置している。研究員は学びのインフルエンサーとしての役割を担い、本市が進める探究的な学びの実践を全市に発信し、授業改善を進めている。

各研究員の実践報告では、以下のような報告があった。

【授業づくりで大切にされてきたこと】

- ・ こどもたちの「問い」からはじめる。
- ・ こどもたちが決定・選択できる学びを設定する。
- ・ 自分の学び方をふりかえる。

- ・ こどもたちが自分で好きな方法で進めていく。
- ・ こどもたちが「選べる場面」が多くある。
- ・ こどもたちが「自分ならこれがしたいな」と思えるように、自分事として捉えてから授業を進める。

【授業の中で、実際に意識していること】

- ・ こどもたちが「学びのコンパス」に示す探究的に学ぶ各プロセスを経験することで、各プロセスにおける引き出しを増やす。

- ・ 学校生活において仲が良いという人間関係から離れ「考えを広げるために、〇〇さんと話をしよう」「考えを深めるために、一人でやってみよう」という感覚をもって学習を進める。

報告の中では、「ともだちから、学びともだち」という言葉に代表されるような受動的な学びを、能動的な学びに変えていくことが大切であるということが述べられていた。なぜ学ぶのか、何を学ぶのか、どのように学ぶのかを教員と子どもが共有することで、こどもが自ら学びをすすめる授業づくりを行っていた。

【参考】「学びのコンパス」の資料については

- グループウェア「書庫」
 - 「配付文書」
 - 「能力開発課」
 - 「学びのコンパス・堺 STEAM ブック」
- 内に掲載されています。



基本施策 2 グローバルに活躍できる力の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和 7 年度)
中学卒業段階で CEFR A1 レベル(英検 3 級)相当以上の英語力を有すると思われる生徒の割合 (英語教育実施状況調査)	中学校 46.2%	中学校 62%※
「英語を使ってコミュニケーションを図りたいと思う(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童の割合 (堺市教育委員会調べ)	小 6 78.0%	小 6 80%

※令和 3 年度に目標値を達成しており、国の目標値及び本市の現状を参考に 62%に修正。

■主な取組

◇グローバル化に対応した人材の育成

① 国際理解教育・多文化共生教育の充実 【小中】 [取組事項一覧](#)

校長のリーダーシップのもと、国際理解教育担当を中心に、相互理解に基づく多文化共生という観点をもち、互いの違いを認め、共に生きていく力や国際社会の一員として主体的に行動できる資質・能力の育成に努める。

◇英語教育の充実

① 小中学校における外国語教育の充実【小中】 [取組事項一覧](#)

学校群(中学校区)において義務教育 9 年間で育成をめざすこどもの姿を共有し、学校群(中学校区)ならではの特色を意識したカリキュラム・マネジメントや授業改善に努める。また、ネイティブ・スピーカーや ICT、中学校におけるオンライン英会話等により、アウトプット機会を創出し、言語活動を充実させることにより、さらなる外国語教育の充実を図る。

小学校中学年の「外国語活動」においては、「聞く」「話す」の音声を中心とした活動を通じて、外国語に慣れ親しみ、外国語学習への意欲を高め、外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

小学校高学年の「外国語科」においては、中学年の学びを土台に、「聞く」「話す」に加え、「読む」「書く」活動をととして、自分の考えや気持ちを伝え合うことができる基礎的な技能を身に付ける。

中学校の「英語科」においては、小学校における指導との接続に留意しながら、英語で互いの気持ちや考えを伝え合う対話的な言語活動を行い、生徒が英語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動することで、実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を育成する。なお、生徒が英語に触れる機会を最大限に確保するために、授業は英語で行うことを基本とする。

◇「子ども堺学」の推進（再掲） **取組事項一覧**

①「子ども堺学」の取組の推進（再掲）【小中】

各校区の歴史・文化・自然などの特徴を生かし、「堺（地域）を学ぶ」「堺（地域）で学ぶ」、「子ども堺学」のカリキュラムの実施に向けて、学校群（中学校区）で一貫した取組を推進する。

総合的な学習の時間では、「子ども堺学」の視点を踏まえた探究的な学習活動を展開する。また、学校図書館に「子ども堺学コーナー」を設置し、「子ども堺学」の調べ学習に活用できる蔵書の充実を図る。

基本施策 3 超スマート社会（Society5.0）で活躍できる力の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
児童生徒の ICT 活用を指導する能力があると考える 教員の割合 (学校における教育の情報化の実態等に関する調査)	76.6%	100%
インターネットやゲームなど、情報をやり取りする ときのルールやマナーを守ることができる児童生徒 の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	小 6 100% 中 3 100%

■主な取組

◇ICT を活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成

① ICT を活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成【小中高支】

学びのコンパスをもとに、各教科学習の中で、ICT を最大限活用しながら、個々のこどもが学習する際、自分ごととして課題設定を行う探究的な学びの授業を実践する授業改善を組織立てて行う。

ICT の活用を前提とし、個々のこどもが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整することができるよう、こどもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、こどもの興味関心・意欲等を踏まえて指導・支援することが大切である。授業においては学習材との出会い・学び方・学ぶ順番・学ぶ道具・学ぶ場所などが同一のものではなく、個々のこどもが自分に適したものを選択できる機会をもつことで、一斉授業など授業形態ごとの強み弱みを教員とこどもが理解する必要がある。

また、ICT の活用による学習履歴を生かした授業改善やカリキュラム改善を行う。

1 人 1 台環境において、児童生徒用パソコンを活用して、必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受けての状況などを踏まえて発信・伝達できる情報活用能力の育成に努める。情報活用能力の育成については自校だけでなく学校群（中学校区）等で情報活用能力チェックリストを活用し系統立てて育てられるようにする。

これらの取組について「学校力向上プラン」の評価項目に位置付ける。

◇プログラミング教育の充実

① プログラミング教育の充実【小中支】

予測困難な社会においては、情報や情報技術を受け身でとらえるのではなく、手段として活用していく力が求められており、プログラミングを含む情報活用能力を育成していくことはますます重要となる。これは高等学校の新学習指導要領において情報科の科目が再編され、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」が新設されたことや令和7年の大学入試共通テストにおいて出題されることとなったことから伺える。

このことを踏まえ、義務教育段階から円滑に接続できるよう、児童生徒用パソコンとプログラミング教材を活用し、論理的思考力やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度等の育成を図る。

◇情報モラル教育の推進

① 情報モラルに関する指導の推進と啓発【小中】

児童生徒が学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことは、原則として禁止する。

「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

「堺市立学校スマホ・ネットルール5 “まもるんやさかい”」等を活用し、PTA と連携しながら各家庭に対してスマートフォン等の使用のルールを周知し、フィルタリングサービスの利用等に関する啓発を積極的に行う。

◇ICT を活用した家庭学習支援

① ICT を活用した家庭学習支援【小中】 **取組事項一覧**

個別最適な学びにおける「学習の個性化」を図る家庭学習の充実の一つとして、こどもが児童生徒用パソコンを家庭に持ち帰り、学校で配信した課題や ICT 学習支援コンテンツに取り組むことができるようにする。ネット環境が整っていない家庭がある場合は、オフライン上での ICT 学習支援コンテンツの活用に加え、例えば、音楽のリコーダー等の練習の様子、体育の表現活動の練習の様子、図工や美術の鑑賞の活動における身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することなどを行う。また、自主学習で調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用してまとめたりすることなども考えられる。

感染症等による臨時休業が生じた際は、児童生徒用パソコンを活用して、児童生徒と連絡をとったり、学習を進めたりするなど、可能な限り ICT を活用した取組を進める。

基本施策 4 豊かな心の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「自分にはよいところがある(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 83.1% 中3 73.2%	小6 90% 中3 90%
「人が困っているときは、進んで助けている(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 89.3% 中3 85.4%	小6 94% 中3 90%

■主な取組

◇人権教育の推進

① 人権尊重の精神に立つ学校園づくり【全】

教育活動全体を通じて、多様性を認めあい、全てのこどもが自らの人権が尊重されていることを実感できる学校教育を実現・維持するための環境整備に取り組む。それを基盤に、こどもたちの望ましい人間関係を形成し、自他の尊重や実践力を養う学習活動を行う。

② 校園種間の連携を見通した教育課程の編成【全】

教育活動全体を通じて、意図的・計画的に人権教育を実施するため、各学校園の実態やこどもの発達段階に応じた教育課程を編成する。その際、様々な人権課題の解決に向け、関係法令等の趣旨をふまえ、人権に関する知的理解と人権感覚の育成をバランスよく取り入れた年間計画を作成し、生活と結びつく人権教育を学校群(中学校区)での情報共有や小々連携等の校園種間連携のもと、系統立てて行う。

③ 人権教育推進のための指導方法の工夫と、「人権教育教材集・資料」等の積極的な活用【全】

[取組事項一覧](#)

人権課題をテーマにした授業や人権課題の解決につながる学習を展開する際、こどもの「協力」「参加」「体験」を大切にするなど、こどもの発達段階に応じた指導の工夫を図る。また、大阪府教育委員会作成の「人権教育教材集・資料」や、本市作成の「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料(人権教育研修動画・学習指導案)」等を積極的に活用し、取組の深化・充実を図る。

④ 校園内推進体制の確立【全】

校園長のリーダーシップのもと、人権教育推進担当を中心に、教職員が一丸となって人権教育に取り組む体制を整える。人権教育の目標設定、指導計画の作成や教材の選定・作成、研修の企画立案などの取組を、組織的・継続的に行う。

⑤ 家庭・地域との連携【全】

家庭・地域へ積極的に取組を公開し、人権教育に対する理解促進、協力関係を構築する。こどもが肯定的に受容される基盤づくりを行い、人権に関する知的理解の深化や人権感覚の育成につなげていく。

◇学校・家庭・地域が一体となって取り組む道德教育の推進

① 「考え、議論する道德」に向けた指導・評価の工夫・改善【小中】 **取組事項一覧**

児童生徒が自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方について考えを深められるよう、授業の質的転換を図る。

本時のねらいの明確化、児童生徒が考える時間や意見交流する時間の設定など、発問や授業の構成を吟味し、児童生徒の学習状況や道德性に係る成長の様子を様々な方法で捉え、組織的・計画的な評価を推進する。

② 道德教育推進教師を中心とした指導体制の充実【小中】

校長の方針のもと、道德教育推進教師を中心に、学校群（中学校区）における「めざす子ども像」に基づいて、組織的に道德教育を展開できるよう指導体制を充実させる。道德教育の全体計画に基づく年間指導計画を作成する際には、校長や教頭の参加による指導や、他の教員との協力的な指導などについて工夫し、学校や学年として一体的に指導を進める。

◇「堺・スタンダード」を軸とした豊かな情操を育む取組の充実

① 堺・スタンダードとして、全学校で「あいさつ」「朝読」「茶の湯体験」に取り組む【小中高】 **取組事項一覧**

- ・人とのかかわりあいを実感する「あいさつ運動」を計画的に実施し、その充実を図る。
- ・「朝の読書活動」を継続的に実施し、児童生徒の読書に対する意識の向上を図る。
- ・千利休生誕の地・堺に育つこどもたちが、自国の伝統文化にふれ、「もてなしの心」を学び、豊かな心を育むことをねらいとして「茶の湯体験」を実施する。

以上3つの取組を堺・スタンダードとして全校で実施する。

基本施策 5 健やかな体の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
体力テストの堺市の平均値(全国を100とした場合) (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	小5 98.3 中2 95.4	小5 102 中2 102
「朝食を毎日食べていますか」という設問に対し 「全くしていない」「あまりしていない」と答えた 児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 5.8% 中3 9.2%	全国値以下

■主な取組

◇体力向上に向けた取組の充実

① 体力向上のための計画的な取組【小中】

「令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果等の分析・検証により、体力・運動能力等の課題を把握する。また、課題改善に向けた自校の体力向上の取組を全教職員で確実に実施する。

体力向上やスポーツに対する教職員、こども自身の意識高揚を図る。

② 運動の楽しさを実感できる授業改善【小】

学習指導要領の改訂のポイントである、「運動が苦手な児童や運動に意欲的ではない児童への指導の在り方に配慮すること」を踏まえ、体を動かすことの心地よさや運動の楽しさを実感できるような授業を展開するために、「小学校体育指導の手引」を積極的に活用する。

③ 学校群(中学校区)での運動やスポーツに親しめる環境づくり【小中】

学校群(中学校区)で、学校力向上プランを活用し、中学校保健体育科教員と小学校教員が体力の現状等を共有し、相互に体育の授業を見学・交流する等、義務教育9年間を見通した体育指導の充実に努める。

また、体力向上に向けて家庭・地域と連携した取組を推進するなど、こどもたちが運動に親しむ機会の充実や運動する習慣、意欲、能力を高める環境づくりに取り組む。

◇部活動の活性化の支援

① 部活動の充実と活性化【中高】

「体力向上・部活動推進事業」や「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」の積極的な活用、指導者研修会への主体的な参加等により、部活動参加生徒の自尊感情の高揚につながる活動内容の充実や指導方法の工夫・改善、活性化を図り、安全で魅力ある部活動を実施する。

② ノークラブデーの設定【中高】

運動部活動については、スポーツ医・科学の観点から、スポーツ障害や、興味・意欲が低下して起こるバーンアウトが生じないように十分留意すること。また、文化部の長時間に及ぶ活動についても課題となっていることから、「ノークラブデー」の設定を明確にする等、適切な指導計画を立て、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

「ノークラブデー」は、平成 30 年度に改訂した「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」を踏まえ、学期中は、週当たり平日 1 日、土日 1 日の計 2 日以上以上の休養日を設ける（週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える）。また、長期休業中は学期中に準じた扱いを行い、ある程度長期の休養期間を設ける。

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日は 3 時間程度とし、合理的かつ効率的・効果的な活動を行う。

◇保健指導の推進

① がんに関する教育の実施【小中】

小学 6 年と中学 2 年を対象に、健康教育の一環として、「がんに関する教育指導資料」等を活用し、がん予防の啓発や望ましい生活習慣を身に付けさせる。また、中学校では「がん教育に係る外部講師派遣事業」を医療機関等と連携して行い、がん教育の充実を図る。

② 学校保健委員会の活性化【全】

こどもたちの健康課題について実態把握を行い、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、家庭、地域の関係機関等と連携し、学校の健康課題について協議し、指導助言等を踏まえたうえで、保健教育の充実を図る。

また、こどもたちが健康で安全な学校生活を送ることができるよう、学校医・学校歯科医・学校薬剤師や家庭、地域の関係機関等と連携し、学校保健、学校安全等についての取組を推進する。

◇食育・睡眠教育の推進

① 組織的・計画的な食育の推進と評価【全】

食に関する指導について、体育科、家庭科及び特別活動の時間はもとより、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じ、学校教育活動全体を通じて主体的に行動できるこどもを育成するために組織的・計画的に推進する。また、実施状況やその成果について定期的に評価を行い、取組の改善を図る。例えば、「学校力向上プラン」（自己評価、学校関係者評価）に食育に関連する項目を位置づけ（※）たり、「食に関する指導の全体計画」内の成果指標や活動指標の達成状況を定期的に評価したりし、食に関する指導の実施状況や成果・課題について教職員が共通理解を図り、食に関する指導に全教職員で取り組む。

（※）自己評価、学校関係者評価の両方、もしくはそのいずれかに食育に関連する項目を位置づける。

(参考) 学校力向上プランの項目と食育との関連の整理 (特に関連が深い内容のみ記載)

項目	「具体目標」、「具体的な取組」において、食育に関連するキーワード	食育の視点
健やかな体	生活習慣、食生活、朝食、体力、健康、7つのやくそく (早寝早起き、朝ごはん)	①食事の重要性 ②心身の健康 ③食品を選択する能力 等
豊かな心	豊かな人間性、社会性、人間関係、協力、あいさつ、自然の恩恵、生命の尊重、伝統、文化の尊重、マナー、7つのやくそく (家族との対話)	④感謝の心 ⑤社会性 ⑥食文化 等
地域協働	教育活動について学校 HP 等において情報発信 (健康教育・食育・学校給食についての情報発信、献立表、食通信の配付等を想定)	上記視点①～⑥のすべて

② 睡眠教育「みんなく」の推進【全】

厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」において必要とされる睡眠時間は、小学生で 9～12 時間、中学生で 8～10 時間とされており、令和 6 年度 CBT による堺市学習・生活状況調査結果によると、必要睡眠時間が確保されている児童生徒の割合は、小学校 6 年生で R6 21% (睡眠時間が 9 時間以上)、中学校 2 年生で R6 24% (睡眠時間が 8 時間以上) となっている。

睡眠時間が短くなる要因として、ゲームやパソコン、スマートフォン等の長時間使用があげられる。

こどもの睡眠改善には、睡眠の大切さやスムーズに寝るための方法などを伝えるとともに、ゲームやパソコン、スマートフォン等の使用方法を考えさせることが大切である。

睡眠の乱れがこどもの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠や研究データを踏まえ、引き続き各校において睡眠教育「みんなく」を軸に「家での 7 つのやくそく」の定着を図る。

基本的な取組として、こどもの睡眠実態を把握するとともに、睡眠に関する知識を学ぶ授業や個別面談等を進める。また、こどもの睡眠改善は、保護者や地域の協力が欠かせないことから、PTA や自治会等と連携し、幼小中連携等により学校群 (中学校区) で啓発を行う。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、生徒がスポーツや文化、科学等に親しみ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連を図る。

◆自尊感情の高揚と個性の伸長

こどもの自尊感情を高め、自主性・主体性を尊重し、個性の伸長を図るため、望ましい活動日数・活動時間を検討し、生徒の能力に応じた練習計画を立て、計画的に実施する。なお、各部活動の年間活動計画及び毎月の活動計画は学校で適切に保管・管理すること。

◆安全で安心な活動環境づくり

常にこどもの体調管理、施設点検・用具点検に努め、安全に活動するためのルールやきまり等が確実に実行されるよう、日ごろから周知徹底した指導を行うなど、安全で安心して活動できる体制・環境づくりに取り組む。

◆ノークラブデーの設定

生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、「ノークラブデー」の設定を明確にし、心身のリフレッシュや疲労回復につながる取組を一層推進する。

◆専門的指導力の向上

他校との交流や外部人材の活用を含めた地域との連携を積極的に行い、各種目における専門的指導力の向上に努め、効果的で充実した活動を展開できるよう心がける。

◆望ましい人間関係の構築と責任感・規範意識の高揚

こども同士の望ましい人間関係の構築を図り、集団の一員としての責任感・連帯感を培い、あいさつやルールの遵守を通して、規範意識の高揚に努める。

◆基礎的な知識・技能の習得と体力・健康の増進

こども一人ひとりの目的に応じた適切な練習内容の設定により、知識の習得や体力・専門的技能の向上及び生涯に向けた健康的な生活習慣の実現を図る。

◆部活動ハンドブックの積極的な活用

部活動の意義をはじめ、安全管理や発育・発達段階に応じた適切な指導方法、種目別事故防止ガイドライン等を記載した「ハンドブック - 部活動を指導するにあたって -」を学校ホームページに掲載した上で、積極的に活用し、充実した部活動を展開できるように努める。

○部活動を含め、学校における体罰等を防止するためには、個々の教職員の人権尊重に関する意識を高め、学校として体罰やセクシュアル・ハラスメントを「しない」、「させない」、「許さない」という風土を校内に醸成することが重要である。平素から児童生徒が不安や悩みを相談しやすい体制を整備し、児童生徒の学校生活の状況の把握に努めるとともに、教職員間で互いに「注意する」「指導する」「助言する」ことができる開かれた組織を確立する。

○体罰やセクシュアル・ハラスメントに係る相談窓口の設置及びその趣旨について、こども・保護者に対し周知徹底する。

基本施策 6 特別支援教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「特別支援教育研修及び校園内研修等により、教員の特別支援教育に関する専門性や指導力が向上している（当てはまる・どちらかと言うと当てはまる）」と答えた学校園の割合（堺市教育委員会調べ）	—	100%

■主な取組

◇インクルーシブ教育システムの構築をめざす取組、支援体制・相談機能及び通級指導教室の充実

① それぞれのこどもの特性に応じた指導・支援の充実【全】[取組事項一覧](#)

それぞれの障害の状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学びの場において、指導内容や指導方法の工夫、切れめない支援の実施、指導の核となる自立活動の充実、合理的配慮の提供等を、安全で安心できる校園内体制のもと、計画的・組織的に行う。その際、「個別的教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、効果的に活用する。

校園内体制整備には、全てのこどもにわかりやすい授業や、誰もが過ごしやすい集団、学習環境の整備をめざす。さらに、ICT 機器やツールを効果的に活用する。

② 特別支援教育コーディネーターを核とした校園内委員会の機能の充実【全】[取組事項一覧](#)

特別支援教育コーディネーターは校園内委員会の運営・推進、関係機関との連携を行う。また、保護者にその存在を周知し、相談窓口となる。

校園内委員会では、特別支援教育コーディネーターが研修等で学んだことを活かし、障害のあるこどもに対する具体的な支援の方法や合理的配慮の提供等を検討する。

③ 就学相談・進学相談の充実【小中】

小学校を窓口とする就学相談及び中学校への進学相談を実施する。中学校への進学相談は、小中連携に基づく情報共有及び相談を実施する。切れめない支援のため、いずれの相談においても、教員とこども及びその保護者との信頼関係を構築し、互いに理解し合うことを心がけながら丁寧な話し合いによる合意形成や支援の充実に努める。

④ 通級指導教室と連携した指導の充実【小中】

通級指導教室での指導・支援を一層充実させ、通級指導教室における学びが通常の学級において活かされるよう、学校体制の充実を図る。

⑤ 支援学校との交流及び共同学習の促進【支】

支援学校に在籍するこどもの居住地校交流や支援学校との交流及び共同学習を促進する。

◇特別支援教育における教員の専門性や指導力の向上

① 障害のあるこどもの理解、適切な指導や必要な支援の充実【全】 **取組事項一覧**

特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修を組織的に計画し、教員の障害への理解、支援学級担任研修等の共有、支援を必要とするこどもの在籍する学級集団への指導法など、教員の専門性の向上等に努める。

② 支援学校のセンター的機能の発揮【支】

支援学校の専門的な知識や技能を活かし、地域における特別支援教育の充実に努める。

③ 支援学校のセンター的機能の活用【幼小中高】

支援学校のセンター的機能の一つである教育相談を活用し、障害のあるこどもの教育的ニーズに対応する。教員の特別支援教育に対する理解を深めるため、支援学校と連携する。

基本施策 7 つながる教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
スタートカリキュラムを編成・実施後に、評価改善を行っている小学校の割合 (堺市教育委員会調べ)	19.6%※	100%
前年度までに、近隣等の小中学校と、教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組を行った学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 59.8% 中学校 69.8%	小学校 62% 中学校 72%
「堺高校の進路指導は充実している(よくあてはまる・ややあてはまる)」と回答した生徒の割合 (学校調べ)	高3 79%	高3 90%

■主な取組

◇幼児教育と小学校教育の連携・接続の強化

① 幼保小の協働によるカリキュラム・マネジメントの推進【幼小】

幼保小接続にあたっては、幼保小が協働できる体制を整え、保育や授業を相互に参観できる機会を設ける等、架け橋期の教育の充実に向けた取組を開始する。また、幼保小合同研修会を活用し、情報交換やグループワーク等を通して、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や互いの教育課程についての理解を深める。

幼稚園においては特に、5歳児後半について、「幼児教育堺スタンダードカリキュラム」に示す「接続期に大切にしたい5つの生活と遊び」も踏まえつつ、生活への見通しをもたせることや協働して遊ぶ体験を積み重ねることを重視する。また、幼児理解に基づき、教育課程の実施状況を評価し、改善を図るカリキュラム・マネジメントを推進する。

小学校においては、編成したスタートカリキュラムを評価する機会を必ず設ける。評価に関しては、幼保小合同研修会を活用し、幼児期の学びや育ちを踏まえ、スタートカリキュラムの適宜改善を行い、次年度へ確実に引き継ぐ。

◇幼児教育センター機能の充実と公立幼稚園の研究実践機能の強化

① 公立幼稚園の研究実践機能の充実【幼】

幼稚園教育要領に基づくスタンダードな教育を着実に実施するとともに、配慮を必要とする幼児への支援のあり方等、市全体の課題やニーズを踏まえた実践的な研究や先導的な取組を行い、地域の研究実践の拠点として、幼児教育センターと連携しながら、公開保育の開催や他園への助言等、その成果の蓄積と発信を行う。

※ 学習指導要領移行期における参考値を示しています。

◇全中学校区における小中一貫教育の充実

① めざす子ども像の共有及び評価改善による小中一貫教育の推進【小中】

学習指導や生徒指導の傾向や課題をもとに、学校群（中学校区）で義務教育9年間のめざす子ども像「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」または「学校群グランドデザイン」を共有するとともに、各学校において「具体目標」を学校力向上プランに位置づける。具体目標をもとに、「評価項目」「判断基準」を設定し、「進捗状況」「自己評価」「関係者評価」等を通して、検証改善サイクルを確立し、めざす子ども像の実現に向けた取組を実施し、小中一貫した教育の推進に努める。

② 小中一貫教育推進体制のより一層の強化【小中】

小中一貫教育担当教員や生徒指導主事、研修主任等を軸に、学校群（中学校区）における小中一貫教育の推進体制を構築し、教育課程の接続をはかるための会議を積極的に行ったり、学校群（中学校区）の課題に応じた小中合同研修を実施したりする。また学校群（中学校区）内の小学校が情報を共有する機会を計画的に設け、学校群（中学校区）のめざす子ども像の実現に向けた取組を推進する。

③ 「キャリア・パスポート」を活用した系統的なキャリア教育の推進【小中高】

児童生徒が社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力を身に付けることができるよう、特別活動を要とし、各教科等の特質に応じて、系統的なキャリア教育の充実を図る。

自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりして、自己評価を行うとともに、自己実現につなげるため、「キャリア・パスポート」を活用する。

中学校では、1年生から「キャリアマップ」を効果的に活用して、本市の伝統的・特徴的な職業を知るとともに、生徒が自己の能力・適性等についての理解を深めることを目的とした職場体験活動等の体験的な学習活動の機会を教育計画に位置付ける。

◇ゆめを実現する高等学校教育の推進

① 生徒の創造性、独創性を高める指導法、教材開発の取組【高】

生徒の学習意欲を高め、自己のキャリア形成の方向性と関連付けて、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習を振り返ることのできる、「主体的な学び」を実現させる。

各教科等における研修を充実させるとともに、教科等横断的な学びや「主体的・対話的で深い学び」について、学校としての考え方を整理し、指導事例を共有しながら教育の質を向上させる。

② 学校力・教師力の向上【高】

教職員一人ひとりが学習指導要領等の趣旨を理解し、教育活動の質を高めるカリキュラム・マネジメントの確立を図り、探究的な学びを充実させる。

教職員は、人権に関わる知的理解と豊かな人権感覚が求められる。校内研修等で自己研鑽を重ね、様々な人権課題に対応する力を身に付ける。

③ 豊かな人間性・心身の健康の育成【高】

それぞれのゆめを抱く生徒が相互に交流し、切磋琢磨しながら、「総合的な学力」を育成し、高い知性・豊かな人間性・心身の健康の育成を推進する。

中学生やその保護者に「堺高校のよさ」を周知し、唯一の市立高等学校として創造力豊かな人材の育成を図る。

生徒の自尊感情を醸成し、人権の大切さを理解させ、実生活とつながる人権教育を充実させる。

④ 学習指導要領の趣旨の実現【高】

学習指導要領に基づき適切な教育課程を編成するとともに、学習評価の改善について、教員一人ひとりが教育課程説明会や校内研修などの様々な機会をとらえ、学習評価を更に充実し、その質を高める。

⑤ 地域に貢献する学校づくりの推進【高】

「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、地域の学校、企業などと連携・協働しながら、生徒に育成すべき資質・能力を育み、郷を愛し、郷に誇りをもち、地域貢献できる人材を育成する。

デジタル技術やデータサイエンスなどの情報活用能力やプログラミング能力を高めるなど、地域の産業振興に求められる資質・能力を育成する。

⑥ 高大接続と進路指導の充実【高】 **取組事項一覧**

高大接続の見通しを持ち、教育課程を適切に編成・実施し、改善を図るとともに、指導や評価を充実させる。高等学校卒業後の生徒の姿を見通し、学校教育と社会との接続を意識した進路指導の改善・充実を進める。知識の理解の質を高め、思考力・判断力・表現力を高めるための指導をより一層充実させ、大学入学共通テスト等に対応する。

生徒一人ひとりに対応した進路指導（各教科指導、小論文、面接等）の充実を図る。

⑦ 義務教育段階との円滑な接続の推進【高】

義務教育での学びの状況を踏まえたうえで、高等学校教育に円滑に接続できるよう、指導方法の改善・充実に努める。

⑧ 特色ある定時制教育の推進【高】

必要に応じて学び直しの視点を踏まえた教育課程を編成するとともに、生徒の各専門分野の技術・技能の習得と各種資格取得に対する支援を積極的に行う。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(1)健康な心と体	幼稚園生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を十分に働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
(2)自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
(3)協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
(4)道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
(5)社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼稚園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
(6)思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
(7)自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
(8)数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
(9)言葉による伝え合い	先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
(10)豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

（平成 29 年告示 幼稚園教育要領より）

基本施策 8 学びの機会の確保

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等※での 相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調べ)	59.6%	100%

＜参考指標＞不登校児童生徒数（千人当たりの児童生徒数）

現状値（令和元年度）：小学校 7.7 人、中学校 30.8 人（堺市教育委員会調べ）

■主な取組

◇不登校、病気療養児童生徒等への支援の充実

① 不登校のこどもへの効果的な支援【小中高支】取組事項一覧

令和5年度、本市の不登校児童生徒数及び千人率は、小学校、中学校ともに増加している。

不登校児童生徒数の減少に向けては、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行うとともに、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席している児童生徒への社会的自立をめざした支援を強化する必要がある。

不登校のこどもへの効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

また、休み始めた児童生徒や長期的に欠席している児童生徒が、どのような状態にあり、どのような支援を必要としているか、「不登校対策委員会」等で見極めを行い、「だれが・いつ・どのような関わりをすべきか」について検討すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、アセスメントを行った上で、適切かつ迅速に対応するとともに、組織的かつ継続的な支援体制を整える。

なお、不登校の要因として、虐待があるにもかかわらず、適切な対応が滞り、かけがえのない命をなくしている事象等が生起していることを踏まえ、欠席理由について注意を払い、虐待への適切な対応とあわせて迅速な対応が必要である。

特に、中学校1年で増加する不登校に対しては、小学校6年以前の状況にも着目し、小学校が把握している年間30日に至らない欠席状況や別室登校などの不登校の予兆を含めた状況を中学校と十分に共有するなど、小中連携や、学校と区役所等が連携し、不登校のこどもへの効果的な支援に取り組む。

長期の対応が必要な場合は、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、理解を得ながら、別室指導や家庭訪問等の対応とともに、ICTを活用した学びの支援や、学校外の公的施設（教育支援教室、区の居場所等）や民間施設（フリースクール等）を活用し、連携することなどを検討する。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路等を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

※ 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては教育支援教室、区の居場所、児童相談所、民間施設（フリースクール）等をさします。

また、不登校のこどもに対する多様な学びの場の確保及び充実を図る「子どもたちの未来のために～Change & Challenge～」を踏まえ、関係機関と連携し、不登校により学びにアクセスできないこどもたちをゼロにすることを目標とし、学校や教育委員会だけにとどまらず、本市全体で不登校の状態に対して向き合い、状況に応じた取組を推進する。

◇中学校夜間学級による教育の充実

① 中学校夜間学級における教育の充実【夜中】

教育課程の基礎的・基本的な内容の定着を図るために、生徒の習熟の程度に応じたきめ細かな指導の充実に努め、また、高校進学等をめざす生徒に対して進路指導の充実を図る。

◇日本語指導体制の充実

① 日本語指導担当教員を中心とした指導体制の充実【小中】

日本語指導が必要な児童生徒の把握、指導に関する計画等、日本語指導担当が中心となり、「特別の教育課程」を編成する。又、国際理解教育担当や担任等と連携し、外国人児童生徒等への指導や支援に努める。

◇ICT を活用した家庭学習支援（再掲）

① ICT を活用した家庭学習支援【小中】 **取組事項一覧**

個別最適な学びにおける「学習の個性化」を図る家庭学習の充実の一つとして、こどもが児童生徒用パソコンを家庭に持ち帰り、学校で配信した課題や ICT 学習支援コンテンツに取り組むことができるようにする。ネット環境が整っていない家庭がある場合は、オフライン上での ICT 学習支援コンテンツの活用に加え、例えば、音楽のリコーダー等の練習の様子、体育の表現活動の練習の様子、図工や美術の鑑賞の活動における身の回りの造形物の鑑賞等を撮影し、学校で共有することなどを行う。また、自主学習で調べたことを動画やプレゼンテーションソフトを活用してまとめたりすることなども考えられる。

感染症等による臨時休業が生じた際は、児童生徒用パソコンを活用して、児童生徒と連絡をとったり、学習を進めたりするなど、可能な限り ICT を活用した取組を進める。

基本施策 9 学校マネジメント力の向上

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「学級運営の状況や課題を全教職員の間で共有し、学校として組織的に取り組んでいる（よくしている、どちらかといえばしている）」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 94.6% 中学校 97.7%	小学校 100% 中学校 100%

＜参考指標＞年間勤務時間外在校等時間が 360 時間を超える教育職員の割合（堺市教育委員会調べ）

現状値（令和元年度）：47.9%

■主な取組

◇R-PDCA サイクルによる学校経営の推進

①「学校力向上プラン」を核とした R-PDCA サイクルの確立による学校運営【全】

めざす子ども像の実現に向け、昨年度の成果と課題を踏まえ、「小中一貫グランドデザイン（全体構想）」または「学校群グランドデザイン」をもとに、「確かな学び」「豊かな心・健やかな体」等における具体的な目標・評価項目等を組織的に設定し、全教職員で取り組む。年度途中には取組の進捗状況の確認を行い、改善を進め、年度末には自己評価を行い、成果と課題を明らかにする。また、学校関係者評価を実施し、次年度の取組の改善につなげる。

当該年度の学校力向上プランについては、目標設定、進捗確認、評価（達成状況の記入）をその都度実施し、改善に向けた取組について確認できるよう前年度の学校力向上プランとともに、学校ホームページにおいて公表する。

②「堺版コミュニティ・スクール」の推進【小中】

「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、育成をめざす資質・能力や、教育課程の実施状況を家庭や地域の関係者に周知する。

「学校協議会」を設置し、地域協働担当教員やコーディネーターを中心に積極的に地域・保護者と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現をめざす。

③ 適正な人事評価による教職員の育成【全】

校園長は教職員と目標を共有し、その達成に向けた適切な指導・助言を行う。また、人事評価制度の実施目的や評価基準、規則等を正確に把握し、教職員の取組過程及び成果並びに発揮した能力を、事実に基づき、より適正に評価し、人材の育成を図る。

◇多様な専門家や関係機関との連携・協働

① 多様な専門家や関係機関との連携・協働【小中高支】

学校が抱える課題は、複雑化・困難化し、教職員だけで対応するのは質的にも量的にも難しくなっている。教職員が、法律や心理、福祉、医療などの専門家や関係機関などと連携・協働し、チームとして課題解決に取り組む体制を構築する。

特にいじめや不登校などの深刻化を防ぐには、校内での組織的な対応に加え、状況に応じて弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門家や、区役所、子ども相談所、警察等の関係機関と連携・協働する。

◇学校業務の効率化・適正化の推進

① 教職員の働き方改革の推進【全】 **取組事項一覧**

校園長のリーダーシップのもと、勤務時間外在校等時間が年 720 時間以内、2 か月連続時間外在校等時間が 80 時間を超える教職員が 0 人となるよう、勤務時間や業務量の適正な把握・管理に取り組む。真に必要な教育活動を見極め、教育的効果やこどもの学びの状況を十分に踏まえたうえで、授業時数の適正化や ICT の積極的な活用推進、学校行事の精選及び内容・準備の見直し・簡素化等、これまでの「当たり前」を見つめ直し、学校群の仕組みを活用する等できることは直ちに取り組む。次代を担うこどもたちの育成という共通の目標のもと地域・保護者と連携・協働し、信頼関係を築きながら、教職員の多忙化の解消及びウェルビーイング向上のための取組を推進する。

◇教職員のメンタルヘルス対策の充実

① 教職員が心身ともに健康で、いきいきと働ける環境づくり【全】 **取組事項一覧**

教職員一人ひとりが心身ともに健康で、こどもと十分に向き合える環境づくりの実現に向けて、教職員のメンタルヘルスの不調の予防に取り組む。校園長は所属職員にストレスチェックの受検を勧め、ストレスへの気付き、セルフチェックを促す。また、集団分析結果を活用し、衛生委員会等で取り上げることで、学校園におけるストレスマネジメントの向上をはかる。また産業医による健康相談の実施やメンタルヘルスに関する各種窓口を積極的に周知、復職支援の手引きの活用によりメンタルヘルス不調の早期発見・早期対応ならびに職場復帰支援・再発防止に取り組む。

基本施策 10 信頼される教員の育成

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和 7 年度)
「先生は、よいところを認めてくれている(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小 6 88.7% 中 3 78.4%	小 6 92% 中 3 85%
「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて分かるまで教えてくれる(当てはまる・どちらかといえば当てはまる)」と答えた児童生徒の割合 (堺市教育委員会調べ)	小 6 88.4% 中 2 78.8%	小 6 90% 中 2 85%

■主な取組

◇教員研修の充実

① 「研修観」の転換【全】 ☞取組事項一覧

社会の変化が加速度を増し、予測困難な時代において、学校教育に求められる役割や成果が複雑化・多様化している。教員はそれらの変化を前向きに受け止め、教員に求められる資質・能力が変わっていくことを意識し、継続的に新しい知識・技能を主体的に学び続けることが重要である。

そのために、教員は自己を見つめ、現況をメタ認知することで自分に必要な学びが何であるかを捉えたり、他者との対話や振り返りを通じて、自己の学びを広げ深めたりする必要がある。教員自身が問いをもち、「学ぶ意義(なぜ学ぶのか)」を自覚し、「どのように学ぶのか」や「何を学ぶのか」を選択しながら学びを進めていく自律的な学びへと、「研修観」の転換を図る。

② 「堺市教員育成指標」、「堺市教職員研修計画」、「研修受講履歴」を活用した対話に基づく指導助言の実施【全】 ☞取組事項一覧

管理職は「堺市教員育成指標」、「堺市教職員研修計画」及び各教員の「研修受講履歴」を活用して対話を行う。その際、教員が自身の強みや弱み、今後伸ばすべき力や学校園で果たすべき役割などが自覚できるよう指導助言する。

教員は、「堺市教員育成指標」、「堺市教職員研修計画」及び「研修受講履歴」を活用し、管理職と対話を繰り返す中で、自身のキャリアステージに応じて身につけるべき資質能力やキャリア形成に展望をもって、主体的に学びを進める。

③ 組織的・継続的な校園内研修体制の構築【全】 ☞取組事項一覧

自校園や学校群(中学校区)における教員同士の学び合いやチームとしての研修の推進は、教員自身の「主体的・対話的で深い学び」に資することから、管理職や研修主任等は「校園内研修ガイドブック」や「堺版 教師の学び合いスタンダード」を効果的に活用し、組織的・継続的な校園内研修体制を構築する。

④ いじめ問題の対応力向上研修の推進【小中高支】 **取組事項一覧**

いじめ対応は、学校における最重要課題の一つであり、いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。と、全ての教職員が共通理解するとともに、いじめ問題の対応力向上を図るため、「いじめ対応チェックシート」及び「いじめの重大事態から学ぶ対応事例集」を活用した校内研修を実施する。

◇コンプライアンスの徹底及び体罰・ハラスメント行為の防止

① 教職員としてのコンプライアンスの徹底【全】 **取組事項一覧**

学校園に勤務する者は、こどもの教育活動に関わるため、一般の公務員以上に高い倫理性が求められている。自らの言動が堺市の教育全体の信用に大きな影響を及ぼすことを認識し、自覚と責任ある行動をとる。

② 不祥事防止研修及び服務規律における定期的な点検の実施【全】 **取組事項一覧**

「未来をつくる堺の誇り―不祥事根絶のために―」及び「教職員のコンプライアンスのための SELF_CHECK SHEET」（いずれも「グループウェア書庫」に掲載）等を用いて校園内研修の実施や教職員の服務規律についてのセルフチェックの時間を設ける。教職員自身が日頃から不祥事を他人事とせず、自分事として捉え、服務規律の確保に努める。

③ ハラスメント行為の防止【全】 **取組事項一覧**

ハラスメント行為は人権侵害であり、絶対に許されるものではない。全ての教職員が、ハラスメントの問題を自覚し、考え、対処し、互いの人権を尊重する意識をもって適切かつ積極的にコミュニケーションをとり、良好な職場環境を維持するように努める。

なお、ハラスメント行為を見聞きした場合は、管理職または校内ハラスメント相談窓口担当者に相談をするなど、迅速に対応する。

※必要に応じて、外部相談窓口やメンタルヘルス相談窓口の紹介など、相談者に寄り添った対応をする。

④ 人権に関する認識の深い、人権感覚豊かな教職員の育成【全】 **取組事項一覧**

教職員は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる集団づくりをめざして、こども一人ひとりの人権を尊重できる確かな人権感覚を身に付ける。

教育活動のあらゆる場面で、言動に潜む決めつけや偏見がないか、一人ひとりを大切にしているかを繰り返し点検し、自らの人権意識を絶えず見直す。

また、人権教育に関する研修を明確に位置づけ、多様な研修方法を取り入れながら計画的に進め、教職員の人権意識と指導力の向上を図る。

⑤ 体罰根絶に向けた取組の徹底【全】 **取組事項一覧**

全学校園で、「体罰根絶のために〔第4改訂版〕」を活用した校園内研修を必ず実施し、体罰根絶に取り組む。研修では、体罰事例や研修資料（ワークシート）などを用いて、事例に基づいた効果的な研修になるように工夫する。また、校務用端末を活用し、体罰の防止研修を実施する。

体罰は、こどもの身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、傷害事件として扱われる可能性のある行為である。

さらに、体罰を受けたこどもや周りのこどもたちにも不安感や恐怖感を抱かせるとともに、力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為を容認する姿勢を生み出す要因ともなる、決して許されない行為である。

体罰事象が起こった時、体罰について「認識が甘かった」という言葉は通用しない。

各学校園、各教職員においては、自らの指導の在り方を見つめ直し、指導力向上に向けた不断の努力を続けるとともに、以下の点に留意する。

- (i) 教職員一人ひとりが、どのような行為が体罰に当たるかについての考え方を正しく理解し、「体罰否定」の指導観に基づき、「体罰や暴言を許さない」組織風土を構築し、体罰根絶に取り組むこと
- (ii) こどもの指導にあたっては、人権尊重の精神に徹し、現象面のみにとらわれず、指導による表面的な変化を性急に求めるのではなく、こどもが抱える多様な課題を理解し、個に応じた内面に迫る粘り強い指導をすること、また、一時的な感情に流されず感情をコントロールして指導に当たること
- (iii) 指導が困難なこどもの対応を一部の教員に任せきりにしたり、特定の教員が抱えこんだりすることのないよう、組織的な指導を徹底し、校長、教頭等の管理職や生徒指導担当教員を中心に、指導体制を常に見直すこと
- (iv) 中学校及び高等学校では、「部活動」における体罰の防止について留意すること
- (v) 行き過ぎた指導をした場合や、他の教職員の行き過ぎた指導を目撃した場合には、すぐに管理職に報告し、管理職は体罰を確認した際は、速やかに教育委員会に報告すること
- (vi) 体罰は、こどもの身体と心を傷つける重大な人権侵害であり、学校教育法第 11 条において禁止された違法行為であるだけでなく、暴行罪（刑法第 208 条）、傷害罪（同法第 204 条）といった傷害事件として扱われる可能性のある行為であること
- (vii) ひとたび体罰事案が発生してしまうと、これまで教職員が長年にわたる努力で築き上げてきた信頼が一瞬にして失われてしまい、こどもや保護者、市民との信頼関係の再構築には多大な労力と時間を要し、大変困難な状況が続くこととなること

⑥ 個人情報保護に対する教職員の意識向上【全】

「個人情報の保護に関する法律」及び「堺市個人情報の保護に関する法律施行条例」の趣旨に則り、「堺市立学校園における個人情報及び電子データの取扱要領」の遵守について、定期的に教職員に周知徹底し、常に教職員一人ひとりが個人情報取扱者としての自覚と責任をもって職務を遂行し、個人情報の適正な管理及び取扱いを徹底する。

⑦ 個人情報流出防止に向けた取組の徹底【全】

「堺市立学校園における個人情報及び電子データ取扱要領」に基づき、校園内での適切な手続きと管理方法による流出防止策を徹底する。

学校園で取り扱う情報のほとんどが個人情報であるという認識のもと、特に、「シュレッダーにかける際は、個人情報が含まれていないか 1 枚 1 枚確認する」「テスト等成果物の採点や点検を行ったり、個人情報を含む書類を封入したりする等、作業を行う際は、机や作業台を整理整頓し、他の個人情報を置かず、場所を特定して作業する」「受け渡しや封入物の確認等については、複数人による点検を行い、返却する前にも再度、本人の成果物であるか必ず確認する」ことを徹底する。

また、校園内規定や手続きについて、全教職員を対象にした研修を計画的に実施し、意識向上を図る。毎月 1 日を「個人情報点検デー」として、「個人情報の徹底管理 9 のポイント」に基づき、意識啓発を行うとともに、全教職員（非常勤講師も含む）を対象に「個人情報取扱い 総点検シート」による点検と個人情報の適正な管理及び取扱いを徹底する。

⑧ 学校徴収金等の適切な取扱いの徹底【全】 取組事項一覧

学校徴収金は、教育活動に必要な経費として、校園長が保護者からその取扱いと管理について信託を受けてい

る金銭である。保護者の負担軽減に努めるとともに、「堺市立学校（園）徴収金事務取扱要領」「学校（園）徴収金事務取扱マニュアル」に基づいて必要書類を確実に作成し、適正に管理して取り扱う。現金を金庫に保管する際は、現金保管台帳を作成し、複数体制で厳重に取り扱う。事務処理の適正化を図るとともに事故を未然に防止するため、預金通帳の所在を適宜確認する。特に横領などの犯罪行為を二度と生み出さないため、管理職が責任をもって、年度始め、各学期末、年度終わりには、確認・点検シートを用い徴収金事務について確認・点検を行う。また、学校徴収金の事務取扱の重要性を改めて認識し、校内の取扱・責任体制を明確にし、全教職員で共有する。

学校指定の物品については、業者の選定と手続きについて公平・公正を担保し、複数の業者と契約するなどして、保護者の負担軽減や説明責任を果たすことに留意する。

1 学校園で取り扱うものは、ほとんどが個人情報！

学校で取り扱う情報のほとんどが個人情報です。さまざまな書類など、個人情報にあたらない情報はないと考えるべきです。
そのため、個人情報管理の総責任者である学校園長のリーダーシップのもとに、「流出してしまってからでは取り返しがつかない」と、常に危機意識をもって取り組むことが大切である。

2 個人情報保護の体制づくりは、相互の声かけ・確認から！

教育は信頼関係の中で成り立ちます。子ども、保護者、市民から信頼される学校とするために、お互いの声かけ、確認をして、個人情報保護を確保する体制を構築すること。

3 学校園で取り扱う個人情報が、本当に必要な情報が、常に確認し、その利用目的や管理について、教職員が適切に情報共有を図る！

学校園では、どのような個人情報を扱っているのか、何のためにその個人情報が必要なのかを、教職員が適切に把握しておかなければならない。
＜学校園全体として保管しているもの＞ ＜各学年で保管しているもの＞ ＜各分掌で保管しているもの＞ など、利用目的、保管方法など情報共有を図ることが大切である。

4 個人情報は持ち出さない。やむを得ず持ち出す場合は、所定の手続きの上、返却するまで責任を持って管理する！

教職員は、個人情報（コピー・複写を含む）を学校園外に持ち出してはなりません。ただし、次に掲げる事由がある場合は、校園長の承認を得て、あらかじめ定められた手続きにより、持ち出すことが可能なものがあります。

＜いかなる理由があっても、持ち出しが厳禁であるもの＞

- ・電子データ化された個人情報（堺市の指定する機器以外に保存されたもの） ・出席簿
- ・幼児児童生徒の障害・病歴・健康その他心身の状態に関する個人情報
- ※ 学校教育活動時や登下校時のけがや病気などの緊急対応、宿泊訓練・校外学習などの学校園外での対応、指導等業務上必要な場合を除く。ただし、個人情報の携行は、学校から目的地までの移動のみとし、掲載する情報については必要最小限にとどめ、衣服ポケット等に入れず、チャック等で閉じることができかばん類に厳重に収納し、肌身離さず管理する。

＜一定の条件のもと、持ち出し可能なもの＞

「個人情報持出返却管理簿」（様式第1号）への記載を経て可能なもの	・学級や部活動所属の幼児児童生徒にかか る連絡先一覧 ・教務手帳 ・成績一覧表またはそれに類するもの ・定期テスト・単元テスト
	・課題、作文、絵画等の成果物
その都度校園長へ口頭申請し、一時的な持ち出しが可能なもの	

5 個人情報を含む書類等の封入や、個人情報の受け渡し等について、複数で確認し、その場で枚数等を確認するとともに、受け渡し等を記録する！

児童生徒健康調査票など小学校から中学校へ進学する際に受け渡す書類、他市からの転入学の際に受け渡す書類は複数で確認し、受け渡しの記録すること（内容、枚数等）。
また、担任を中心として、保護者からのセンシティブな個人情報を含む書類の受け渡し、こどもから集める個人情報を含む書類の受け渡しは、その場で枚数等を確認するとともに、提出日などを記録すること。
個人情報を含む書類等を封入したりする等、作業を行う際は、机や作業台を整理整頓し、他の個人情報置き場所を特定して作業すること。封入物の確認等については、複数人による点検を徹底すること。

6 電子データはすべてネットワークドライブ・クラウドに保存し、その他のメディアには保存しない！

個人情報の有無に関わらず、校務で使用する全ての電子データは、ネットワークドライブ・クラウドに保存し、運用すること。ただし、機密な個人情報に関しては、学習系のネットワークドライブとクラウドに保存してはいけない。
（ネットワークドライブとは校務系（VDI環境）の「あなたのフォルダ」校内で共有「管理職で共有」学習系（インターネット環境）の「ドライブ」教育用共有のことです。クラウドとは「個人のOneDrive」、「Teamsの「ファイル」」のことです。）
バックアップやアーカイブの場合、CD-R、DVD-R、外付ハードディスクの使用は可ですが、記憶媒体保管台帳に記入し、管理職の承認を受け、適切に使用すること。

7 委託先等業者に対して、個人情報の適切な取扱いを指導・監督する！

修学旅行や卒業アルバムなど、学校が外部に個人情報を提供して業務委託する場合、学校は委託先に対して安全管理義務が課せられている。委託にあたっては、特記事項を遵守できる相手方を選定するため、委託先の個人情報保護体制等について把握し、委託契約の締結にあたっては、契約書等に受託者の個人情報の取扱いについて条例を遵守すべきことを明記する。契約書等を作成していない場合は、市の基準及び特記事項を交付し、業者等からその旨を遵守する誓約書を受け取ることを。

8 SNSや公共の場などで、業務上知り得た情報を外部に漏らさない！

教職員が職務で扱うもののほとんどが個人情報であるという自覚をもち、公共の場所において業務上知り得た情報を話すなどして、外部に漏らさないようにすること。
また、SNSも、公共の場所の一つです。校園内の幼児児童生徒の写真に掲載したり、指導内容等を書き込んだりすることは厳禁です。また、SNSを介してこどもや保護者と私的に繋がりを持たないこと。

9 毎月1日は個人情報点検デー！ 危機管理意識を高めること！

本市では毎月1日を個人情報点検デーと定めている。
毎月1日に、個人情報を含む各書類の保管状況を点検するとともに、危機管理意識を高めること。
＜点検例＞
担任等が所持、保管しているもの：出席簿、教務手帳（教務必携）、成績に関わるものなど
分掌等で保管しているもの：児童生徒保健調査票など
学校全体で保管しているもの：指導要録、家庭連絡票など

基本施策 11 えがおあふれる学びの場づくり

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思いますか」という設問に対し「当てはまる」と回答した児童生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	小6 88.9% 中3 81.0%	小6 100% 中3 100%
いじめアンケート(年3回以上(学期に1回以上))の結果を、その都度「学校いじめ防止等対策委員会」で共有し、対応した小中高等学校の割合 (堺市教育委員会調べ)	—	100%
不登校児童生徒のうち、学校内外の専門機関等※での相談・指導等を受けた人数の割合 (堺市教育委員会調べ)	59.6%	100%

<参考指標> ・いじめ認知件数(千人当たりの件数)

現状値(令和元年度): 小学校 24.6 件、中学校 20.1 件(堺市教育委員会調べ)

・不登校児童生徒数(千人当たりの児童生徒数)

現状値(令和元年度): 小学校 7.7 人、中学校 30.8 人(堺市教育委員会調べ)

■主な取組

◇いじめや不登校の未然防止

① いじめや不登校の未然防止【小中高支】 取組事項一覧

「いじめは重大な人権侵害であり決して許されない行為である」「どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである」「いじめの積極的な認知はいじめ対応の第一歩である」との認識のもと、「学校いじめ防止基本方針」を全教職員が十分理解し、いじめの未然防止・早期発見に努めるとともに、初期段階から組織的に対応する。また、いじめ未然防止教育の一環として、子どもたち自身がいじめ防止対策推進法を学び、いじめの適切な捉えやSOSの発信、いじめを生まない態度を学習することを目的とした「いじめ防止授業」を実施する。

不登校については、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行う。不登校の効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

※ 不登校児童生徒の学校復帰や学習面、生活面等について支援するために相談・指導を行う専門職や専門機関で、学校内においては養護教諭やスクールカウンセラー等、学校外においては教育支援教室や児童相談所、民間施設(フリースクール)等をさします。

◇いじめ対応の徹底

① いじめ対応の徹底【小中高支】

いじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、被害児童生徒や保護者の思いに寄り添い、被害児童生徒を守り通す。その際、個々の教職員のみで対応したり、放置したりすることのないよう、「学校いじめ防止等対策委員会」において、情報共有し、事実関係を的確に把握するとともに、いじめに当たるか否かの判断を組織的に行い、支援内容等の検討まで行うこと。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にするのではなく、いじめの被害を受けた児童生徒の立場に立つて行う。いじめの定義に該当する場合は、いじめ防止対策推進法に基づいて対応する。

なお、収集した情報は必ずいじめ認知共有システム（i システム）に記録し、複数の教職員が個別に把握した情報の集約と共有化を図る。

学校として、学校いじめ防止基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明確に定めておく。

加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の形成を旨とした教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。加害児童生徒はストレスや課題を抱えていることも多く、背景の要因に着目する。

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とせず、いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続し、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるかどうかで判断する。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。また、いじめが解消している状態に至った後も、日常的に注意深く観察する必要がある。

教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関との連携のもとで取り組むとともに、「いじめ対応チェックシート」等で「学校いじめ防止等対策委員会」が機能しているかを点検し、体制の整備をさらに進める。

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」に相当する場合は、「重大事態」として事実関係を明確にするための調査を行う。

また、被害児童生徒又は保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった時は、「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。被害児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知りえない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

② 「学校いじめ防止基本方針」や学校のいじめ防止等の取組の検証と見直し【小中高支】

学校におけるいじめの防止等の取組を「学校力向上プラン」の評価項目に位置付ける。

「学校いじめ防止基本方針」については、各学校のホームページに掲載するとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

また、「学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、毎年度見直す。

なお、児童生徒も含め、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめ防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参画につながるよう留意する。

③ 「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的に対応できる生徒指導体制の確立

【小中高支】 

学校におけるいじめの防止等を確実に実施するため、管理職や生徒指導主事・養護教諭・学年主任等で構成し

た「学校いじめ防止等対策委員会」を置き、組織的に対応する。必要に応じて、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の専門的知識や経験を有する人材に参画を求める。

◇教育相談体制の充実

① こども理解に基づく指導と教育相談体制の充実【小中高】

こどもの問題行動や不登校の背景には、多くの場合、心の問題とともに、家庭、友人関係などこどもの置かれている環境の問題があり、こども自身の問題と環境の問題は複雑に絡み合っていることから、単に問題行動のみに着目して対応するだけでは、問題解決は困難である。

より効果的に対応していくために、教職員に加え、関係機関や地域との連携を含め、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用し、こどもの情報を整理統合し、アセスメントやプランニングをした上で、チームとして支援を行う。

◇不登校、病氣療養児童生徒等への支援の充実（再掲）

① 不登校のこどもへの効果的な支援【小中高支】 ☞取組事項一覧

令和5年度、本市の不登校児童生徒数及び千人率は、小学校、中学校ともに増加している。

不登校児童生徒数の減少に向けては、新たな不登校が生じないような魅力ある学校づくりを行うとともに、不登校を長期化させないための初期対応の充実、長期的に欠席しているこどもへの社会的自立をめざした支援を強化する必要がある。

不登校のこどもへの効果的な支援として、授業改善による「どの子もわかる授業づくり」に取り組むとともに、児童生徒との信頼関係を築くことや児童生徒相互の望ましい人間関係を育てることを通して、居場所づくりや仲間づくりなどの取組を進める。

また、休み始めた児童生徒や長期的に欠席しているこどもが、どのような状態にあり、どのような支援を必要としているか、「不登校対策委員会」等で見極めを行い、「だれが・いつ・どのような関わりをすべきか」について検討すること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、アセスメントを行った上で、適切かつ迅速に対応するとともに、組織的かつ継続的な支援体制を整える。

なお、不登校の要因として、虐待があるにもかかわらず、適切な対応が滞り、かけがえのない命をなくしている事象等が生起していることを踏まえ、欠席理由について注意を払い、虐待への適切な対応とあわせて迅速な対応が必要である。

特に、中学校1年で増加する不登校に対しては、小学校6年以前の状況にも着目し、小学校が把握している年間30日に至らない欠席状況や別室登校などの不登校の予兆を含めた状況を中学校と十分に共有するなど、小中連携や、学校と区役所等が連携し、不登校のこどもへの効果的な支援に取り組む。

長期の対応が必要な場合は、段階的な指導の必要性を保護者に十分説明し、理解を得ながら、別室指導や家庭訪問等の対応とともに、ICTを活用した学びの支援や、学校外の公的施設（教育支援教室、区の居場所等）や民間施設（フリースクール等）を活用し、連携することなどを検討する。その際、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、こどもが自らの進路等を主体的に捉えて、社会的に自立することをめざす。

また、不登校のこどもに対する多様な学びの場の確保及び充実を図る「子どもたちの未来のために～Change & Challenge～」を踏まえ、関係機関と連携し、不登校により学びにアクセスできないこどもたちをゼロにすることを目標とし、学校や教育委員会だけにとどまらず、本市全体で不登校の状態に対して向き合い、状況に応じた取組を推進する。

◇児童生徒の学びを通じた取組

① 情報モラルに関する指導の推進と啓発（再掲）【小中】

児童生徒が学校にスマートフォン・携帯電話を持ち込むことは、原則として禁止する。

「ネットいじめ」やインターネット上のトラブル等を未然に防ぐため、小学校低学年から発達段階に応じて情報モラルに関する指導を適切に実施する。

「堺市立学校スマホ・ネットルール5 “まもるんやさかい”」等を活用し、PTA と連携しながら各家庭に対してスマートフォン等の使用のルールを周知し、フィルタリングサービスの利用等に関する啓発を積極的に行う。

② 非行防止・犯罪被害防止教室の実施【小】

こどもが犯罪の被害に遭う事象が多く発生していることから、小学校高学年を対象に、堺少年サポートセンター（5年生対象）や警察署（6年生対象）と連携し、「非行防止・犯罪被害防止教室」の実施による非行の未然防止・犯罪被害防止の取組を進める。

③ 学校のきまりやルール（校則）の運用・見直し【小中高支】 **取組事項一覧**

【校則の意義・位置づけ】

学校教育においては社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目標に照らして定められる学校のきまりやルール（校則）は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。学校のきまりやルール（校則）は、各学校が教育基本法等に沿って教育目標を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるように配慮することも必要である。最終的には校長により制定されるものである。

【児童生徒の参画】

校則の見直しの過程に児童生徒自身が参画することは、児童生徒が学校のきまりやルール（校則）の意義を理解し、自ら守ろうとする意識の醸成につながる。また、学校のきまりやルール（校則）を見直す際に児童生徒が主体的に参加し意見表明することは、学校のきまりやルール（校則）を無批判に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなる。

【学校のきまりやルール（校則）の運用】

学校のきまりやルール（校則）に基づく指導を行うに当たっては、学校のきまりやルール（校則）を守らせることばかりにこだわることなく、何のために設けたきまりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していくことが重要である。

その上で、学校のきまりやルール（校則）に違反した場合には、行為を正すための指導にとどまるのではなく、内省を促すような指導となるよう留意しなければならない。

【学校のきまりやルール（校則）の見直し】

学校のきまりやルール（校則）の内容においては、合理的な範囲内であることを適切に説明できるか、児童生徒の発達段階や実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展を踏まえたものになっているか、人権的な配慮ができているか、曖昧な表現や分かりにくいものがないか、不要に行動を制限されるなどマイナスの影響を受けている児童生徒がいないか等に留意し、これまでの慣習にとらわれず絶えず検証・見直しを行うことが必要である。

以下に示すような内容については必ず、改善に向け速やかに見直しを行う。

1. 生まれもった性質について配慮のないもの
2. 様々な文化や性の多様性に対して配慮のないもの
3. 健康上の配慮がないもの
4. 合理的な説明が難しいもの
5. 曖昧な表現、分かりにくいもの

<見直しのプロセス>

- ①各学校で検討委員会等の、学校のきまりやルール（校則）に関する検討を行う校内組織を設置し、組織的かつ計画的に学校のきまりやルール（校則）についての検証・見直しが絶えず行われる体制を整える。
- ②児童生徒が規範の意義を理解し、自らが規範を守り行動するという自律性を育むために、児童生徒から見直しの発意ができる仕組みを整える。
- ③見直し案の検討は、児童生徒と教職員が一緒に進める。
- ④PTA や学校評議員等から意見を聴取する。
- ⑤改正に際しては、児童生徒の意見をできる限り尊重し、校長の承認・改正を行う。
- ⑥内容については、入学説明会等で周知し、速やかに学校ホームページなどに公表する。

【学校のきまりやルール（校則）の公表】

学校のきまりやルール（校則）の内容については、普段から保護者・地域の方など児童生徒を支える多くの方々と共通理解を図るため、学校のホームページなどに公表する。

また、入学説明会等においても説明を行い周知する。

◇性暴力被害の防止

① 性に関して被害者にも加害者にも傍観者にもならないための取組の強化【全】

スマートフォン・携帯電話等を介して、こどもたちが被害者や加害者、傍観者となる事案が増加しており、教職員は「こどもたちが多くのネット危機にさらされている」ことを認識する必要がある。

SNS 等での悪口、自画撮り被害、出会い系サイトを介した性的被害、様々なコミュニケーションサイトを介した誘い出しによる性的被害、巧妙な手口での連れ去り事案、オンラインゲーム上のなりすましなどから、知らず知らずのうちに、他人の人権を侵害し、命を落とすことにまで発展することもある。

こどもたちは、大人の知らない所で、知らない時間帯に SNS を使用することにより、被害者や加害者、傍観者になってしまう現状があり、そのような現状からこどもたちを守るために、学校・保護者・スクールカウンセラーや警察等との協力による迅速な対応が必要となる。

「事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集（大阪の子どもを守るネット対策事業実行委員会発行）」等を活用し、より一層の啓発を行う。

② 性暴力（性的虐待を含む）被害防止に向けた取組と対応【全】

こどもが性暴力の被害に遭う事案が増加している。性暴力は身近に起こりうる危機であり、重大な人権侵害である。また、心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化する必要がある。

性的虐待やデートDV、性暴力の被害を認知した時には、被害に遭ったこどもはもちろん、家族にも十分に配慮し対応を行う。また、学校のみで対応するのではなく、関係機関等と速やかに連携するなどの対応が不可欠であるため、全教職員が性暴力や性的虐待に関する事象についての正しい知識を得るとともに対応について認識する必要がある。その際、堺市立学校園性暴力防止ガイドライン「性暴力を許さないために～わたしたちができるこ

と～」を活用する。

性暴力に関しては、迅速かつ的確な対応が求められるため、こども・保護者に対しては、校内の相談窓口の周知を徹底するとともに、専門機関等へ相談するための連絡先が記載されたプリントやカードなどを配付し周知する。

③ デートＤＶ防止に向けた取組【中高】 **取組事項一覧**

教職員の性暴力に対する認識を高め、「デートＤＶ防止研修」を通して正しい知識を身につけ、「デートＤＶ防止啓発冊子」（中学校３年生、高等学校３年生配付）を有効に活用し、生徒や保護者等からの相談などに適切に対応し、指導・助言を行う。

④ 「生命（いのち）の安全教育」による未然防止教育【全】

性犯罪・性暴力根絶のため、また、全てのこどもが性犯罪・性暴力に対して適切な行動を取れる力を身に付けるために、「生命（いのち）の安全教育」を実施する。

◇児童虐待への迅速で適切な対応

① 児童虐待への迅速で適切な対応【全】 **取組事項一覧**

教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを再認識する。虐待が疑われる場合には速やかに各区子育て支援課等へ通告するなど、虐待の早期発見、早期対応、継続した見守りや対応に努める。

また、虐待が疑われるこどもについては、学校全体でこどもの状況を把握・共有するとともに、関係機関と速やかに連携し、適切に対応する。

虐待を受けたこどもの自立の支援等について適切に対応できるようにするために、「学校現場における虐待防止に関する研修教材」（令和２年２月４日付け学教第５２４０号通知）を活用した研修を行うなど必要な措置を講ずる。

堺市いじめ防止基本方針（概要）

堺市教育委員会

基本方針改定のポイント

いじめ防止基本方針

いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの定義 (2条)

いじめの理解

いじめの防止等

- ①いじめ防止等の対策の基本法の方向について
簡単にいけば、いじめ防止会が活動せず、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当する否かを判断すること
- ②学校いじめ防止基本法の策定について
いじめ防止等の取組として学校評価の項目に位置付けること
- ③学校におけるいじめの未然防止について
特に配慮が必要で児童生徒についての支援や周囲の児童生徒に対する指導等を行うこと
- ④学校におけるいじめに対する措置について
いじめを発見した場合には、学校いじめ防止対策委員会を報告し、学校の組織的対応に積極的につなげること
- ⑤学校におけるいじめの解消について
いじめは単に調停をもつて解決せず、行為が止まっている期間等の要件をふまえること
- ⑥重大事態への対応について
児童生徒又は保護者からいじめに重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、報告・調査等に当たること

- いじめとは、児童等（**学校に在籍する児童又は生徒**）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- いじめの未然防止
- いじめの早期発見
- いじめへの対応
- 家庭や地域との連携
- S・C・S Wとの連携
- 関係機関との連携

いじめ防止等の対策の内容

教育委

重

いじめ問題対策連絡協議会（14条-1）

附属機関の設置(14条-3)

- いじめの防止等に関係する機関との情報共有、連携強化を図るため、法の趣旨を踏まえ、教育委員会が設置する。
- 学校、教育委員会、子ども相談所、法務局、警察等で構成する。

- いじめの防止等のための対策を実効的に行う。
 - ※重大事態発生時にも活用
- 調査組織を兼ねるため、弁護士や心理、福祉専門的知識及び経験を有する者等を含めて構成し、公平性・中立性を確保する。

- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織
(学校いじめ防止等対策委員)

- 年間計画の作成・実行・検証・修正の中核 ○いじめの相談窓口
○組織的対応の中核 ○情報収集と記録、共有 ○ＳＣ・ＳＷとの連携
※必要に応じ、関係機関と連携

学校いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止等の取組の基本的な方向や取組の内容を定める

- 基本方針に基づき取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける
- いじめの未然防止 人権教育・道徳教育の推進、集団づくりに配慮が必要な児童生徒の支援 等
- いじめの早期発見 相談体制の整備、いじめアンケート及び教育相談の実施 等
- いじめに対する措置 学校いじめ防止等対策委員会等共通理解と組織的対応 等
- いじめの解消 いじめに係る行為が月や年、心身の苦痛なし
- 家庭や地域との連携 家庭・地域への啓発や情報共有 等
- 関係機関との連携 担当者間の日常的な情報交換等による連携強化

重大事態の意味(28条)

- ① いじめにより児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神的な疾患を発症した場合

重大事態の調査 (28 条・30 条)

-
- ```
graph TD; Mayor[市長] -- "(必要と認めた場合のみ)" --> Reinvestigation6[⑥再調査の指示]; Reinvestigation6 --> Report8[⑧報告]; Report8 --> Council[議会]; Council -- "(必要と認めた場合のみ)" --> Reinvestigation7[⑦再調査の指示]; Reinvestigation7 --> Reinvestigation[再調査];
```

## 教習承唱△

- 
- ```
graph TD; A[⑤ 調査結果の報告  
(保護者等に書添付可)] --> B[④ 調査報告]; B --> C[③ 調査指示  
または調査]; C --> D[② 教育委員会の  
調査機関の設置  
(附属機関が兼ねる)]; D --> E[① 日常的な連携]; E --> F[保護者へ説明]; F --> A;
```
- ⑤ 調査結果の報告
(保護者等に書添付可)
- ④ 調査報告
- ③ 調査指示
または調査
- ② 教育委員会の
調査機関の設置
(附属機関が兼ねる)
- ① 日常的な連携
- 保護者へ説明

5

↑

※児童生徒や保護者から申立てがあったときは、調査を実施する。

※重大事態の内容に応じて、学校と教育委員会が一体となって調査を行うとともに、並行して市長の調査機関が調査することもある。

いじめ対応チェックシート

いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

この法律において「いじめ」とは、児童等(学校に在籍する児童又は生徒)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの定義(4要件)

- ①児童生徒同士
- ②一定の人的関係
- ③心理的・物理的な影響を与える行為
- ④心身の苦痛を感じている

いじめの定義

過去の「いじめに対するイメージ」

- 「力の差」(弱い者に対して一方的に)
 - 「継続的」(くり返し行われるもの)
 - 「誰もが深刻な被害と認識するもの」
- 「いじめ」を限定解釈してはならない

- いじめ対応は、学校における最重要課題の一つである。
- いじめは、重大な人権侵害であり絶対に許されないものである。
- いじめの積極的な認知は、いじめ対応の第一歩である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものであり、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。
- いじめの定義は、極めて広範な概念であり、限定解釈してはならない。(過去の「いじめに対するイメージ」で限定解釈しないこと)
- いじめの定義に該当する場合は、法に基づいて組織的に対応することが求められている。

共通理解事項

基本的な考え方・基本的姿勢

- ☐ 被害児童生徒を守り通すため、教職員の日常業務の優先順位において、自殺予防、いじめへの対応を最優先の事項に位置付けていますか
- ☐ 被害児童生徒・保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築していますか
- ☐ 教職員による「いじめられる側にも問題がある」「家庭にも問題がある」という認識や発言は、被害児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを認識していますか
- ☐ 教職員の不適切な言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、細心の注意を払っていますか
- ☐ 簡単に「けんか」や「ふざけ合い」と判断せず、背景にある事情の調査を行い、児童生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断していますか
- ☐ 軽々に「いじめはなかった」、「学校に責任はない」という判断をしていませんか
- ☐ 速やかに対応しなければ、いじめ行為がより一層エスカレートし、被害が更に深刻化する可能性があることを認識していますか
- ☐ 時間が経過するにつれて、児童生徒は記憶が曖昧になり、事実関係の整理そのものに大きな困難が生じるおそれがあることから、調査は速やかに実施していますか
- ☐ いじめには、「被害者」「加害者」だけでなく、「観衆(はやし立てたり、面白がったりする存在)」「傍観者(見て見ぬふりをするなど周辺で暗黙の了解を与えている存在)」を加えたいじめの構造があることを認識していますか
- ☐ 担任等が一人で抱え込むのではなく、「学校いじめ防止等対策委員会」に報告し、組織的に対応していますか (「学校いじめ防止等対策委員会」が機能していますか)

当該児童生徒への対応

- ☐ 被害児童生徒を徹底的に守り通し、被害児童生徒の安全・安心を確保していますか
- ☐ 被害児童生徒・保護者が精神的に不安定になっている場合、カウンセリングや医療機関によるケアを受けるように勧めていますか
- ☐ 被害児童生徒が不登校となっている場合、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行っていますか (または、提案を行っていますか)
- ☐ 加害児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させていますか
- ☐ 加害児童生徒への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させていますか
- ☐ 加害児童生徒がストレスや課題を抱えている場合、それらの改善に向けて、保護者の協力、SC、SSWや関係機関との連携のもとで取り組んでいますか
- ☐ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできないことを認識して対応していますか
(解消条件: ① いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続 ② 被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること)

学校の日常的な取組

- ☐ 職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図りましたか
- ☐ いじめ問題に関する校内研修を実施しましたか
- ☐ 教育相談の実施について、学校以外の相談窓口を周知しましたか
- ☐ 学校いじめ防止基本方針をホームページに公表し、保護者や地域住民に周知し、理解を得よう努めていますか
- ☐ ネットいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施しましたか
- ☐ 学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行っていますか
- ☐ 学校いじめ防止基本方針に定めたとおり、いじめ防止等の対策のための組織「学校いじめ防止等対策委員会」を開催していますか
- ☐ 学期に1回以上、年3回以上いじめアンケートを実施するとともに、アンケート結果をもとに教育相談等を実施し、いじめの早期発見に努めていますか
- ☐ いじめアンケートは、実施年度を含めて3年間、適切に保存していますか
- ☐ 特に配慮が必要な児童生徒については、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的にを行っていますか
- ☐ いじめの認知件数が0の学校は、当該事実を児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認していますか

※本シートの活用 いじめ問題について共通理解を図り、適切に対応するため、積極的に活用してください(職員会議、校内研修、学校いじめ防止等対策委員会、日常のふり回り 等)
 ※本シートの取扱い 年度末に教職員から回収し、年度初めに再配付してください(不足分については、不足数調査実施後に市教委から学校へ送付します)

性暴力を許さないために ~わたしたちができること~

堺市教育委員会



教職員が性暴力に立ち向かうための10か条

- 1 性暴力は「めったに起こらない」ことではない
- 2 性暴力は被害者の責任ではない
- 3 性暴力を「なかったこと」にしない
- 4 性暴力は「身近な人からたらされる」ことが多い
- 5 支援者はひとりで抱え込まない
- 6 二次加害を起こさない
- 7 被害者の言動を誤解しない
- 8 こどもたちの周りには性暴力が蔓延している
- 9 学校園は性暴力の未然防止に全力を尽くす
- 10 緊急避妊は 72 時間以内に

(72 時間を経過してもあきらめない！)

こどもたちを守るために 教職員自らが 日々チェックしよう！

継続的に自らの状況を振り返り、チェックする。チェックの入る項目があったり、周囲の教職員で気になる状況が見られたりする場合には、まずは状況の改善に努めるとともに、校内のセクハラ窓口や教育委員会など、信頼できる人に相談しなければならぬ。

- こどものスマホや携帯電話に直接電話したり、メールを送ったりしていないか。
- SNSやアプリ等を通じて、特定のこどもと連絡を取り合っていないか。
- こどもの着替えや水着の写真を撮ったりしていないか。
- こどもたちの写真をSNS等に掲載したりしていないか。
- マンガや雑誌、CD等の音楽データやゲーム類などの貸し借りをこどもたちとしていないか。
- 放課後などに特定のこどもと密室において1対1で指導したり、相談に乗ったりしていないか。
- 頭をなでたり、肩に手を置いたり、背中に触れたりするなど、こどもに不必要な身体接触を行っていないか。
- 自分一人だけで、特定のこどもを自宅等まで自家用車等で送迎していないか。
- スリーサイズを質問したり、こどもの身体を執拗に眺めまわしたりしていないか。
- 学校外で、特定のこどもと会ったり、一緒に遊びに行ったりしていないか。

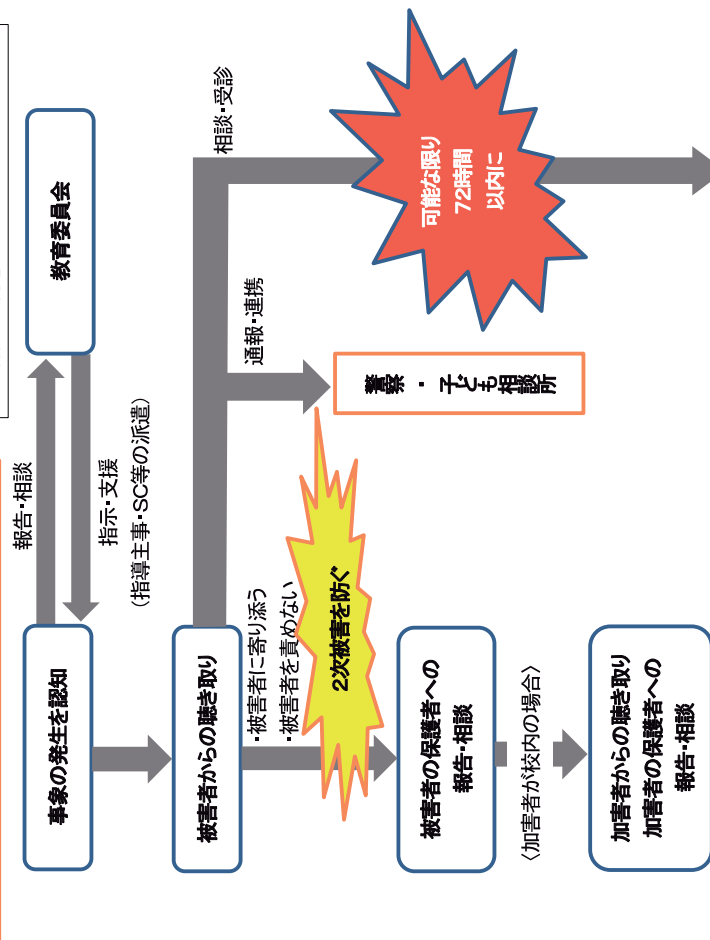
「性暴力」とは、強制性交等・わいせつ行為などの性犯罪のみならず、同意のない望まない性行為、性的な描写をみせること、性的な嫌がらせをすることなども、性暴力です。相手がよく知っている人でも、知らない人でも、どんな場所でも起こったとしても、望まない性的な行為は性暴力です。」

(堺セーフティ・プログラム推進事業 配付啓発カードより)

性暴力は、すべての人が生まれてくる性的権利・性的尊厳を著しく侵害し、「命」そのものまで損壊してしまう、許されざる行為である。また、性暴力は知識不足や偏見により、軽視され見過ごされがちである。特に、被害者に対する誤解や偏見が生じやすく、悪いのは加害者であるにもかかわらず、被害者が「悪者」にされやすい。わたしたちはこどもたちを性暴力から守るために、性暴力に対する正しい認識をもたなければならぬ。

性暴力発生時の学校の初期対応

※この初期対応は代表的なものであり、教育委員会と綿密に連携を取って進めること



性暴力救援センター・大阪
SACHICO
24時間対応
ホットライン
Tel: 072-330-0799

SACHICO 協力医療機関
堺市立総合医療センター
性暴力被害者医療受診専用ホットライン
24時間対応
Tel: 080-8925-8880

基本施策 12 子どもの安全確保

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
堺市立学校園の管理下における事故被災率※ (堺市教育委員会調べ)	6.4%	各年度において、前年度を下回る

■主な取組

◇学校安全の推進

① 学校安全計画の作成と、校内体制の構築【全】

学校保健安全法第27条により策定・実施が義務付けられている「学校安全計画」を作成し、全教職員の共通理解を図る。また、学校安全計画に記載した内容や、取組体制が適切であるかどうか定期的に状況を振り返り、点検し、対策につなげる。

学校安全計画に基づく学校安全の活動を効果的に進めるため、校務分掌に「学校安全担当」を位置付け、安全教育・安全管理活動に組織的に取り組む。

② 安全点検の実施【全】

毎月15日を「学校安全の日」と設定し、独自の点検項目を含めた校舎内外の施設・設備・備品等の安全点検を全教職員で確実にを行い、安全を確保する。その際、転落事故防止や不審者侵入防止の視点等を含めた「安全点検表」をもとに点検を実施する。

学校保健安全法第28条において「校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合は、遅延なく、その改善を図るための必要な措置を講じ、又は、当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。」と規定されている。学校園内の施設及び設備の安全点検を実施し、児童生徒等の安全確保に支障となる事項を認めた場合には、危険物の除去、施設・設備の修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなどの適切な措置を講じる。学校園施設・設備における安全点検の流れについては、別添1(P.55)を参照し、安全性の判断に迷う場合は速やかに学校施設課に相談する。

なお、大規模な改修を伴う場合など校園長が対応できない事項についても、学校施設課に速やかに報告し、適切な措置を図る。補修・改修履歴等の安全管理に関する情報は教育委員会事務局と学校園で共有する必要がある、人事異動の際にも引き継ぐことが重要である。

また、通学路等地域の危険箇所についても、家庭、地域と連携して点検を行い、必要な措置を早急に講じる。

※ 日本スポーツ振興センター災害共済給付件数（当該年度中に最初に医療費の給付を行った災害の件数）を在籍幼児児童生徒数で除し、100を乗じたもの。

③ 事故情報や事故につながる情報（“ヒヤリハット”情報）の共有【全】 取組事項一覧

学校園の敷地内において、こどもの命に関わる事故につながるおそれのある、日常的に特に気をつけなければならない点検ポイントについては、別添2（P.55）を参照し、日頃よりチェックを行う。

また、職員会議や学年会、校園内研修等様々な機会を活用し、安全点検での課題やこどもの事故につながるおそれのあるヒヤリハット事象に関する情報を全教職員で共通理解し、事故が発生しないよう安全管理に努める。

④ 不審者侵入防止に関する安全管理の徹底【全】 取組事項一覧

不審者等の学校園侵入を防止するため、日常の安全確保に加え、地域で不審者の出没情報がある場合の安全確保、校園内に侵入した場合の緊急対応等の対策について、多様な観点から検討・見直しを行う。また、不審者侵入時に備えた不審者対応訓練や不審者対応避難訓練等を学校安全指導員又は所轄警察署に依頼して実施する。

⑤ 体育的活動や行事での事故防止【小中】 取組事項一覧

運動会・体育大会等で組体操を実施する場合、指導する教員が起こりうる危険を予測し、児童生徒の能力を考慮して、適切な指導と監督を行う義務があることを全教職員が認識する必要がある。

組体操の実施の可否については、全教職員で検討し、実施する場合は安全確保を最優先に、下記の留意点を確認の上、万全の対策を講じる。

- （i）児童生徒の体力・運動能力等や体調なども十分把握した上で、児童生徒の発達段階に応じて行うこと。
- （ii）組織的、計画的に指導し、適切な指導過程を踏まえること。
- （iii）複数の教職員による指導や補助を行うことができる体制をとること。
- （iv）教職員の共通認識のもと、児童生徒と保護者の理解を得て、児童生徒の状況や天候など環境面も考慮し、計画的に実施すること。
- （v）実施前の職員会議や次年度に向けた年度末反省の場等で、全教職員で全ての種目について点検、見直しを必ず行い、慣例化したものにしないこと。
- （vi）児童生徒の安全を一層考慮し、タワーやピラミッドなど両足が地面に接地していない児童生徒の上に乗る技については、行わないこと。

⑥ 熱中症事故の防止【全】

学校園の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものであるが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中、登下校中においても発生している。また、暑くなりはじめや、急に暑くなる日等、体が暑さに慣れていない時期には、それほど高くない気温（25～30℃）でも、湿度等その他の条件により発生している。これらのことを踏まえ、学校園教育活動全般において「堺市学校園における熱中症対策ガイドライン」や「熱中症予防のための運動指針」などを活用し、熱中症の予防に努める。また、熱中症の危険性や対策について、児童生徒等への指導・啓発を行う。

⑦ 食物アレルギー対応委員会の設置【全】 取組事項一覧

食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を共有し、給食をはじめとして、調理実習等の食物を扱う活動において、誤食等の事故を起こさない安全管理体制を構築する。

◇登下校における交通安全や防犯対策の徹底

① 登下校時の交通安全や防犯に関する指導の徹底【小中】

地域の実態等に即し、防犯指導を計画的に実施する。特に、7月・12月の一斉登下校指導等をとおして、こど

もはもとより、保護者や地域に対しても、登下校時の安全の確保に向けた啓発を行う。また、小学校においては、「登下校防犯プラン」及び「堺市子どもにとって安全安心な環境づくりに関する協定」に基づき、各警察署との連携のために、下校時刻がわかるものを各月ごとに教育委員会に提出する。

また、こどもを交通事故の被害者にも加害者にもしないために、関係機関との連携による指導や交通安全だより、交通安全教育テスト等の資料（グループウェア配布文書）を活用し、こどもの発達段階に応じた指導を徹底する。

◇安全教育、防災教育の推進

① 安全教育の徹底【全】

こどもたちに、校内外での危険行為が事故につながることを理解させ、地域・保護者とも連携・協働して、安全に行動するよう指導を徹底する。その際、こどもの発達段階や地域の実情に応じて具体的でわかりやすい指導に努める。

また、安全に関する資質・能力を教科等横断的な視点で確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら各教科等の内容を整理して学校安全計画に位置付け、系統的・体系的な安全教育を実施する。

② 環境・防災教育の推進【小中】

子ども堺学との関連を図り、学校群（中学校区）の地理的状況や地域の実態に応じた環境・防災教育を推進する。

環境教育では、各教科等の指導や学校生活など教育活動全体をとおして、生命を尊び自然を大切にする心や環境への配慮を身に付け、自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力の育成をめざす。

防災教育では、小中一貫した防災教育カリキュラムをもとに、学校群（中学校区）で、予想される災害、避難経路、危機回避のための行動を共有するなど、9年間を見通した系統的な取組を行う。また、「防災教育指導のてびき」等の活用や、地域社会での防災活動等への参画により、発達段階に応じ、主体的に考え行動できる力を育み、助け合いの心を醸成する。

③ 自転車の安全指導【全】

平成25年12月から施行されている改正道路交通法に基づき、原則、自転車は道路の左側通行（右側通行の禁止）であることを指導する。

平成26年10月から施行されている「堺市自転車のまちづくり推進条例」に基づき、児童生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する教育や啓発・指導を行う。

令和5年4月から施行されている改正道路交通法に基づき、全年齢層の自転車運転者に対し、ヘルメット着用が努力義務化されたことを幼児児童生徒及び保護者へ周知するとともに、自転車での通学や部活動等の学校の管理下で自転車を使用する際は、児童生徒に対し、自らの体を守るために、ヘルメットの着用をはじめとする自転車交通ルールを順守するよう指導する。

また、令和6年11月から施行されている改正道路交通法に基づき、自転車を運転しながらスマートフォンなどを持って通話をする行為や画面を注視する行為（いわゆる「ながらスマホ」）の罰則が強化されたことを児童生徒及び保護者へ周知するとともに、傘さし運転、イヤホンやヘッドフォンを使用するなどして安全な運転に必要な音又は声が聞こえない状態での運転、2人乗り、並進運転等の危険な運転を絶対にしないよう指導する。

自転車が事故の加害側となった事例や判例を提示し、交通ルール遵守の大切さを理解させたり、自転車の安全利用を含めた「交通安全教室」を積極的に開催したりするなど、安全な自転車の乗り方指導を徹底する。

④ 登校時における携行品の重量に対する配慮【小】

教科書やその他教材等の携行品の重量が過重となることで、特に低学年児童の身体の健やかな発達に影響が生じるなどの懸念（※）があることから、家庭学習で使用しない教科書や教材等は学校に保管し、また、週末や週明け・学期初めや学期末などの携行品が重なる時期については携行する荷物をできる限り分散させる等、学校で組織的に取り組む。通学距離が遠い小学校については、児童の負担がさらに増えることから、特に個々の状況を十分踏まえながら配慮する必要がある。

また、携行品の重量に対する配慮の取組を学校便り等で定期的に発信したり、通学かばんは背負い型であれば革製でも布製でも構わないことについて、新入生入学説明会等で周知したりするなど、保護者の協力も得て、児童の負担軽減に努める。

※アメリカ小児科学会では「バックパックの重さは、体重の 15%を超えないこと」との見解を出している他、日本においても医師により「体重の 10%以下が望ましい」との問題提起がなされている。

◇安全・安心でおいしい学校給食の提供

① 安全・安心を第一に、こどもたちが楽しく食事ができるおいしい学校給食を提供【小中支】 **取組事項一覧**

0157 堺市学童集団下痢症の発生を教訓として、「学校給食衛生管理基準」を遵守し、学校給食における安全管理を徹底する。児童生徒の喫食にあたり、食中毒、異物混入、食物アレルギー、窒息事故等のリスク要因について全教職員で共通理解し、未然防止策及び発生時対応を徹底する。

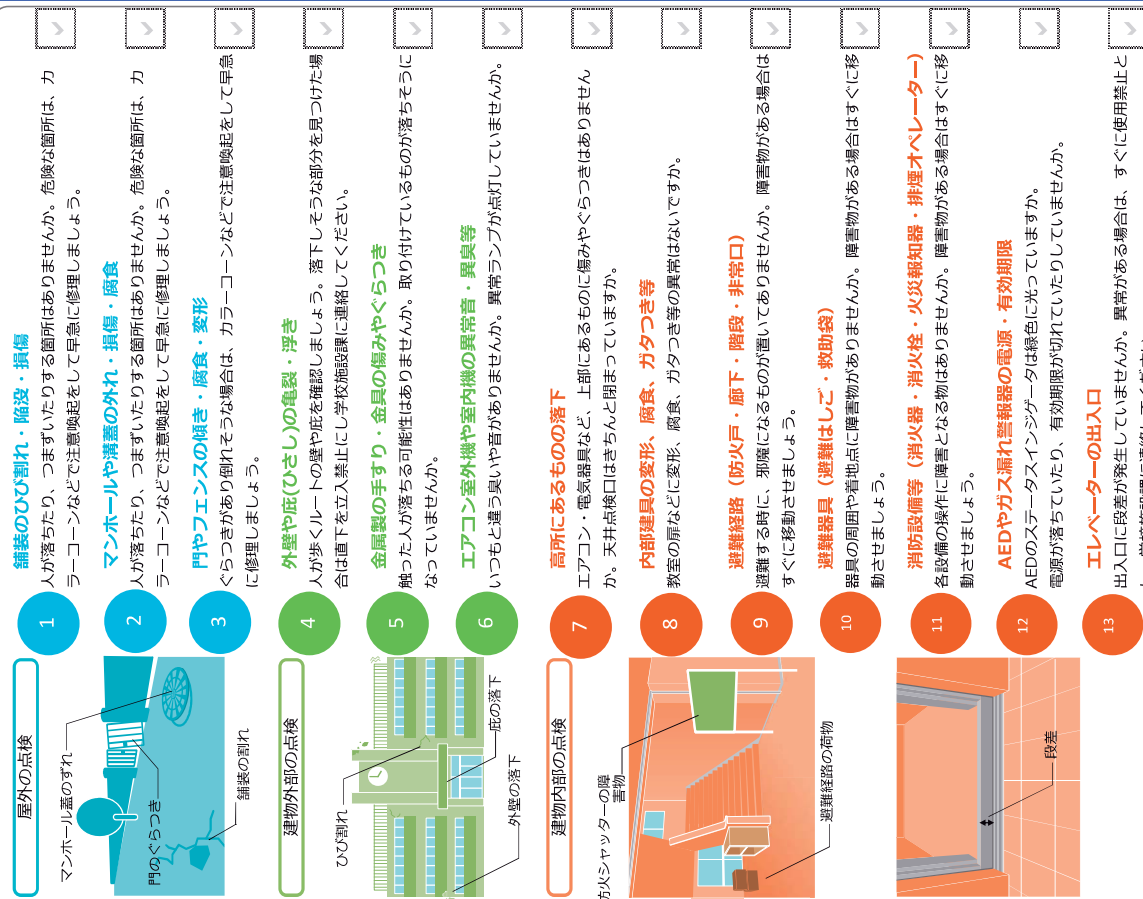
② 食物アレルギーを有する児童生徒の給食の安全管理を徹底【小中支】 **取組事項一覧**

「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に沿って、学校給食における食物アレルギー対応は完全除去対応（二者択一）とし、除去食内容は市で決定する。すべての教職員が食物アレルギーやアナフィラキシーを正しく理解し、担任だけでなく、食物アレルギーを有する児童生徒、学級の児童生徒、教職員が一体となったチェック体制とし、学校全体で事故防止に取り組む。さらに、「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル（グループウェア配布文書）」の徹底により、食物アレルギーを有する児童生徒の誤配・誤食事故を防止し、適切な学校給食の提供を行う。

特に気をつけてほしい重要チェックポイント

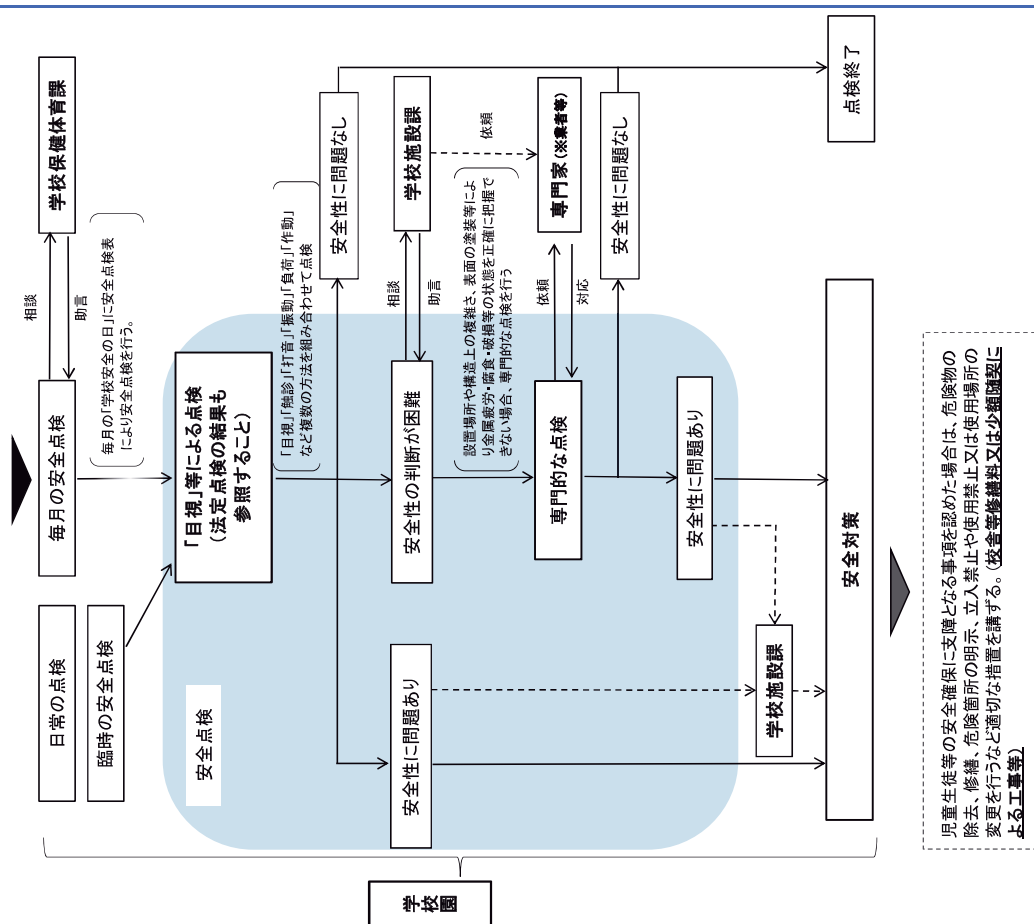
日常的に特に気をつけていた点検ポイントについてまとめました。

学校園が子どもたちにとって安全で安心な場であるため、日頃よりチェックしましょう。



堺市版 学校園施設・設備における安全点検（フロア図）

各学校園で作成している安全点検表において、設置経緯が不明等の理由により点検の対象外となっているものがないか確認し、把握漏れのない安全点検表としてください。



児童生徒等の安全確保に支障となる事項を認めた場合は、危険物の除去、修繕、危険箇所の明示、立入禁止や使用禁止又は使用場所の変更を行うなど適切な措置を講ずる。(校舎等修繕料又は少額随認による工費等)

本市においては、平成 8 年 7 月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 0157 による学童集団下痢症が発生し、9,523 人の方々がり患し、4 人の方の尊い命を失った。学校園において食を扱う際には、以下の内容について最大限留意して指導する。

食物アレルギー等を有する児童生徒等への対応等について

食材を扱う授業を実施する際には、「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（令和 6 年 1 月 17 日付 学保第 2806 号参照）を必ず参照し、学校組織として事故防止に努めるとともに、緊急時に適切に対応できる体制を整備すること。

※グループウェア→書庫→配布文書→学校保健体育課

→保健係・体育係→学校の管理下におけるアレルギーへの対応

→「060117 学校における食物アレルギー対応ガイドライン」参照

【学校におけるアレルギー疾患対応の 3 つの柱】

1. 食物アレルギーを有する児童生徒の正確な情報の把握と共有
2. 学校全体で行う日常の取組と事故予防
3. 緊急時対応

魚類及び魚類加工品に関する調理実習について

魚類及び魚類加工品を使った調理実習については、ヒスタミン検査対象食材（マグロ、カジキ、サバ、アジ、イワシ、カツオ、サワラ、ブリの赤身魚とその加工品）を除いて、調理実習を行うこと。※ヒスタミン検査対象食材で、だしをとることは可能とする。

（平成 26 年 3 月 31 日付学教第 6454 号参照）

I 基本方針

- ① 学習指導要領及び学習指導要領解説における配慮事項を十分に踏まえ、調理方法、食材について十分検討・点検し、食品の衛生管理に努める。

また、熱源や用具、機械など取扱いを誤ると危険を伴うものがあるので、常に安全管理と事故の防止に努める。火を扱うことの危険性について、こどもへの事前指導を行い、特に不用意に火に近づくことがないように指導を徹底する。

- ② 生ものについては、給食の献立方針と同様に、すべての食材を加熱する。
- ③ 学校給食の献立にないものは、調理実習では取り扱わない。

＜例 1＞ あえ物・炒め物・生の野菜・生の果物・手作りのマヨネーズ

※理由…加熱が十分できないため。加熱後、適正な温度管理ができないため。
ただし、一人分ずつのような少量の「野菜炒め」なら、下処理として野菜を湯通ししておく工夫等により、十分な加熱が考えられる。

＜例 2＞ そば・落花生

※理由…アレルギー発症時の重篤度が高く、未発症である者も常に発症する可能性があるため。「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成 27 年 3 月文部科学省）」に基づく。

- ④ 調理室や調理器具の衛生や安全に注意し、食品の衛生管理に努める。
- ⑤ 調理後は、速やかに試食する。
- ⑥ 保存食については、でき上がり食品約 50 g をフリージングパックに採取して、担当指導者が冷凍庫内に 2 週間保存しておく。

Ⅱ 食材の検収・保管

- ① 調理実習の食材は、新鮮なものを用いる。
- ② 品質、鮮度、品温、異物の混入、包装容器等の状況、消費期限、賞味期限等について、点検を行う。
- ③ 食材は、衛生管理が適正に実施されている店で、可能な限り実習当日に購入し、調理実習担当者が、冷蔵庫等に保管する。
- ④ 冷凍、冷蔵品の購入量は、実習当日に使い切る分量とし、残った食材は廃棄する。
- ⑤ こどもに、調理実習の食材を持参させない。
- ⑥ 食材は、直接床面に接触しないようにする。
- ⑦ 冷蔵庫は、5℃以下であることを確認する。
- ⑧ 冷蔵庫等、保管場所は常に清潔に保たれるようにし、食材同士が接触しないよう、衛生管理に十分留意する。
- ⑨ 特に、食肉類、魚介類、卵類については、ビニール袋、容器等に入れて保管する。
- ⑩ 常温で保存する野菜は、蒸れないようにする。
- ⑪ ダンボール等に入れて購入した場合は、すみやかに取り出し、別容器に移しかえ保管する。

Ⅲ 器具類の衛生管理

- ① 調理器具（包丁・まな板・ふきん・食器等）は、使用前に熱湯等で十分消毒し、使用後も十分洗浄し、乾燥させて保管する。
- ② 冷凍・冷蔵庫は、温湯で汚れを拭き取り、月1回程度アルコールで消毒する。
- ③ 調理台は、温湯で汚れを拭き取り、アルコールで消毒する。
- ④ 食肉類、魚介類、卵類の調理については、まな板等の調理用具を、それぞれ専用のものとする。

注意

 生の肉や魚を扱った調理は、中学校で行うが、小学校では行わない。

Ⅳ 点検事項

＜ 事前点検 ＞

- ① こどもの健康状態の把握
 - ・下痢をしている者の有無
 - ・発熱、腹痛、嘔吐をしている者の有無
 - ・手指に化膿性の傷がある者の有無（直接食材料を扱わない等、指導上配慮を要するため）
- ② 服装等
 - ・調理実習にふさわしい清潔な服装をしている。（必ずエプロン、マスクを着用し、三角巾で髪をおおうこと）
 - ・爪は、短く切っている。
- ③ 手洗い
 - ・石けんでよく洗い、十分水洗いする。その後、アルコールで消毒を行う。
 - ・特に、食肉類、魚介類、卵類等を取り扱う前と後には、必ず手洗い・消毒を行う。
- ④ 施設・設備（衛生状態の確認）
 - ・室内の清掃は行き届いている。
 - ・器具の洗浄、消毒をしている。
 - ・冷蔵庫の温度は適切（5℃以下）である。
 - ・冷蔵庫内は、整理整頓され清潔である。
 - ・食器の保管場所は、清潔である。
 - ・ネズミ、衛生害虫等は、駆除している。

⑤ 食材料

- ・品質、鮮度、品温、異物の混入等を十分に確認する。
- ・保管していた食品は、安全を確認してから使用する。

《 実習中 》

- ① 野菜類は、流水で十分洗浄し加熱する。
- ② 食品の中心部まで十分に加熱調理したことを確認する。
- ③ 点火しているコンロの左右側面には、絶対に近づかない。
- ④ 調理器具は、可能な限り食品別に使用する。
- ⑤ 生の食材や原材料に触った場合（野菜の皮むき、卵を割る等）や実習過程において手が汚れた場合は、必要に応じて十分手洗いをして、次の実習過程に移る。
- ⑥ 直接食品に触れるような場合は、使い捨て手袋を使用する。
- ⑦ 速やかに試食し、家庭などへ持ち帰りはしない。

《 事後点検 》

- ① 食器、器具の洗浄・消毒は十分に行う。
- ② 残菜の処理は、適切に行う。
- ③ 調味料等の整理整頓を行う。
- ④ 室内の清掃を十分に行う。

《 その他留意点 》

【卵の調理について】

※こどもにも温度管理ができるよう、タイマーを使用する等工夫する。

※ゆで卵は、卵がかぶるくらいの水を入れて、強火にかける。沸騰後 10～12 分以上熱する。

※オムレツ、スクランブルエッグは、中心まで熱が達しにくいので、取り扱わない。

【じゃがいもの調理について】

※じゃがいもの芽や、緑色になった皮の部分は、しっかり取り除くこと。

基本施策 13 ひろがる教育の推進

■成果指標

指 標	現状値(令和元年度)	目標値(令和7年度)
放課後児童対策等事業待機児童数 (堺市教育委員会調べ)	2 人 (令和2年5月1日現在)	0 人
放課後児童対策等事業利用者の満足度(「満足」「おおむね満足」の割合) (堺市教育委員会調べ)	91.1%	95%
「保護者や地域の人との協働による取組は、学校の教育水準の向上に効果があった(そう思う・どちらかといえばそう思う)」と答えた学校の割合 (全国学力・学習状況調査)	小学校 90.2% 中学校 95.4%	小学校 96% 中学校 97%

■主な取組

◇学校、家庭、地域を結ぶ人材の育成

① 学校内外で実施される研修機会の活用【小中】

PTA 等の社会教育関係団体が主催する研修、教育委員会が主催する「地域コーディネーター育成講座」など学校の内外で実施される研修の機会や「企業による学びの応援プログラム(教育委員会提供)」などの出前講座のプログラムを活用し、学校教職員や地域コーディネーターが保護者や地域の方など、多様な主体との連携・協働について理解を深めることができる機会の充実に努める。

◇基本的な生活習慣の確立

① 睡眠教育「みんなく」の推進(再掲)【全】

厚生労働省の「健康づくりのための睡眠ガイド 2023」において必要とされる睡眠時間は、小学生で 9～12 時間、中学生で 8～10 時間とされており、令和 6 年度 CBT による堺市学習・生活状況調査結果によると、必要睡眠時間が確保されている児童生徒の割合は、小学校 6 年生で R6 21% (睡眠時間が 9 時間以上)、中学校 2 年生で R6 24% (睡眠時間が 8 時間以上) となっている。

睡眠時間が短くなる要因として、ゲームやパソコン、スマートフォン等の長時間使用があげられる。

こどもの睡眠改善には、睡眠の大切さやスムーズに寝るための方法などを伝えるとともに、ゲームやパソコン、スマートフォン等の使用方法を考えさせることが大切である。

睡眠の乱れがこどもの健康障害を引き起こし、学習意欲の低下、情緒不安定につながるという医学的根拠や研究データを踏まえ、引き続き各校において睡眠教育「みんなく」を軸に「家での 7 つのやくそく」の定着を図る。

基本的な取組として、こどもの睡眠実態を把握するとともに、睡眠に関する知識を学ぶ授業や個別面談等を進める。また、こどもの睡眠改善は、保護者や地域の協力が欠かせないことから、PTA や自治会等と連携し、幼小中連携等により学校群(中学校区)で啓発を行う。

◇健全育成に関する活動や保護者への「親育ち」への支援

① 社会教育関係団体と連携した「親育ち」への支援【全】

地域の一部の人々だけが学校支援活動や地域活動に協力するのではなく、地域全体でこどもの学びを展開し、こどもとの関わりのなかでこどもも大人も育ちあう教育体制を推進するため、保護者同士のつながりを深め、自ら学び育つ「親育ち」について、PTA等の社会教育関係団体が実施する研修や行事との連携・協働に努める。

◇学校や教育活動に関する情報の公開と発信による信頼の構築

① 公開と発信による信頼の構築【全】

報道機関・学校園ホームページ等を活用し、学校園の教育活動を積極的に公開・発信することにより、本市立学校園の素晴らしい取組をアピールし、信頼の構築につなげる。

◇放課後等における健全育成事業の充実

① 安全・安心が保障された放課後等の生活の場の提供【小】

こどもたちの放課後等における健全な育成を図るため、安全・安心が保障された放課後等の生活の場を提供する。放課後児童対策等事業との施設の共用に際しては、学校教育活動に支障のない範囲で活動場所の提供に努める。

第3章 教育課程の編成と実施にあたって

1 幼稚園

教育課程の編成の基本方針

各幼稚園においては、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成する。

編成にあたっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえ、各幼稚園の教育目標を明確にするとともに、編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるように努める。

◆具体的なねらいと内容の設定

幼稚園生活全体を通してねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験、発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を設定する。

◆教育週数

教育課程に係る教育週数は特別の事情がある場合を除き 39 週を下ってはならない。

◆教育時間

1 日の教育課程にかかる教育時間は、4 時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮する。

◆指導計画の作成と評価・改善

教育課程を実施するために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置きながら、幼児の生活に即して具体的に指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行う。また、指導の過程についての評価を行い、常に指導計画の改善を図る。

◆幼児期にふさわしい生活の展開・発達の課題に即した指導

幼児が安定した情緒の下で自己を十分に発揮し、発達に必要な体験を得ることができるよう幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにする。また、幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い多様な経過をたどることや、幼児の生活経験がそれぞれ異なることから、個々の発達の課題に即した指導を行う。

◆小学校教育との接続

幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする。また、幼稚園教育で育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校との連携を図る。

◆家庭や地域社会との連携

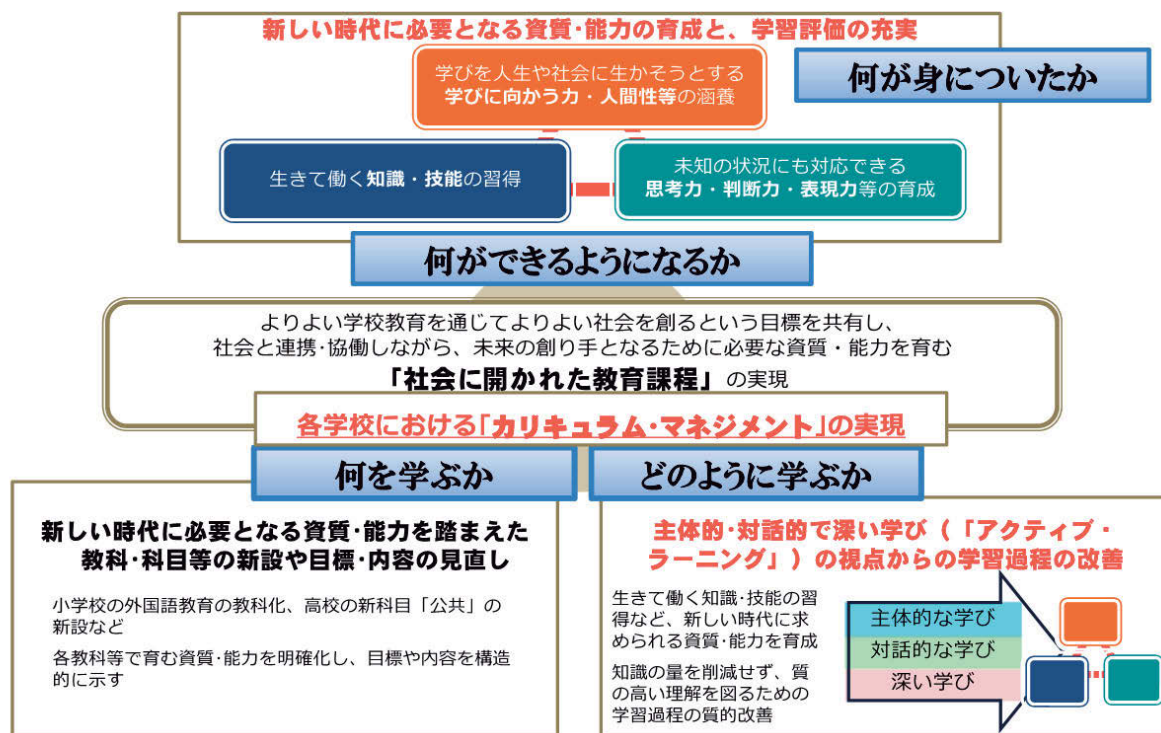
保護者と情報交換したり、保護者と幼児がともに活動したりする機会を設けるなど、家庭との連携を図り、幼児の生活がより充実したものとなるようにする。また、堺市ホームページに掲載の「わくわくスタート堺っ子」等も活用し、幼児期の教育に関する保護者の理解が深まるように配慮する。さらに、地域の人材、自然や公共施設など、地域の資源を積極的に活用することで、幼児が豊かな生活経験を得られるように工夫する。

2 小学校、中学校

教育課程の編成の基本方針

校長の責任のもと、各学校の自主・自律により、特色ある社会に開かれた教育課程の実現を図るため、児童生徒や地域社会の実情を十分踏まえ、「小中一貫グランドデザイン」または「学校群グランドデザイン」に基づき義務教育 9 年間を見通した教育課程を編成し、確実に実施する。また、組織的・計画的に進捗状況を確認し、不断の改善を図る。

◆各学校の特色ある開かれた教育課程の実現編成に向けて



教育課程の編成に当たっては、学習指導要領で示す教科等の目標を踏まえるのみならず、「第 3 期未来をつくる堺教育プラン」等の本市の方針を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にすることが重要である。その際、教育目標に照らしながら各教科等の授業のねらいを改善したり、教育課程の実施状況を評価したりすることが可能となるよう、幼児期からつながる義務教育 9 年間を見通した学校教育全体及び教科等の指導を通じてどのような資質・能力をめざすのかを明らかにし、学校・地域の実態やねらいを十分に反映した具体性のある教育目標を策定する必要がある。

「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、めざすべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた特色ある教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要である。

また、カリキュラム・マネジメントに係る学校裁量の幅を拡大させ、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成や探究的な学習の充実等に資するより効果的な教育を実施する観点から、教科等ごとの授業時数の配分の変更により特別な教育課程の編成を認める授業時数特例校制度を有効に活用することも考えられる。

◆各学校の教育の質の向上を図る、カリキュラム・マネジメントの充実に努める

各学校においては、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、

- ①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと
- ②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと

③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと

などを通して、幼児期からつながる義務教育 9 年間を見通した教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(カリキュラム・マネジメント)に努める。

また、各学年・各教科等の年間指導(評価)計画にもとづき、少なくとも月ごとの学習指導内容の進捗状況や授業時数の確保状況を、点検し把握する。把握した実施状況により、年間指導(評価)計画を見直すなど、指導すべき内容を指導できる時間の授業時数を確保するための校内体制を確立するなど、学校組織として取り組む。教育課程の実施状況を定期的に把握し、年間標準授業時数の確保に努める。

計画段階において、児童生徒の学習内容の定着状況や学年閉鎖等を鑑みて、適度な余剰時数を確保することは必要であるが、年間標準授業時数を大幅に上回って計画することのないように留意すること。

◆学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、幼児教育、小学校教育、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。

その際、小学校においては、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫し、幼稚園教育要領に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施するよう配慮する。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

中学校においては、小学校学習指導要領を踏まえ、小学校教育までの学習の成果が中学校教育に円滑に接続され、義務教育段階の終わりまでに育成することをめざす資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫する。

学習評価

◆目標に準拠した評価の適切な実施

各教科等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理された、学習指導要領の下で指導と評価の一体化を推進する観点から、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を観点別学習状況の評価の観点とする。

また、評価した結果から、指導のねらいの達成状況をふり返し、授業の改善につながるよう学習指導と学習評価を一連のものとして実施する。なお、評価に関する資料は、重要な個人情報であるため、取扱いには細心の注意を払うこと。

◆妥当性・信頼性の高い学習評価の実施

妥当性・信頼性の高い学習評価にするため、学期末等の機会を捉えて、組織的・計画的に評価結果(設定した評価規準や判断基準、評価方法等を含む)を見直す機会を設ける。

また、あらかじめ設定した学習評価の判断基準や評価方法については、教員間で共通理解し、子どもや保護者へ周知する。学習評価の結果については、評価資料や懇談などをおして、子どもや保護者への説明責任を果たす。

◆適切な年間指導計画の作成と確実な実施

国語科の指導内容は、系統的・段階的に上の学年につながっていくとともに、螺旋的・反復的に繰り返しながら学習し、資質・能力の定着を図ることを基本としている。

このことから、学習指導要領に示された指導事項を確実に漏れなく指導するために、年間を見通して、指導事項を指導計画に適切に位置づけ、こどもが学びの実感をもてるように指導する。

◆言語活動を通した資質・能力の育成

言語能力を育成する中心的な役割を担う国語科においては、言語活動を通して指導事項を指導する。また、単元の目標の実現にむけて、学習指導要領解説に示された言語活動例を参考にしながら、児童生徒の実態に応じて、言語活動を設定する。

言語活動の設定にあたっては、児童生徒が言語活動に興味をもてるようにしたり、身に付けたい資質・能力に合わせて思考・判断・表現できるようにしたりすることや、目的に沿って試行錯誤しながら自らの学習を調整できるように配慮する等、教員は教材との出合わせ方や学習環境の設定などの環境整備において創意工夫する。

◆硬筆及び毛筆を使用する書写の指導の確実な実施

硬筆を使用する書写の指導は、小中学校ともに、各学年で行う。

毛筆を使用する書写の指導は、小学校においては第3学年以上の各学年で、中学校においては各学年で行い、硬筆による書写の能力の基礎を養うよう指導する。なお、中学校においては、毛筆を使用する書写の指導と硬筆を使用する書写の指導との時数の割合は、学校及び生徒の実態に即して、適切に設定する。

また、筆ペンのみを使用した書写の指導を、毛筆を使用する書写の指導とみなすことはできない。

◆各領域等における配当授業時数

	小学校			中学校		
	第1・2学年	第3・4学年	第5・6学年	第1学年	第2学年	第3学年
話すこと・聞くこと	年間 35 単位 時間程度	年間 30 単位 時間程度	年間 25 単位 時間程度	年間 15～25 単位 時間程度	年間 10～20 単位 時間程度	
書くこと	年間 100 単位 時間程度	年間 85 単位 時間程度	年間 55 単位 時間程度	年間 30～40 単位 時間程度	年間 20～30 単位 時間程度	
読むこと	年間 171～180 単位時間程度	年間 100 単位 時間程度	年間 65 単位 時間程度	年間 55～75 単位 時間程度	年間 45～65 単位 時間程度	
書 写	※硬筆を使用する書 写の指導を実施す るが、学習指導要 領解説に授業時数 の示しはない。	年間 30 単位時間程度		年間 20 単位 時間程度	年間 10 単位 時間程度	

社 会

中学校社会の指導

◆並行学習の実施

第1学年、第2学年を通じて、地理的分野、歴史的分野について並行して学習を行う。なお、地理的分野の学習は第2学年で終了し、歴史的分野の学習については、第3学年で歴史的分野を40単位時間程度学習した後、公民的分野の学習を行う。

◆指導計画の作成

並行学習を行うにあたって、年度当初に、単元や期間等で各分野の切り替えを計画する等、年間を見通した指導計画を作成する。

◆副読本「わたしたちの堺」の活用

学習指導要領に基づき、堺市中学校社会科副読本「わたしたちの堺」(デジタル版を含む)を活用した学習を進める。

- (例)・地域の課題を追究したり解決したりする活動の中で、観察や野外調査の見通しをもたせる際に活用したり、記載の地形図や主題図、グラフや表などの資料を調査対象として扱ったりする。
- ・身近な地域の歴史学習を通して、堺に受けつがれてきた伝統や文化への関心をもち身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し表現する活動の中で、記載されている資料を活用する。
- ・地方自治の基本的な考え方について理解する活動の中で、住民の権利や義務に関連付けて記載されている堺の政治や選挙の仕組み、歳出や歳入の状況などの資料を活用する。

理 科

観察・実験中の安全の確保

観察・実験等の指導に当たっては、事故防止に十分留意する。

- ・安全に関する研修を受講したり、「堺市立小・中学校における理科試薬の管理と取扱いについて(「グループウェア書庫」に掲載)」等を活用したりして、校内で観察・実験に関する留意点等について共有する。
- ・日頃から理科室内を整理整頓し、器具等の点検、整備を行うことや児童生徒への安全指導を徹底する。
- ・観察・実験の安全を確保するために予備実験を行い、起こりうる危険を予見し、未然に防ぐための工夫や配慮をする。
- ・児童生徒に観察・実験のねらいを十分把握させるとともに、器具の使用方法や注意点等の指導を行う。また、保護眼鏡の着用等により安全の確保に努める。

◆試薬類の適正な管理

- ・定期的な数量の確認及び簿冊等による確実な管理を行う。
- ・適正な管理、取り扱いを行い、購入や調製は必要な物、必要な量にとどめる。
- ・不要な薬品や廃液等は、適切に処理する。

◆適正な年間指導計画の作成と確実な実施

- ・学習指導要領に示されている学習事項については、当該学年で確実に指導する。
- ・年間指導計画の作成においては、全学年で年間を通して各分野ともにおよそ同程度の授業時数を配当する。

外国語及び外国語活動、英語

小学校における指導

◆外国語活動、外国語の指導の推進

第3・4学年 外国語活動

- ・年間で35単位時間の外国語活動を実施する。
- ・指導の際には、文部科学省作成の外国語活動教材「Let's Try!」等を使用し、中学年において英語にふれる体験をととして、外国語学習への興味・関心を育てる。

第5・6学年 外国語

- ・年間で70単位時間の外国語科の授業を実施する。
- ・実際に英語を用いた言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成する。言語活動は、具体的な目的や場面、状況を設定し、児童がそれらに応じて自分の考えや気持ちを伝え合うことができるよう指導する。なお、「読むこと」「書くこと」については5年生からの指導となることから、2年間で慣れ親しみをめざすものであることに留意する。

◆言語活動を通じた指導の推進

コミュニケーションを図る素地・基礎は言語活動を通して育成する。外国語教育における、言語活動は、「実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合う」活動である。実際に英語を使用して互いの考えや気持ちを伝え合う活動の中で、情報を整理しながら考えなどを形成する「思考力、判断力、表現力等」が活用されると同時に、英語に関する「知識及び技能」が活用される。英語を用いているが、考えや気持ちなどを伝え合う要素がない活動や日本語だけで情報を整理しながら考えなどを形成する活動は外国語教育における言語活動に当たらない。例えば、発音練習や歌、英語の文字を機械的に書く活動は言語活動でなく、練習である。練習は言語活動を成立させるために重要であるが、練習だけで終わることがないように留意する。

◆全校体制による研修の推進

全教員による校内研修を実施する。その際、ネイティブスピーカーや地域人材等を有効に活用し指導や評価に関する実践的な研修を推進する。

◆学校群（中学校区）での連携の推進

中学校教員と連携を図りながら、校区内小学校での授業の実施や、小学校間および小中学校間で指導計画の作成や研修等について連携を図ることにより、中学校英語へ円滑に移行できるようにする。

2017	2018	2019	2020 【小全面実施】	2021 【中全面実施】	2022	2023	2024	2025
			小3活動 35H	小4活動 35H	小5教科 70H	小6教科 70H	中1	中2
		小3活動 25H	小4活動 35H	小5教科 70H	小6教科 70H	中1	中2	中3
	小3活動 15H	小4活動 25H	小5教科 70H	小6教科 70H	中1	中2	中3	高1
小3 7H	小4活動 15H	小5教科 60H	小6教科 70H	中1	中2	中3	高1	高2
小4 7H	小5活動 50H	小6教科 60H	中1	中2	中3	高1	高2	高3
小5活動 35H	小6活動 50H	中1	中2	中3	高1	高2	高3	

※2025年度は中学3年から高校3年が現行の学習指導要領とは異なる
授業時数の外国語教育を経験している。

◆適切な評価の実施

外国語活動の評価は、本市で定めた評価の観点に照らして、児童の学習状況における顕著な事項についてその特徴を記入するなど、文書の記述により児童にどのような力が身に付いたかを評価する。外国語の評価は、中学校の英語と同様に、その特性及び発達の段階を踏まえながら、数値による評価を行う。指導と評価の一体化を進めるためにも、各学校で卒業時や学年ごとの目標を適切に定め、「CAN-DO リスト」として設定する。また、設定した目標に対し、児童の「聞く」、「読む」、「話す（発表）（やり取り）」、「書く」力がどの程度育成されたかを把握するために、パフォーマンステスト等を実施する。

◆主体的・対話的で深い学びを実現するために

単元など内容や時間のまとまりの中で、生徒が主体的に学びに取り組み、学習の見通しを立て、学習の振り返りを行う場面を教員が設定する必要がある。また、教員は生徒が自ら課題を見つけ、学ぶ内容や学ぶ方法を選択することができるように、支援・指導する必要がある。さらに、ペアワーク、グループワーク等の協働的な学びを充実させることが、生徒が自らの考えなどを広げたり深めたりすることにつながる。あわせて、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるかといった視点で授業改善を進める必要がある。

◆言語活動を通した英語指導の実施

語彙、表現などについては、言語活動の中で繰り返し活用し、話したり書いたりして表現できるよう定着をめざす。

言語活動では具体的な課題等を設定し、生徒が外国語によるコミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現文法の知識を、五つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用できるよう工夫する。なお、対話的な言語活動を一層重視する観点から「話すこと[やり取り]」の領域の指導を確実にを行い、即興で情報を交換したり、お互いの考えや気持ちなどを伝え合ったりすることができるよう指導する。

◆英語の授業は英語で行うことを基本とする

生徒が英語に触れる機会の充実を図るとともに、授業を実際のコミュニケーションの場面とするため、授業は英語で行うことを基本とする。その際、生徒の理解の程度に応じた英語を用いるようにすることに留意する必要がある。

◆「CAN-DO リスト」の形での学習到達目標の設定

小中学校の接続を重視するとともに、学びの連続性を意識した指導をするために、CAN-DO リストを作成する。CAN-DO リストの作成にあたっては、学習到達目標と年間及び単元の指導と評価の計画を関連づけておくことが重要である。学習指導要領には、領域別の目標が明確に示されており、その目標と関連付けられた学習到達目標とする必要がある。CAN-DO リストの活用で、次のような効果がある。

- ・学習到達目標が明確になることで、その情報を生徒や保護者と共有することで授業のねらいが明確になるとともに、生徒への適切な指導を行うことができる。
- ・「知識及び技能」の習得とそれを活用してコミュニケーションが図ることができるよう、五つの領域にわたる総合的な資質・能力の育成が期待される。
- ・実際の授業における言語活動の計画や言語活動を効果的に行うための教材の準備、指導方法や評価方法を教員間で共通理解を図り、均質的な指導を行うことができる。
- ・パフォーマンス評価により、「言語を用いて何ができるか」という観点から評価することが期待でき、更なる指導と評価の一体化とその改善につなげることができる。

特別の教科 道徳

◆道徳教育の要としての道徳科の充実

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として特別の教科 道徳(以下「道徳科」という)を位置付け、道徳的諸価値についての理解を基に自己をみつめ、物事を(広い視野から)多面的・多角的に考え、自己(人間として)の生き方についての考えを深める学習をととして、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。

◆組織的な道徳教育の推進

校長の明確な方針及びリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心とした全教職員による機能的な指導体制を確立し、道徳教育を推進する。

◆実効性のある全体計画の作成

地域、こどもの実態と課題、保護者・教員の願いを踏まえて、「めざす子ども像」を明確にし、道徳教育重点目標を定め、全体計画を作成する。

また、各教科と道徳教育の関連を図った指導が行えるよう、全体計画の別葉を活用し、計画する。

◆指導の工夫・改善と評価

指導にあたっては、年間 35 単位時間(小学校第1学年は 34 単位時間)を確保するとともに、全体計画に基づいて、すべての内容項目を取りあげて指導する。また、重点目標等に関わる内容項目を複数回にわたって指導するなど、工夫・改善を図る。

また、道徳科の授業を通して、学習状況や道徳性にかかる成長の様子を評価するとともに、こどもを認め励ます個人内評価をすすめ、次の授業改善に活かすことができるよう工夫する。

総合的な学習の時間

◆探究的な学びをめざして、以下の過程で学習をすすめること

【課題の設定】

体験活動などをととして、課題を設定し課題意識をもつ

【情報の収集】

必要な情報を取り出したり収集したりする

【整理・分析】

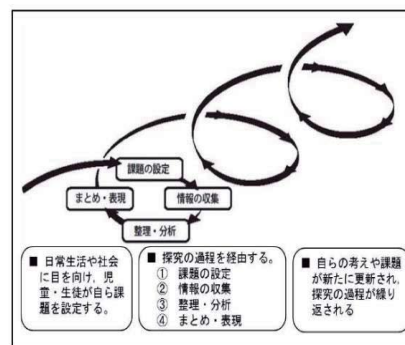
収集した情報を、整理したり分析したりして思考する

【まとめ・表現】

気づきや発見、自分の考えなどをまとめ、判断し、表現する

※配慮事項

- ・言語により分析し、まとめたり表現したりすること(レポート・プレゼン・報告会)
- ・比較する、分類する等の「考えるための技法」(思考ツール等)を活用すること



[中学校学習指導要領(平成29年告示)解説
総合的な学習の時間編]より

◆他者と協働して主体的に取り組む学習活動にするために①～③を大切にすること

- ①多様な情報の収集に触れる
- ②異なる視点から検討できるようにする
- ③地域の人と交流したり友達と一緒に学習したりする

体験活動や表現活動を大切にし、他者と共に学ぶことで個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る。

◆全体計画と年間指導計画の見直し・改善と適切な評価を実施すること

各学校の学校教育目標を踏まえ、「目標を実現するにふさわしい探究課題」、「探究課題の解決を通して育成をめざす具体的な資質・能力」を設定する。また、それに基づき、年間指導計画を作成し、適宜見直し・改善を図る。

総合的な学習の時間の評価にあたっては、学習指導要領が定める目標を踏まえて各学校が目標や内容を設定するという総合的な学習の特質から、各学校が観点を設定するという枠組みが維持されている。評価の観点については「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の三観点に整理して、指導と評価の一体化を図る。

特別活動

◆特別活動の「全体計画」と「各活動・学校行事の年間指導計画」の作成

特別活動の「全体計画」と「各活動及び学校行事の年間指導計画」を作成する。

特別活動については、教科のように具体的な内容までは示されていないなどの弾力性を積極的に生かし、各学校において特色ある指導計画を作成する。そのためには、まず、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、学校としての基本的な指導構想を明確にし、それに即した創意ある計画を立てる。

◆特別活動の授業時数

「学級活動」（学校給食に係るものを除く）の授業時数は、年間 35 単位時間（小学校第 1 学年は 34 単位時間）である。「学級活動」と密接に関連するものであっても、他の教育活動（「児童会・生徒会活動」、「学校行事」等）については、「学級活動」の目標やねらいの達成をめざすものではないので、「学級活動」の授業時数とは、明確に区別する。

「児童会・生徒会活動」及び「学校行事」は、地域や学校、児童生徒の実態等を踏まえ、それぞれの目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を設定する。

小学校の「クラブ活動」は、主として第 4 学年以上の同好の児童をもって組織し、目標やねらいが十分に達成できるようによく検討した上で、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を設定する。（小規模校においては、第 3 学年以下の学年からの実施も考えられる。）

◆主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

特別活動は、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活をめざして様々に行われる活動の総体であることから、特に、学級活動においては、「①問題の発見・確認→②話し合い→③合意形成・意思決定→④実践→⑤振り返り」の一連の学習過程を重視する。

◆総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

学習指導要領総則第 1 章第 2 の 3(2)エに、「総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。」とある。これは、特別活動における体験活動を実施したことにより、総合的な学習の時間の代替を認めるものではないことに留意する。

◆儀式的行事の意義

入学式や卒業式等の儀式的行事は、学校生活に有意義な変化や折り目を付け、厳粛で清新な気分を味わい、新しい生活の展開への動機付けとなるようにする。

◆遠足・旅行・集団宿泊的行事実施上の留意点

平素と異なる生活環境にあつて、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについて体験を積む活動を行う。その際には、こどもの心身の発達の段階、安全、環境、交通事情、経済的な負担、天候、不測の事故、事故の発生時における対応策などに十分配慮する。

特に、食物アレルギーを有するこどもについては、「学校生活管理指導表」等に基づき、教職員全員が十分に把握し、間食などについても十分注意する。

◆国旗及び国歌の指導

こどもたちが信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌に対して一層正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てることは重要である。このような意義を踏まえ、入学式や卒業式などにおける国旗掲揚・国歌斉唱については、以下のとおり適切に実施する。

国旗掲揚(壇上に吊り下げ) 国歌斉唱(全員起立 式次第に明記)

小学校における国旗及び国歌の指導については、社会科において、意義を理解させ、これらを尊重する態度を育てるとともに、音楽科において、国歌「君が代」が、いずれの学年においても歌えるよう、年間指導計画に位置付け、適切に指導する。

中学校では、小学校段階での指導の上に、社会科、特別活動等において、国旗及び国歌に対する理解と尊重する態度を育てる。

◆適切な評価の実施

特別活動の評価にあたっては、各学校が定めた特別活動全体に係る評価の観点に照らし、各活動・学校行事におけるそれぞれのこどもの学習状況の顕著な事項について記入するなど、こどもにどのような力が身に付いたかを評価する。

評価にあたっては、こどもの自己評価や相互評価等を参考にしたり、教員間で情報を共有したりするなどして、こども一人ひとりのよさや可能性の発見に努めるとともに、指導の改善に生かす。

3 高等学校

教育課程の編成の基本方針

学習指導要領に基づき、一人ひとりの社会的・職業的自立の基盤となる資質・能力や実践的態度を育成すべく、適切な教育課程及びシラバスを編成し、生徒のキャリア発達を促す教育を推進する。

◆教育課程の編成等

生徒の能力・適正、興味・関心、進路希望等に応じた特色ある教育課程の編成・実施に努める。また、専門教育を通して生徒一人ひとりの個性の伸長を図り、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成する。

教育計画の作成にあたっては、育てようとする生徒像を示すなど、学校としてめざす教育を明らかにし、学校の特色を踏まえた具体的な目標を設定する。保護者等に対して、教育計画やその達成状況について機会をとらえて説明し、理解を得よう努める。

スクール・ポリシーを起点としたカリキュラム・マネジメントを適切に行い、教育課程や個々の授業等について、組織的かつ計画的に実施するとともに、改善を図る。

◆学習指導

学習指導要領の趣旨を踏まえて、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り、実践的、体験的な学習を取り入れる。また、生徒の実態に応じて、学習内容を精査し、指導方法の工夫改善に努めるとともに、授業日数及び各教科・科目等の授業時数を確保し、生徒が希望する進路にすすむことができるよう、充実した教育活動を実施する。

道徳的实践力を高めるとともに、自他の生命を尊重する精神、並びに義務を果たし責任を重んずる態度及び人権を尊重し差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

◆学習評価の適切な実施

各教科・科目等の目標及び内容が「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理された、学習指導要領の下で指導と評価の一体化を推進する観点から、これらの資質・能力に関わる「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を観点別学習状況の評価の観点とする。また、評価した結果から、指導のねらいの達成状況を振り返り、授業の改善につながるよう学習指導と学習評価を一連のものとして実施する。

妥当性・信頼性の高い学習評価にするため、学期末等の機会を捉えて、組織的・計画的に評価結果(設定した評価規準や判断基準、評価方法等を含む)を見直す機会を設ける。

◆定時制教育

生徒の多様な教育的ニーズに配慮し、社会の変化に対応した指導が行えるよう、教育内容の精選と指導方法の工夫・改善に努める。職場や家庭と連携をとりながら、生徒一人ひとりに対しカウンセリングマインドのある指導を行う。

4 支援学校

教育課程の編成の基本方針

障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立を図るために必要な知識・技能・態度及び習慣を養う教育の推進に努める。

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の趣旨及び内容を踏まえ、教育課程を適切に編成し、実施する。

◆一貫性と系統性のある教育課程の編成と主体的な学習の推進

各教科等においては、一貫性と系統性のある教育課程を編成し、こどもが主体的に学習に取り組む態度を養うため、学習課題や活動を自己選択・自己決定する機会を設けたり、習得した知識・技能等を実際の生活の中で活用したりできるよう工夫する。

◆課題選択や自己の生き方を考える機会の充実

自立と社会参加に向け、勤労観や職業観を育成するため、こどもが豊かな人間関係の中で有意義な生活を築くようにするとともに、主体的な活動に関して適切な支援を行い、現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力の育成に努める。

また、進路指導をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、ガイダンス機能の充実を図る。

◆交流及び共同学習の推進

こどもの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、幼稚園や小中学校との交流及び共同学習を計画的、組織的に行う。

また、地域の人々等と活動を共にする機会を積極的に設けるなど、ともに学び、ともに育つ教育の推進に努める。

◆それぞれのこどもの障害の状況に応じた一貫した支援の充実

一貫した教育的支援を行うため、家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して「個別の教育支援計画」を作成するとともに、評価の方法を工夫し、こどもの成長や発達の様子を継続的・総合的にとらえるようにする。

◆指導と評価の一体化に基づく指導の充実

こどもの教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援のため、的確な実態把握に努めるとともに、各教科等において「個別の指導計画」を作成し、一貫性と系統性のある主体的な実践、評価、改善を学校全体として進める。

◆「自立活動」の充実

障害の重度・重複化、多様化に対応するため、自立活動においては学習指導要領の趣旨を踏まえ、こどもの障害に応じた適切な指導の充実に努める。

また、各教科等と密接な関連を保つようにし、計画的・組織的に取り組むとともに、具体的な指導方法を創意工夫し、主体的な活動を一層推進する。

◆支援学校のセンター的機能の充実

これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を活かし、特別支援教育コーディネーター等を中心に各学校園からの要請に応じ、必要な助言・支援を行い、地域における特別支援教育の充実を図る。あわせて、校外への派遣に伴う校内体制づくりに努めること。

※外部専門家については、校内での活用を充実させるとともに、地域支援担当教員と連携し、学校園においての事例相談や教育相談等を積極的に実施する。

第4章 人権教育の推進について

1 人権教育の推進

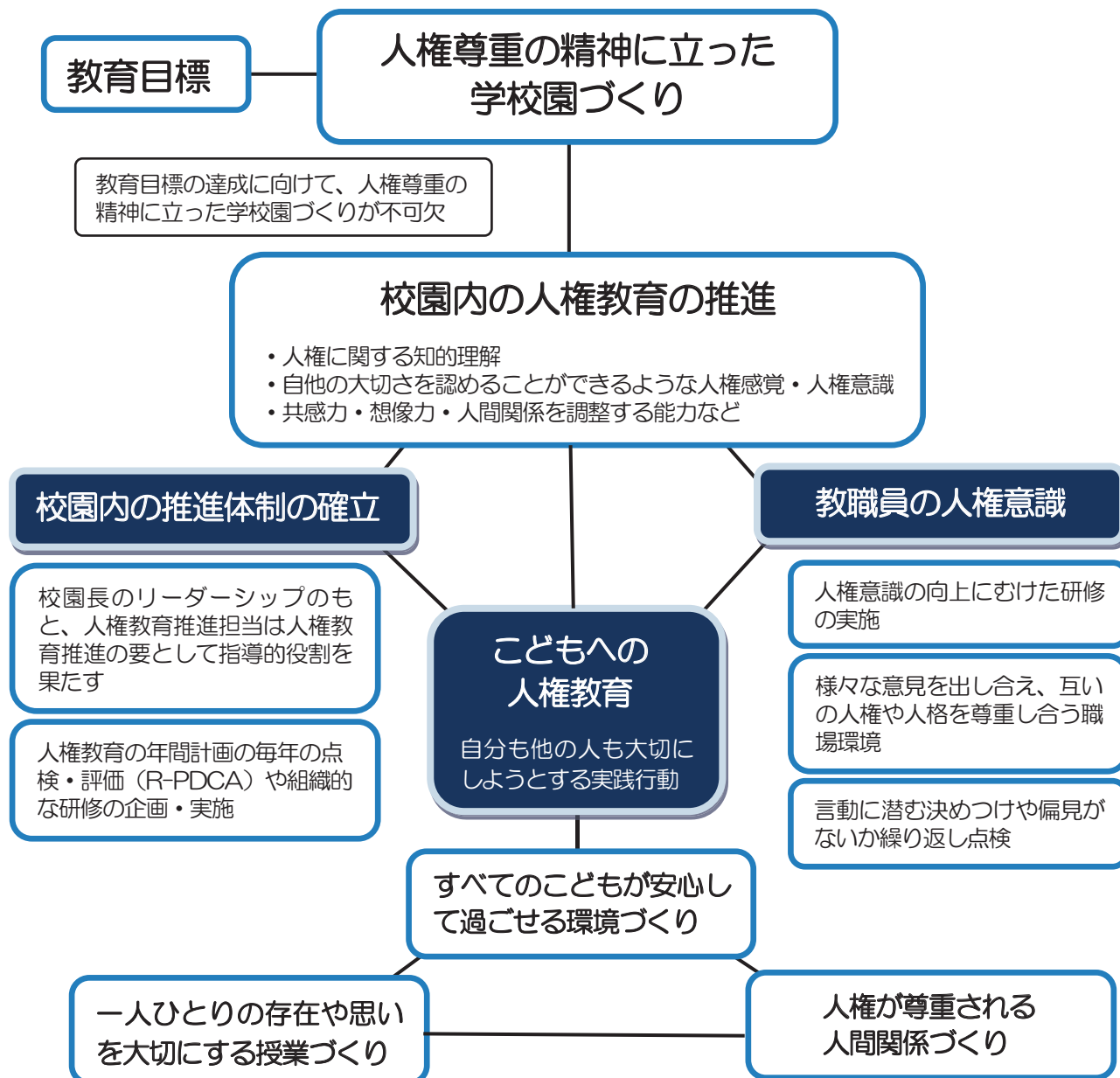
1 人権教育の目標

人権教育の目標は「児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、『自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること』ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにする」（人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕より）ことである。

2 人権教育の取組方針

人権尊重の精神に立った学校園づくり

各学校園においては、「**堺市人権教育推進方針**」に基づき、教職員が人権尊重の理念を十分に認識し、教職員ならびに子どもたちの自らの人権意識の向上につながるよう、教科等指導、生徒指導、学級経営など、その活動の全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校園づくりを進めていかなければならない。



- ・子ども一人ひとりが大切にされていることを実感できる教育実践に努める。
- ・お互いのよさや可能性を発揮できる取組を推進し、子どもどうしが認め合える仲間づくりを進める。
- ・同和教育、在日外国人・国際理解教育等、個別の人権課題の解決に向けた教育を積極的に推進する。
- ・様々な人権課題、教科等で関連する分野を取り扱う際には、それらの課題に関わる子どもがいることを前提とし、子どもの内面や背景を深く捉え、特に配慮する。
- ・日本語指導が必要な子どもには、特別の教育課程を編成した日本語指導等を実施する。
- ・性的指向及び性自認に対する理解を深め、指導者がよき理解者、相談者となれる言動及び実践を行う。
- ・子どもの思いに寄り添い、丁寧な言葉づかいや態度を常に心がける。

3 教育課程編成上の留意点及び人権教育年間計画の作成

人権教育があらゆる教育活動を通じて、計画的・組織的に推進されるよう、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にし、これまでの成果や課題を踏まえた教育課程を編成することが重要である。教育課程の編成にあたっては、次の4点に留意する。

- ① 「地域の教育力」を活用する
- ② 「体験的な活動」を取り入れる
- ③ 学習形態、教育方法の工夫を行う
- ④ 人としてのあり方、生き方につながる進路学習と関連させる

小学校低学年（小1～小3）では①～③の領域をバランスよく計画し、個別の人権課題につながる教育を各学年で実施する。小学校高学年（小4～小6）・中学校では個別の人権課題を、小中それぞれ3年間を通して実施されるよう計画する。学校園や地域の実態、児童生徒の発達段階に応じて、様々な人権にかかわる教育を積極的に取り組む。

人権基礎教育

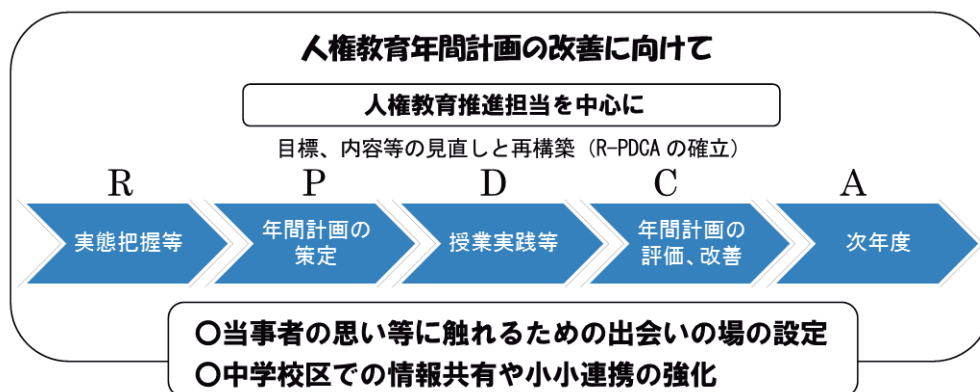
- ①（自分自身に関すること）生命の大切さ
 - ・自分と家族とのかかわり
- ② 自分と集団（他者）とのかかわり
- ③ 自分と（自然や）社会とのかかわり

注：（ ）は幼稚園

個別の人権課題の解決に向けた教育

- ・子どもの人権にかかわる教育
- ・同和教育
- ・ジェンダー平等教育
- ・障害者理解教育
- ・在日外国人・国際理解教育
- ・福祉教育（高齢者福祉を含む福祉全般）
- ・性的指向及び性自認に関する人権、日本人拉致問題に伴う人権侵害等についての教育（さまざまな人権にかかわる教育）
- ・インターネットによる人権侵害

指導にあたっては、大阪府教育委員会作成「人権教育教材集・資料」や、本市作成「堺版人権教育教材集・資料集」「指導資料（人権教育研修動画・学習指導案）」等の教材を積極的に活用し、また、令和5年4月1日に施行された「こども基本法」をはじめとする関係法令等も意識しながら指導すること。



2 差別事象が生じた際の対応の流れ

生起事象

- 事象に直面した教職員は、その場で問題点を指摘する。
- 個人だけで対応せず、すぐに状況を学校組織に報告する。

被害者の有無にかかわらず、人権問題にかかわる言動は差別事象ととらえる。

管理職・人権教育推進担当・関係者で情報を共有し、組織的に対応する
管理職は、速やかに人権教育課に報告し、連携して対応する

事実確認

事象に直面した教職員からの事実確認

- 5W1H、事象の前後の状況と流れ
- 加害者・被害者等関係者の確定、差別される立場の児童生徒の把握
- 教職員のその場での指摘内容の確認

関係者からの聞き取り

【被害者に対して】

- 観点1 言動が向けられた対象は当事者かどうか？
- 観点2 関係者の中に当事者はいたか、周囲の反応は？
- 観点3 当事者の立場の自覚はどうか？

【加害者に対して】

- 観点4 言動の意図は何であったか？
- 観点5 用いた言葉に対する認識は？
- 観点6 用いた言葉の入手経路と時期は？
- 観点7 加害者の背景は何か？

【集団に対して】

- 観点8 日常的な関係性はどうか？
- 観点9 集団の状況はどうか？

聞き取りは、事象の差別性や、背景・要因を明確にし、教育課題を見出すためのものであり、丁寧に行う。

被害者のケアが最優先の課題。被害者の気持ちに寄り添い、保護者等と連携して支援する。

加害者を責めるのではなく、加害者が自分の言動の問題点を振り返ることができるように聞き取り、適切な指導につなげる。

集団の中に加害者に通じるような意識がないかどうかを分析する。

差別性の分析

- 生じた事象がどういう意味で差別なのかを明確にする。

差別性の分析が方針を左右する。差別事象は、取組の不十分点や課題が顕在化したものである。この観点に基づき、学校づくりにつながる取組を考える。

背景・要因と学校の課題

- 聞き取りした内容から、事象に結びつく背景・要因を明確にする。
- 人権教育の内容や学校体制の課題を明確にする。

短期的方針

被害者・加害者・集団及び保護者等への事象生起を受けての取組

中・長期的方針

人権教育年間計画や内容への反映
教職員体制や研修、保護者・地域への啓発

事象を教訓化し、人権教育に根ざした学校園づくり

※詳細は、グループウェア＞書庫＞配布文書＞人権教育課＞差別事象が生じた際の対応について＞「学校園における人権教育推進のための資料集」を参照。

3 平和教育の推進

本市では、昭和 58(1983)年に市議会において「非核平和都市宣言」が議決され、「平和憲法と市民の平和で安全な生活を守るため、世界の人々と手をつなぎ、核兵器の完全禁止」を強く訴えてきた。また、平成 19 (2007) 年に平和と人権の大切さを国内外に発信し、平和社会の実現に寄与することを目的として、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」が施行された。

平和教育は、日本国憲法の理念に基づく教育基本法及び学校教育法の根本精神を基調とし、学習指導要領に則って実施する。被爆 80 周年にあたる令和 7 年度においては、より一層、原爆の恐ろしさ、平和の尊さを学習するための取組を進めることで、こどもたちが平和や生命の尊さを理解し、わが国の文化や伝統に誇りをもつとともに、国際社会の一員として、世界平和に貢献する資質や態度の育成をめざして、学校園の教育活動全体を通して行うことが重要である。

指導上の留意点

- ◆校園長を中心として、指導内容や方法について全教職員の共通理解を図り、指導の充実に努める。
- ◆教育基本法第 14 条の規定に基づき、適切に実施し、教育の中立性を確保する。
- ◆児童生徒の発達段階に応じ、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と関連させるとともに、校種間の連携をとりつつ、計画的・系統的に指導する。
- ◆児童生徒自らが主体的に学習に取り組むことができるよう、図書や映像資料、インターネット等を活用した情報収集、戦争体験者からの聞き取り、資料館や戦跡のフィールドワーク等の体験を重視した参加型の学習活動を積極的に取り入れる。
- ◆学習内容や諸資料の活用については、学習指導要領等の趣旨に従い、特定の見方や考え方に偏った取扱いにならないよう留意する。児童生徒自身が多面的・多角的に思考、判断ができるよう指導する。
- ◆在日外国人・国際理解教育及び環境教育等の人権教育と関連させ、内容を深めることができるよう、各学校園の実態に応じた創意工夫ある取組を行う。

※平和教育の推進に関する資料やピースメッセンジャーに関する詳細は、
グループウェア＞書庫＞配布文書＞市民人権局人権推進課内を参照。

参考資料

1 学習指導要領改訂と教科書採択のスケジュール

		2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
幼稚園	教育要領	H30年度～ 全面実施								
小学校	学習指導要領	移行措置		R2年度～ 全面実施						
	教科書	検定	採択			検定	採択			検定
中学校	学習指導要領	移行措置			R3年度～ 全面実施					
	教科書	採択 ※特別の教科 道徳のみ	検定	採択		検定	採択			
高等学校	学習指導要領	周知徹底	移行措置			R4年度～ 学年進行				
	教科書 主として 低学年用		検定	採択 検定	採択		検定	採択		
	教科書 主として 中学年用			検定	採択 検定	採択		検定	採択	
	教科書 主として 高学年用	採択			検定	採択 検定	採択			検定

2 教科書採択における公正確保の徹底

教科書採択については、保護者や地域住民等からいかなる疑念も抱かれることなく、公正性・透明性の確保に万全を期すために、以下について取り組む。

- (1) 教育委員会又は所属長の承認を得ることなく教科書発行者と接触することを禁止する。
- (2) 教科書の検定・採択期間中において、教科書発行者が関係する研修会等に参加することを禁止する。
- (3) 教科書発行者から教科書に係る執筆、助言等を求められた場合は所属長に申し出、所属長は速やかに教育委員会に報告する。
- (4) 教科書発行者に教科書に係る執筆、助言等を行った場合、謝礼等を受領することを禁止する。
- (5) 教育委員会は、教科書に係る執筆、助言等を行った教員等を、採択事務に関与させない。



会
界市教育委

「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」の制定について

1. 制定の背景

事件発生から 15 年が経過し、世代の交代が進み、事件を直接知らない市職員や教職員、市民が増えてきている。児童生徒も事件後生まれの世代の子ども達となってきている。

また、議会からも、事件を忘れることなく、次世代に引き継いでいくべきであるとの指摘がある。

2. 制定趣旨

平成 8 年 7 月、学校給食に起因する腸管出血性大腸菌 O157 による学童集団下痢症が発生し、児童 7,892 人を含む 9,523 人の方々が罹患し 3 人の児童の尊い命を失った。

市として、二度とこのようなことを繰り返さないために、これからも亡くなられた 3 人の児童と今なお苦しんでおられる被害者の方々を決して忘れず、事件を風化させないことを目的として「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」を制定する。

3. 制定日

平成 8 年 7 月 12 日に多数の学童が下痢、血便を主症状とする食中毒症状を発症したことから同日を「O157 堺市学童集団下痢症を忘れない日」とする。

平成 24 年 6 月 18 日開催の教育委員会定例会で制定

「O157 堺市学童集団下痢症 追悼と誓いのつどい」

目的：亡くなられた 3 人の児童、後遺症により亡くなられた方を悼み、ご冥福をお祈りするとともに、二度とあのような悲慘な出来事を繰り返さない、決して風化させないことを誓う。

日程：毎年 7 月 12 日

場所：堺市役所本館正面玄関前 「永遠に」の碑

令和7年度 取組事項一覧

※グループウェアの「書庫」でタイトルを検索するとデータが閲覧できます。

R7取組事項【校種】	令和7年度堺市学校園運営における指針				担当課	グループウェア書庫に掲載しているプラン・マニュアル等※
	頁	基本施策	R7主な取組	R7具体的な取組【校種】		
学校教育目標の実現状況を検証する視点で、学力調査結果等を各学年・各教科等で検証分析し、検証分析結果をもとに改善方策等について、全教職員で検討する。【小中】	p12	1	授業改善の推進	⑤各種調査等を活用した検証改善サイクルの確立【小中】	能力開発課研究G	・検証改善分析シートについて
各教科等の年間標準授業時数を確実に確保し、指導すべき学習内容を指導する。【小中】	p12		教育課程の充実	①適切な教育課程の編成実施とカリキュラム・マネジメントの充実【小中】	教育課程課教務G	—
「子ども堺学」の学習を、全学年で1年に2回以上実施する。【小中】	p14 p18再掲		「子ども堺学」の推進	①「子ども堺学」の取組の推進【小中】	教育課程課企画推進G	・子ども堺学 学習プログラム
・国が定める「学校図書館図書標準」に基づいた図書の購入及び廃棄等、図書整備についての検討を年1回以上実施する。【小中】 ・並行読書・調べ学習等、自由読書以外で学校図書館を活用する学習を、各学年で1回以上年間指導（評価）計画に組み込む。【小中】	p14		学校図書館教育の推進	①学校図書館の整備推進と計画的活用【小中】	教育課程課企画推進G	・堺市学校図書館運営方針 ・学校図書館運営のてびき
・小学校低学年（1～3年）で各学年1時間以上、小学校高学年（4～6年）及び中学校（1～3年）で3時間以上、在日外国人・国際理解教育を実施する。【小中】	p17	2	グローバル化に対応した人材の育成	①国際理解教育・多文化共生教育の充実【小中】	人権教育課	・人権教育年間計画の作成について
・ネイティブ・スピーカーを、年間の配当回数に応じて効果的に活用する。【小中】 ・中学校2年生において、オンライン英会話を年3回実施する。【中】	p17		英語教育の充実	①小中学校における外国語教育の充実【小中】	教育課程課企画推進G	・堺市英語教育推進プラン ・「CAN-DO リスト」（学習到達目標）作成に向けて ・小学校外国語「CAN-DOリスト」を設定・活用しよう
・学びのコンパスをもとに、3年生以上の全学級担任が、週3回以上、授業で児童用パソコンを少なくとも各10分以上活用する。【小】 ・学びのコンパスをもとに、全学年の全教科担任が、1単元で複数回、授業で生徒用パソコンを少なくとも各10分以上活用する。【中】 ・情報活用能力チェックリスト（堺市版）を活用し、中学校区で系統立てて情報活用能力の育成を図る。【小中】	p19	3	ICTを活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成	①ICTを活用した授業改善の推進及び情報活用能力の育成【小中高支】	学校ICT化推進室	・学びのコンパス ・情報活用能力チェックリスト
プログラミング教材を活用した高学年の総合的な学習の時間における取組を中心に、系統立てたプログラミング教育を行う。【小中支】	p19		プログラミング教育の充実	①プログラミング教育の充実【小中支】	学校ICT化推進室	・小学校プログラミング教育
児童生徒用パソコンを月に複数回以上（できる限り週1回以上）持ち帰り、家庭学習で活用する。【小中】	p20 p34再掲		ICTを活用した家庭学習支援	①ICTを活用した家庭学習支援【小中】	能力開発課研究G 学校ICT化推進室	—
各学校園の人権課題を踏まえた校内研修を年1回以上実施する。【全】	p21	4	人権教育の推進	③人権教育推進のための指導方法の工夫と「人権教育教材集・資料」等の積極的な活用【全】	人権教育課	・堺市立学校における人権教育への支援に関する実施要領
学習参観・オープンスクール等の機会を捉え、保護者、地域に「特別の教科 道徳」の授業を年1回公開する。また、教員相互が参観する「特別の教科 道徳」の公開授業を、年1回実施する。【小中】	p22		学校・家庭・地域が一体となって取り組む道徳教育の推進	①「考え、議論する道徳」に向けた指導・評価の工夫・改善【小中】	教育課程課教務G	—
・「あいさつ運動」「茶の湯体験」の年1回以上の実施【小中】 ・週1回以上の「朝読」の実施【小中高】	p22		「堺・スタンダード」を軸とした豊かな情操を育む取組の充実	①堺・スタンダードとして、全校で「あいさつ」「朝読」「茶の湯体験」に取り組む【小中高】	教育課程課企画推進G	—
「ハンドブック・部活動を指導するにあたって」をHPに掲載し、各部活動の年間活動計画及び毎月の活動計画を保管・管理する。【中高】	p24	5	部活動の活性化の支援	①部活動の充実と活性化【中高】 ②ノークラプへの設定【中高】	学校保健体育課保健体育係	・ハンドブック部活動を指導するにあたって
がん予防の啓発や望ましい生活習慣を身に付けさせるために、がんに関する教育を実施する。【小中】	p24		保健指導の推進	①がんに関する教育の実施【小中】	学校保健体育課保健係	・がんに関する教育 指導資料
・「食に関する指導の全体計画」の策定にあたり、前年度の食に関する指導の実施状況や成果、課題を「実態」として示した上で評価指標を設定し、給食時間、特別の教科 道徳、外国語活動及び総合的な学習の時間等における食に関する指導を計画する。【小中支】	p24		食育・睡眠教育の推進	①組織的・計画的な食育の推進と評価【全】	学校給食課	・食に関する指導の手引き—第二次改訂版— ・食育指導案・食育実践事例集
・ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、全ての子どもにわかりやすい授業を実施し、誰もが過ごしやすい集団をめざす。【全】 ・相談窓口を保護者に周知し、校園内委員会の方針により全校園で支援する体制を構築する。【全】	p27	6	インクルーシブ教育システムの構築をめざす取組、支援体制・相談機能及び通級指導教室の充実	①それぞれのこどもの特性に応じた指導・支援の充実【全】 ②特別支援教育コーディネーターを核とした校園内委員会の機能の充実【全】	支援教育課	・堺市がめざす特別支援教育の姿 ・「ともに認め合い、支える」特別支援教育の充実
全員参加の特別支援教育の研修を、年1回以上実施する。【全】	p28		特別支援教育における教員の専門性や指導力の向上	①障害のあるこどもの理解、適切な指導や必要な支援の充実【全】	支援教育課	・府立支援学校による地域支援（教育相談、研修） ・支援学校センターの機能活用
・近隣の就学前教育・保育施設と小学校の教員が保育や授業を相互に参観する機会を設ける。【幼小】 ・「幼児教育課スタンダードカリキュラム」に示す「接続期に大切にしたい5つの生活と遊び」を踏まえた教育課程の編成・実施とカリキュラム・マネジメントの推進。【幼】 ・幼保小合同研修会を活用し、幼児期の学びや育ちを踏まえ、編成したスタートカリキュラムを評価・改善し、確実に次年度へ引き継ぐ。【小】	p29	7	幼児教育と小学校教育の連携・接続の強化	①幼保小の協働によるカリキュラム・マネジメントの推進【幼小】	能力開発課幼児教育G	・幼児教育課スタンダードカリキュラム
・研究実践園において、年1回以上公開保育を実施する。【幼】 ・各園とも各公開保育に1名以上参加するとともに、自園で伝達・報告の場をもつ。【幼】 ・各園の人材育成に向け、幼児教育研修会等、各園において計画的に参加し、自園で伝達・報告の場をもつ。【幼】	p29		幼児教育センター機能の充実と公立幼稚園の研究実践機能の強化	①公立幼稚園の研究実践機能の充実【幼】	能力開発課幼児教育G	・研究実践支援事業
・学校力向上プランに「小中一貫グランドデザイン」または「学校群グランドデザイン」の内容を位置づけ、取組を評価改善する。【小中】 ・学校群（中学校区）で教育課程の接続を図るための会議や情報交換等を学期に1回以上、講師を招聘するなどした全体合同研修を年に1回以上実施する。【小中】	p30		全中学校区における小中一貫教育の充実	①めざす子ども像の共有及び評価改善による小中一貫教育の推進【小中】 ②小中一貫教育推進体制のより一層の強化【小中】	教育課程課企画推進G	・グランドデザイン作成のてびき ・堺市の小中一貫教育 ・小中一貫教育の推進ガイドライン
・授業改善や学習評価等に関する校内研修を、年2回以上実施する。【高】 ・企業や大学等と連携した授業や体験的活動を各学科年2回以上実施する。【高】	p30, 31		ゆめを実現する高等学校教育の推進	①生徒の創造性、独創性を高める指導法、教材開発の取組【高】 ②高大接続と進路指導の充実【高】	教育課程課教務G	—
3日間連続で欠席している児童生徒の情報を教職員間で共有し、正当な理由なく7日以上連続して欠席し、児童生徒本人の状況が確認できていない場合は、背景等を十分に把握した上で早急に教育委員会に報告する。【小中高支】	p33 p44再掲	8	不登校、病欠児童児童生徒等への支援の充実	①不登校のこどもへの効果的な支援【小中高支】	生徒指導課	・不登校児童生徒【個人票】サンプル ・月別状況調査票（入力説明） ・月別状況調査票（学校 報告用） ・月別状況調査票（記入例）
・年度当初に「学校力向上プラン」を作成・公表し、年度途中に取組の進捗確認を1回以上実施・公表、年度末に自己評価及び学校関係者を実施・公表する。【全】 ・全小中学校に「学校協議会」を設置し、年3回以上、学校協議会を開催する。【小中】	p35		R-POCAサイクルによる学校経営の推進	①「学校力向上プラン」を核としたR-POCAサイクルの確立による学校運営【全】 ②「堺版コミュニティ・スクール」の推進【小中】	教育課程課教務G	・学校評価関係 ・03 堺市学校協議員に関する要綱 ・04 留意事項
・各校における教育職員の年間勤務時間外在校等時間が、720時間を超える職員 ゼロ【全】 ・2ヵ月連続時間外在校等時間80時間を超える職員 ゼロ【全】 ・教員の負担軽減を議題とした学校協議会等の実施および働き方改革への理解をはかる学校アンケート（保護者用）の実施【全】	p36	9	学校業務の効率化・適正化の推進	①教職員の働き方改革の推進【全】	教職員企画課	・堺市立学校園の労働安全衛生について ・堺市立学校園における職員の健康相談について ・ウェルビーイング向上のための取組指針

令和7年度 取組事項一覧

※グループウェアの「書庫」でタイトルを検索するとデータが閲覧できます。

R7取組事項【校種】	令和7年度堺市学校園運営における指針				担当課	グループウェア書庫に掲載しているプラン・マニュアル等※
	頁	基本施策	R7主な取組	R7具体的な取組【校種】		
・ストレスチェックの学校園内受検率85%以上【全】 ・産業医参加(原則)の衛生委員会の開催及び健康相談(二次予防)の実施【全】 ※衛生委員会 50人以上の学校園： 月1回 その他の学校園：学期1回	p36	9	教職員のメンタルヘルス対策の充実	①教職員が心身ともに健康で、いきいきと働ける環境づくり【全】	教職員企画課	・ストレスチェック制度実施要領 ・堺市立学校園の労働安全衛生について
・「堺市教員育成指標」や「研修受講履歴」を活用し、管理職による対話を年2回実施する。【全】 ・各学校園におけるめざす子ども像の実現に向けて、学校園の研究テーマに関わる校園内研修を年間3回以上実施する。(研究授業を伴う協議会の回数は含まない。)【全】 ・研究授業を行い、全員参加の協議会を実施する。(幼稚園3回以上、小学校6回以上、中学校3回以上)【幼小中】	p37	10	教員研修の充実	①「研修観」の転換【全】 ②「堺市教員育成指標」、「堺市教員研修計画」、「研修受講履歴」を活用した対話に基づく指導助言の実施【全】 ③ 組織的・継続的な校園内研修体制の構築【全】	能力開発課研修G	・令和7年度教職員研修計画 ・堺市教員育成指標に基づく自己チェック表 ・「堺市教員育成指標」自己評価シート ・校園内研修ガイドブック ・堺版 教師の学び合いスタンダード
「いじめ対応チェックシート」及び「いじめの重大事態から学ぶ対応事例集」を活用した校内研修を、年1回以上実施する。【小中高支】	p38			④いじめ問題の対応力向上研修の推進【小中高支】	生徒指導課	・「いじめの重大事態から学ぶ対応事例集」
コンプライアンスの徹底及びハラスメント防止に関する校園内研修を、年1回以上実施する。【全】	p38			①教職員としてのコンプライアンスの徹底【全】 ②不祥事防止研修及び服務規律における定期的な点検の実施【全】 ③ハラスメント行為の防止【全】	教職員人事課	・未来をつくる堺の誇り-不祥事根絶のために- ・コンプライアンス・マニュアルⅡ～不祥事ゼロを実現するために～ ・ハラスメントのない学校園にするために「ハラスメント対応マニュアル」 ・「教職員のコンプライアンスのためのSELF_CHECK SHEET」
人権研修を、全ての教職員が年1回以上受講する。【全】	p38			④人権に関する認識の深い、人権感覚豊かな教職員の育成【全】	人権教育課	・堺市立学校における人権教育への支援に関する実施要領
「体罰根絶のために【第4改訂版】」を活用した校園内研修を、すべての教職員が年1回以上受講する。また、ICJを活用した体罰の防止研修をすべての教職員が実施する。【全】	p38			⑤体罰根絶に向けた取組の徹底【全】	生徒指導課	・「体罰根絶のために【第4改訂版】(デジタルテキスト)」
・「学校(園)徴収金事務取扱マニュアル」に基づき、事務処理の適正化を図るとともに事故を未然に防止するため、少なくとも学期終了時(年3回)には銀行口座の出入金を確認し、金銭出納簿と照合する。【全】	p39, 40			⑧学校徴収金等の適切な取扱いの徹底【全】	教育課程課教務G	・学校(園)徴収金マニュアル ・確認・点検シート ・学校徴収金事務取扱説明会資料
・いじめ防止授業を、年1回以上実施する【小中高支】	p42	11	いじめや不登校の未然防止	①いじめや不登校の未然防止【小中高支】	生徒指導課	・いじめ防止授業
・いじめアンケートを年3回(学期に1回)以上確実に実施し、「学校いじめ防止基本方針」に基づいたいじめの未然防止・早期発見・組織的対応に取り組む。【小中高支】 ・いじめアンケートは、実施年度を含めて3年間、適切に保存する。【小中高支】 ・「学校いじめ防止等対策委員会」を設置し、情報共有、支援内容等の検討を行い、会議録を作成する。【小中高支】 ・「学校いじめ防止基本方針」をHPに掲載するとともに、学校の実情に即して適切に機能しているかを「学校いじめ防止等対策委員会」を中心に点検し、毎年度見直す。【小中高支】	p43, 44		いじめ対応の徹底	①いじめ対応の徹底【小中高支】 ②「学校いじめ防止基本方針」や学校のいじめ防止等の取組の検証と見直し【小中高支】 ③「いじめの防止等の対策のための組織」を中核とした組織的に対応できる生徒指導体制の確立【小中高支】	生徒指導課	・いじめアンケート ・いじめアンケート保存ガイドライン
・毎年見直しを行い、合理的な説明が難しいと思われる学校のきまりやルール(校則)は、速やかに見直す。【小中高支】 ・学校のきまりやルール(校則)は、児童生徒が主体的に参画して見直しを行い、児童生徒、保護者や地域の方と共通理解を図るため、各学校のホームページに公表する。【小中高支】	p45		児童生徒の学びを通じた取組	③学校のきまりやルール(校則)の運用・見直し【小中高支】	生徒指導課	・学校のきまりやルール(校則)の見直しガイドライン
デートDV防止研修に、啓発冊子配付対象学年の教員が参加し、研修内容の伝達、共有を行う。【中高】	p47		性暴力被害の防止	③デートDV防止に向けた取組【中高】	生徒指導課	—
虐待が疑われる場合には速やかに各区子育て支援課等へ通告する。【全】	p47		児童虐待への迅速で適切な対応	①児童虐待への迅速で適切な対応【全】	生徒指導課	・体罰等によらない子育てを広げよう(厚生労働省) ・児童虐待への対応のポイント(文部科学省) ・学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き(文部科学省) ・虐待報告記入説明 ・虐待情報提供書 ・虐待通告書 ・虐待通告書記入説明
・校務分掌に「学校安全担当」を位置付ける。【全】 ・「学校安全計画」を作成し、安全教育・安全管理活動に組織的に取り組むとともに、その効果や課題を検証し、毎年見直しを行う。【全】	p51	12	学校安全の推進	①学校安全計画の作成と、校内体制の構築【全】	学校保健体育課保健係 危機管理担当	・学校保健必携
転落事故防止や不審者侵入防止の視点を含めた安全点検指導を、月1回以上実施する。【全】	p51, 52			②安全点検の実施【全】 ③事故情報や事故につながる情報(“ヒヤリハット”情報)の共有【全】 ④不審者侵入防止に関する安全管理の徹底【全】 ⑤体育的活動や行事での事故防止【小中】	学校保健体育課保健係 危機管理担当 学校給食課 学校施設課	
食物アレルギーを有する児童生徒等の情報を共有し、給食をはじめ、調理実習等食を扱う活動において、誤食等の事故を起こさないよう、食物アレルギー対応委員会を設置の上、安全管理体制を構築する。【全】	p52			⑦食物アレルギー対応委員会の設置【全】	学校給食課 学校保健体育課保健係	・学校における食物アレルギー対応ガイドライン ・学校給食における食物アレルギー対応マニュアル
・給食当番の4項目の衛生点検(①下痢症状の有無、②発熱・腹痛・嘔吐の有無、③衛生的な服装、④手指の洗浄)を実施し記録を保管する。【小中支】 ・除去食の個人献立表のある児童生徒は最初に配膳し、食べる前に正しく配膳されているかどうか学級担任等と児童生徒が一緒に確認する。【小中支】	p54		安全・安心でおいしい学校給食の提供	①安全・安心を第一に、子どもたちが楽しく食事ができるおいしい学校給食を提供【小中支】 ②食物アレルギーを有する児童生徒の給食の安全管理を徹底【全】	学校給食課 学校保健体育課保健係	

私たちのまち堺から
人権文化の  を咲かせよう

令和 7 年度

堺市立学校園運営における指針

令和 7 年 3 月発行

編集・発行

堺市教育委員会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号